

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
令和2年度における業務の実績に関する評価

令和3年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人日本スポーツ振興センター 年度評価 目次

1－1－1	評価の概要	・・・ p 1
1－1－2	総合評定	・・・ p 2
1－1－3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1－1－4－1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I－1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I－2 国際競技力向上のための取組	・・・ p 13
	項目別評価調書 No. I－3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	・・・ p 24
	項目別評価調書 No. I－4 スポーツ・インテグリティの保護・強化	・・・ p 30
	項目別評価調書 No. I－5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	・・・ p 36
	項目別評価調書 No. I－6 国内外の情報の分析・提供等	・・・ p 43
1－1－4－2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 51
	項目別評価調書 No. II 業務運営の効率化に関する事項	・・・ p 51
	項目別評価調書 No. III－1 予算の適切な管理と効率的な執行等	・・・ p 56
	項目別評価調書 No. III－2 自己収入の拡大	・・・ p 56
	項目別評価調書 No. IV－1 長期的視野に立った施設整備の実施	・・・ p 61
	項目別評価調書 No. IV－2 内部統制の強化	・・・ p 63
	項目別評価調書 No. IV－3 適正な人員配置等	・・・ p 67
	項目別評価調書 No. IV－4 情報セキュリティ対策の強化	・・・ p 70
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 72

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		文部科学大臣	
	法人所管部局	スポーツ庁	担当課、責任者 政策課 今井裕一
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者 政策課 林孝浩

3. 評価の実施に関する事項	
令和3年7月2日 独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第1回）を開催し、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長等から令和2年度の業務実績及び自己評価の内容について説明を求めるとともに、監事から業務実績等に関する報告を聴取し、有識者会合委員から業務実績及び自己評価に関する意見をいただいた。	
令和3年7月20日 独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第2回）を開催し、有識者会合委員から大臣評価案に対する意見をいただいた。	

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		B	A	B	
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」6 項目のうち、「国際競技力向上のための取組」、「スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施」、「災害共済給付の実施と学校安全支援の充実」、「国内外の情報の分析・提供等」の4 項目については、中期計画等に定められた以上の成果と業務の進捗が認められる。 ○「スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等」、「スポーツ・インテグリティの保護・強化」についても、中期計画等に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」については、中期計画等に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナウイルス感染症拡大により、以下の影響があった。 ・国立競技場は 27 日間、秩父宮ラグビー場は 21 日間、国立代々木競技場第一体育館は 119 日間、第二体育館は 35 日間利用中止となった。 ・スポーツ振興くじを 4 月から 5 月中旬までの間販売することができなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	I-1：保有するスポーツ施設について、引き続き、適切な新型コロナウイルス感染症対策を行い、利用者に安全・安心な環境を提供することを期待する。(p. 7 参照) 施設利用者の満足度調査について、大規模スポーツ施設は利用するスポーツ団体のみならず、一般来場者に対するアンケートの実施の検討を期待する。(p. 7 参照) 国立競技場について、今回のコロナ禍の経験を踏まえながら、大会後の一般利用の開始に向けた準備及び民間事業化に向けた検討を着実に進めるとともに、様々な機会を積極的に活用し、国立競技場の意義等をアピールしていくことを期待する。(p. 7 参照) I-2：東京 2020 大会や冬の北京 2022 大会において、代表選手が優秀な成績を収めることができるよう多面的な支援を引き続き行うとともに、これまでの法人の取組について評価・検証を行い、東京 2020 大会以降も見据えて、中央競技団体が強力で持続可能な強化活動を行えるよう貢献していくことを期待する。(p.15 参照) I-3：スポーツ振興くじの売り上げについて、引き続き、商品の効果的・効率的な宣伝や臨機に応じた販売機会の確保等を通じ、売り上げを確保することを期待する。(p.25 参照) スポーツ振興投票の実施等に関する法律等の改正を踏まえた魅力的な新商品の開発に期待する。(p.26 参照) スポーツ参加人口について、国民がわかりやすい表現とするよう改善を期待する。(p.26 参照) I-4：東京 2020 大会に向けて国内外の関係機関と構築した情報共有のネットワーク等の成果が、大会後のレガシーとなるよう JADA や関係団体等と更なる連携を図ることを期待する。(p.31 参照) I-5：法令改正により、年度途中に経営を開始した保育所等も当該年度から加入契約を締結することができるようになったことから、新たに経営を開始した保育所等の設置者に対し、関係省庁等との連携・協力の下、更なる制度周知及び加入促進の取組を行っていく必要がある。また、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故防止のための資料等の活用状況を調査し、個々の資料等の活用実態を把握した上で、資料等が効果的に活用できる方法を検討し、提供していく必要がある。(p.38 参照)

	I—6：スポーツ団体等への情報提供数として、907 件のうち、880 件はNF へのセミナー発信件数となり、情報の横連携ができ始めたことが分かる。今後は、有用な情報を今までどおり提供しつつ、スポーツ団体の求める情報を深掘りしたうえで、個別の情報提供が増えるような工夫を期待する。(p. 45 参照) III—1、2：国への財政依存度を減少させるため、自己収入の増加に資する取組を加速させることを期待する。(p. 56 参照) IV—1：秩父宮ラグビー場の施設計画については、再開発事業スケジュールの遵守に努め、関係機関と連携しながら適切に進めることを期待する。(p. 61 参照) IV—3：男女共同参画等への取組について、指導的地位に占める女性の割合が 30%以上となるよう引き続き取り組むことを期待する。(p. 67 参照)
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令 を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定、平成 29 年 4 月 1 日一部改定、以降「旧評価基準」とする)」p10)

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

中期目標	年度評価					項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. スポーツ施設の管理運営、 並びにスポーツ施設を活用した スポーツの振興等	B○重	A○重	B○重			I-1	
2. 国際競技力向上のための取 組	<u>A重</u>	<u>A重</u>	<u>A重</u>			I-2	
3. スポーツ振興のための助成 財源の確保と効果的な助成の実 施	<u>B○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>			I-3	
4. スポーツ・インテグリティ の保護・強化	B	A	B			I-4	
5. 災害共済給付の実施と学校 安全支援の充実	A	A	A			I-5	
6. 国内外の情報の分析・提供 等	B	B	A			I-6	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B			Ⅱ	

中期目標	年度評価					項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
1. 予算の適切な管理と効率的 な執行等	B	B	B			Ⅲ-1	
2. 自己収入の拡大						Ⅲ-2	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項							
1. 長期的視野に立った施設整 備の実施	B	A	B			Ⅳ-1	
2. 内部統制の強化	B	B	B			Ⅳ-2	
3. 適正な人員配置等	B	B	B			Ⅳ-3	
4. 情報セキュリティ対策 の強化	B	B	B			Ⅳ-4	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査No.を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（施設利用者のニーズを踏まえた満足度の高い施設運営を行うことや新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の今後の在り方を検討していくことは、今後のスポーツ振興を図っていくために非常に重要なことであるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設利用者の満足度	満足・やや満足 80%以上	—	85.0%	87.9%	92.3%			予算額（千円）	1,101,271	1,909,891	3,064,390		
								決算額（千円）	908,006	1,737,663	2,246,423		
保有するスポーツ施設のスポーツ参加人口	前年度比増加	（平成 29 年度） 577,206 人	570,501 人 (98.9%)	759,943 人 (133.2%)	406,512 人 (53.5%)			経常費用（千円）	943,751	1,901,265	2,311,559		
								経常利益（千円）	75,394	187,632	214,907		
								行政サービス 実施コスト（千円）	744,010	—	—		
								行政コスト（千円）	—	2,554,415	2,732,458		
								従事人員数（人）	24.3	26.8	41.2		

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標、中期計画、年度計画											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価							
	主な業務実績等	自己評価		評価	B						
<主な定量的指標> ・施設利用者のニーズ等を踏まえた改善を実施し、その改善効果を把握するためアンケートやヒアリング等による満足度調査を行い、80%以上から「満足している・やや満足している」との高評価を得る。 ・保有するスポーツ施設の活用を促進し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 <その他指標> なし <評価の視点> ・施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるPDCAサイクルを機能させる必要がある。 前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査(4段階評価)において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価(満足・	<主要な業務実績> 【当該項目における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組】 - 施設の営業時間の短縮等を余儀なくされる中、各施設において新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを策定し、最大限営業時間の確保に努めたことにより、スポーツ参画の機会を提供した。また、スタジアムツアー等の動画を配信し、コロナ禍で施設利用が制限される状況下において広く一般へ情報発信を行った。 - 新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した研修会の開催を通して安全対策のノウハウの蓄積を図り、全国の山岳関係団体へ研修会再開モデルとして発信した。コロナ禍における安全登山の情報発信としてオンライン研修会、オンライン教材の充実に努め、一般登山者向けにも普及・啓発活動の機会を創出した。 1. 大規模スポーツ施設の稼働状況 新型コロナウイルス感染症拡大による東京都の要請に基づき、スポーツ施設の利用機会が制限されることとなったが、施設ごとに新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを策定し、施設管理者が行う取組（消毒、換気、注意喚起等）及び施設利用者に対する取組依頼（消毒、検温、社会的距離確保等）を徹底し、施設が安全・安心に利用できるよう態勢を整えた。 以上の取組により、クラスターを発生させることなく、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供し、施設利用者にはスポーツ参画の機会を提供した。 (1) 国立競技場 2020年東京大会が延期となったため、令和2年度については、2021年に開催される大会に向けたオペレーションの確認の場（テストイベント）となるスポーツイベント等への貸出を行うとともに、これまでに培ったイベント開催のノウハウ等を（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に引き継ぐ等の役割を担った。加えてテストイベントの準備や本番等を通じて、2020年東京大会で想定される課題等について整理し、情報提供や認識合わせを図った。また、大会の延期に伴い引き続き一般利用が制限される中で、国立競技場に入場いただく機会がない方にも競技場を知っていただけるよう、JSCホームページにおいて、国立競技場の解体から竣工までの工程を撮影したタイムラプス映像や国立競技場の特色を紹介する動画（スタジアムツアー等）を掲載するなどの情報発信を行うとともに、ホームページを見やすくするため、体系だった整理やわかりやすいタイトルの設定なども行った。 (2) 秩父宮ラグビー場 令和元年度にラグビーワールドカップ2019の公認キャンプ地として利用されたため稼働日数が多かったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントの開催数が減少したため、稼働日数が大幅に減少した。 (3) 国立代々木競技場第一体育館（第一体育館） 2020年東京大会の延期を受け、再開準備の整った7月より営業を開始し、様々な行事への利用機会の提供に努めた。 (4) 国立代々木競技場第二体育館（第二体育館） 耐震改修等工事が7月に竣工し、10月より営業を再開した。 <令和2年度稼働日数> (単位：日) <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>国立競技場</td><td>24 (8)</td><td>40 (17)</td></tr></table>	区分	令和元年度	令和2年度	国立競技場	24 (8)	40 (17)	<評価と根拠> 評価：B 【中期目標に定められる指標に対する成果】 2つの定量的指標のうち、施設利用者の満足度については目標値の100%以上を達成することができた一方、スポーツ参画人口は前年度比で増加とはならなかった。 施設利用者の満足度調査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント数の減少から、回答者の母数が大きく減少したため一概に比較はできないが、「満足」「やや満足」の割合が対象施設の平均値で92.3%となり、評価指標の目標数値（80%以上）を達成した。 スポーツ参画人口については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント開催数の減少及び催物の開催制限（入客制限）等が大きく影響し、全体としての目標値の達成とはならなかったが、フットサルコートでは年末年始営業といった弾力的な施設運営（年末年始営業期間での利用人数前年度比156.5%）を行うことで、令和2年度の営業期間と同期間での前年度比94.0%と、営業時間を短縮した期間がある中で令和元年度と同程度の参画人口を維持できた。 【評価に資する主な成果】 国立競技場の大会後の運営管理に関する検討は、国民からの関心も高く、非常に重要度の高い業務であるが、年度計画のとおり、収支シミュレーションの精査やマーケットサウンディングに向けた資料の更新等を着実に実施した。 また、2020年東京大会の延期を受け、国立競技場への来場の機会がない方にも国立競技場の魅力をお伝えする施設紹介動画（日英2か国語対応）を作成し情報発信に取り組んだ。 フットサルコートの年末年始の営業といった、利用者のニーズに合った弾力的な施設運営を行ったことにより、施設利用者の利便性の向上及び利用者のスポーツ参画機会の拡大に寄与することができた。 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の資料の価値づ		<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・保有するスポーツ施設について、引き続き、適切な新型コロナウイルス感染症対策を行い、利用者に安全・安心な環境を提供することを期待する。 ・施設利用者の満足度調査について、大規模スポーツ施設は利用するスポーツ団体のみならず、一般来場者に対するアンケートの実施の検討を期待する。 ・国立競技場について、今回のコロナ禍の経験を踏まえながら、大会後の一般利用の開始に向けた準備及び民間事業化に向けた検討を着実に進めるとともに、様々な機会を積極的に活用し、国立競技場の意義等をアピールしていくことを期待する。	
区分	令和元年度	令和2年度									
国立競技場	24 (8)	40 (17)									

やや満足)の割合が平成25年度から28年度の平均が 79.6%であったことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。 ・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、JSC が保有するスポーツ施設の活用を促進を図り、その結果として、スポーツ施設におけるスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。	<table border="1"> <tr> <td>秩父宮ラグビー場</td><td>163 (151)</td><td>36 (33)</td></tr> <tr> <td>第一体育館</td><td>115 (39)</td><td>89 (49)</td></tr> <tr> <td>第二体育館</td><td>—</td><td>53 (49)</td></tr> </table> ※ () はスポーツ利用 ※ 国立競技場は、令和元年11月30日に竣工 ※ 第一体育館は、令和元年9月30日に耐震改修等工事が竣工し、令和元年11月1日から利用を再開 ※ 第二体育館は、令和2年7月31日に耐震改修等工事が竣工し、令和2年10月9日から利用を再開 なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用中止は、国立競技場は27日(うち、スポーツ利用20日)、秩父宮ラグビー場は21日(うち、スポーツ利用21日)、第一体育館は119日(うち、スポーツ利用29日)、第二体育館は、35日(うち、スポーツ利用30日)となった。 2. 施設利用者のニーズを踏まえた改善 (1) アンケートの実施結果 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">「満足」「やや満足」の割合</th></tr> <tr> <th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> <tr> <td>秩父宮ラグビー場</td><td>77.1%</td><td>92.9%</td></tr> <tr> <td>テニス場(※1)</td><td>92.5%</td><td>91.8%</td></tr> <tr> <td>第一体育館</td><td>86.6%</td><td>90.0%</td></tr> <tr> <td>第二体育館</td><td>—</td><td>90.2%</td></tr> <tr> <td>フットサルコート(※2)</td><td>95.2%</td><td>95.7%</td></tr> <tr> <td>室内水泳場(※2)</td><td>—</td><td>92.9%</td></tr> <tr> <td>平均値</td><td>87.9%</td><td>92.3%</td></tr> </table> ※1 秩父宮ラグビー場内。以下同じ ※2 国立代々木競技場内。以下同じ ※ 国立競技場については、ヒアリングを実施 (2) 利用者のニーズ等を踏まえた改善 アンケート結果等を踏まえ、以下のとおり施設の改善を行い、利用者の利便性を高めた。 (国立競技場) ・中継関係：中継端子盤の設置 ・防音関係：暗幕の購入、防音シートの購入(ゲート用) ・大型映像・音響関係：大型映像装置室・音響操作室のスピーカー増設及び音響配線の追加敷設 (秩父宮ラグビー場) ・貴賓室空調修繕 (第二体育館) ・バリアフリー面の改善(館外通路の平滑化、選手更衣室・トイレの整備等) ・機械設備の更新 ・アリーナ床、観客席等の改修 ・競技用設備(バスケットゴール、表示設備)の更新 (フットサルコート) ・人工芝の部分補修 ・洗面台等補修 (有料駐車場(国立代々木競技場内)) ・自動読み取り計算機の設置 (3) スポーツ参画人口の状況 2020年東京大会のため、令和2年度は施設の営業を限定的に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大	秩父宮ラグビー場	163 (151)	36 (33)	第一体育館	115 (39)	89 (49)	第二体育館	—	53 (49)	区分	「満足」「やや満足」の割合		令和元年度	令和2年度	秩父宮ラグビー場	77.1%	92.9%	テニス場(※1)	92.5%	91.8%	第一体育館	86.6%	90.0%	第二体育館	—	90.2%	フットサルコート(※2)	95.2%	95.7%	室内水泳場(※2)	—	92.9%	平均値	87.9%	92.3%	け及び収集方針策定については、「資料の価値づけ及び収集方針策定等検討ワーキンググループ」における外部有識者による検討会議をオンラインに切り替えることにより、予定通り進めることができた。全5回の会議の検討結果を「最終報告書」としてまとめ、これを受けてJSCとして「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館 資料収集方針」(令和3年3月30日)を策定した。これにより、今後館として持つべき資料及び収集対象が明確化された。 また、今年度新たに実施した開かれた博物館としての活動に資する取組を通じて、①文化庁補助事業による関係機関とのネットワーク形成の促進、②デジタルアーカイブによる資料目録の整備及び公開・提供、③資料修復を目的としたクラウドファンディングを契機とした資料保存に対する意識向上への寄与、といった成果を上げることができた。 安全登山に関する普及啓発の取組に関しては、研修会の開催に際し、策定したガイドラインに即した感染症防止対策を徹底するとともに、新たな試みとしてオンラインを活用した開催方法を検討し実施することで、全国の山岳団体や山岳遭難救助組織へコロナ禍において研修会等を開催するモデル事例として情報発信した。 また、高等学校登山指導者のみならず、一般登山者を含むすべての登山関係者の知識向上に寄与することを目的とし、新たな取組として、過去に作成した資料の電子書籍化や高等学校登山指導者向け動画を作成し、それらをホームページに掲載することで、広く情報発信するなど、啓発に取り組んだ。 一般登山者向けの冊子については、引き続き消防署や山岳遭難救助組織等に配布することにより、一般登山者の目に触れる機会の増大を図った。 令和元年度に引き続き総務省消防庁からの業務請負により、消防職員を対象とした研修会を実施したところ、消防職員に共通した課題や対応が明らかになり、国立登山研修所の今後の機能や役割の検証に資するものとなった。 【総括】 以上のとおり、スポーツ参画人口については、前年度のラグビーワールドカップ2019開催に伴う利用者数増加の反動減に加えて、新型コロナウイルス感染症等の影響を大きく受けて減少したが、利用における安全対策の充実等を踏まえ、可能な限り営業を実施した。このことから、B評価とする。 <その他事項> —
秩父宮ラグビー場	163 (151)	36 (33)																																			
第一体育館	115 (39)	89 (49)																																			
第二体育館	—	53 (49)																																			
区分	「満足」「やや満足」の割合																																				
	令和元年度	令和2年度																																			
秩父宮ラグビー場	77.1%	92.9%																																			
テニス場(※1)	92.5%	91.8%																																			
第一体育館	86.6%	90.0%																																			
第二体育館	—	90.2%																																			
フットサルコート(※2)	95.2%	95.7%																																			
室内水泳場(※2)	—	92.9%																																			
平均値	87.9%	92.3%																																			

による 2020 年東京大会の延期に伴い、営業再開に向けた各施設の準備を進めた。

準備にあたっては、施設ごとに新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを策定し、施設管理者として感染症拡大防止に努め、また、政府等の方針の範囲内で最大限営業時間を確保し、保有する下記のスポーツ施設の貸出やフットサル大会の開催等を通じて、スポーツに参画する（「する」「みる」「ささえる」）ための環境を整えた。

なお、秩父宮ラグビー場は、前年度のラグビーワールドカップ 2019 開催に伴う利用者数増加の反動減に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による試合開催期間の中断等もあり、令和 2 年度については、前年度比で 29.9%となった、テニスコートにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年 4 月 1 日～6 月 9 日の期間、営業を休止としたことが影響し、前年度比で 79.6%となった。

また、フットサルコートは、2020 年東京大会延期を受け営業再開に向けて準備を行ったが、令和 2 年 4 月 1 日～6 月 30 日は営業を休止、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により令和 3 年 1 月 12 日～3 月 21 日は営業時間を短縮した。この影響により、前年度比で 69.2%となったが、年末年始営業といった弾力的な施設運営（年末年始営業期間での利用人数前年度比 156.5%）を行った。この結果、コロナ禍でありながらも、令和 2 年度の営業期間（7 月～3 月）で前年度比 94.0%となり、営業時間を短縮していた期間がある中で、令和元年度と同程度の参画人口を維持することができた。

＜施設利用者（スポーツ参画人口）の状況＞

（単位：人）

区分	令和元年度	令和 2 年度	増減	対前年度比
国立競技場	121,228	61,506	△59,722	50.7%
秩父宮ラグビー場	386,804	115,790	△271,014	29.9%
テニスコート	25,595	20,380	△5,215	79.6%
第一体育館	86,921	46,859	△40,062	53.9%
フットサルコート	139,395	96,468	△42,927	69.2%
計	759,943	341,003	△418,940	44.9%
第二体育館	—	18,599	18,599	—
室内水泳場	—	46,910	46,910	—
合計	759,943	406,512	△353,431	53.5%

※ 上記人数は総入場者数、総利用者数であり設営撤去日のスタッフ等を含む。

※ テニスコートは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年 4 月 1 日～6 月 9 日の期間営業を休止。

※ フットサルコートは、2020 年東京大会延期に伴い、令和 2 年 4 月 1 日～6 月 30 日の期間営業休止。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 3 年 1 月 12 日～3 月 21 日は営業時間を短縮。

※ 室内水泳場は、令和 2 年 10 月 9 日から利用を再開。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 3 年 1 月 12 日～3 月 21 日は営業時間を短縮。

3. 国立競技場の大会後の運営管理に関する検討

「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成 29 年 11 月 13 日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム（座長：文部科学副大臣）決定）等の政府方針に基づき、大会後のマーケットサウンディングに向けた開示資料案の作成や収支シミュレーションの検討等を行い、ワーキングチームの事務局であるスポーツ庁に適時に報告を行った。

4. 弾力的な施設運営の検討

令和元年度に続き、フットサルコートにおいて、年末年始も営業することにより、施設利用者のスポーツ参画機会の拡大に寄与した。

- ・年末年始営業日：令和 2 年 12 月 29 日、30 日、31 日、令和 3 年 1 月 3 日
- ・利用者数：1,828 人（令和元年度利用者数 1,168 人）

5. 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の資料の価値づけ及び収集方針策定等の検討と所蔵資料等の整理

（1）資料の価値づけ及び収集方針策定等の検討

平成 30 年度に取りまとめた「スポーツ博物館将来構想」（平成 31 年 3 月 29 日 JSC 策定）に基づき、資料の評価や資料

＜課題と対応＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響とそれに伴う 2020 年東京大会の延期による影響に適切に対応しつつ、施設の活用を図る。

秩父宮ラグビー場利用団体へのアンケートについては、引き続き利用者のニーズを踏まえた運営に取り組むとともに、一般来場者アンケートの実施について協議を進める。

秩父宮ラグビー場におけるスポーツ参画人口は、通常の稼働状況に戻った際、芝生の状況により利用を制限せざるを得ないが、その場合、利用日数が減り総入場者数への影響が大きいことから、引き続き両者のバランスを取りながら良好なコンディションを維持していく。

なお、スポーツ施設の管理運営については、国が設置する関係会議等に示される方向性も踏まえ、スポーツのみならず、文化的イベントの推進による価値向上にも着目していく必要があり、次期計画に向けては、施設全体の利用者数も評価の視点として検討する必要があるのではないか。

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の収集方針が策定されたことを受けて、既存資料の精査を進めて分散管理の対象となるものの洗い出しを進めるとともに、分散管理先の調査を行う。

	価値を踏まえた収集方針策定に向けた指針の検討を行うことを目的として、令和元年度に「資料の価値づけ及び収集方針策定等検討ワーキンググループ」(WG)を立ち上げ、令和2年度までに全5回の会議を終了した(令和元年度3回、令和2年度2回開催)。 ＜令和2年度の開催概要＞ ・第4回会議(出席者7人) 実施日:令和2年8月5日(オンライン開催) ・第5回会議(出席者7人) 実施日:令和2年10月22日(オンライン開催) 有識者の意見とWGでの議論を踏まえて、令和2年12月23日にWGとしての「最終報告書」をまとめ、これを受けて「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館 資料収集方針」(令和3年3月30日)を策定し、ホームページで公表した。 (2) 所蔵資料等の整理 昭和34年の開館以降、これまでに収集・保存している資料群については、未登録のものや所有権が不明となっているものも多数あり、所蔵資料の状況が十分把握できていない状況であったことから、管理の適正化を図るため、旧国立競技場の取壊しに伴い一時休館となった平成26年度から集中的に各種資料の整理を進めている。 令和2年度は次の作業を中心に取り組み、資料管理の適正化を図ることができた。 ① 所蔵資料の精選 WGにおける検討内容を踏まえ、分散管理を行う資料として国民体育大会に関する地方自治体からの寄託資料の抽出を行った。このうち2件(233点)について、資料のデジタル化を行った上で、関係機関へ返還を行った。 ② 目録データの整備 収蔵資料の管理及び一般利用者に対して公開・提供する収蔵資料管理・公開システム(アーカイブシステム)構築の準備作業として、これまで複数存在した目録データを統合整備するとともに、アーカイブシステムに投入するための新しい資料目録ルールを策定した。 (3) スポーツ図書館資料の整理 WGにおける検討内容を踏まえ、分散管理する資料の抽出作業を行った。 また、OPAC(利用者に提供されるオンライン目録)で公開している和図書17,000冊(令和2年度末現在)のうち8,500冊について、目録の精緻化を図るとともに、バーコード・ICタグの付与、背ラベルの添付等の整備作業を行い、蔵書管理の適正化を図った。 (4) 開かれた博物館としての活動に資する取組等 ① 令和2年度文化庁「地域と協働した博物館創造活動支援事業」の実施について 文化庁芸術振興費より補助金を獲得し、当館が中核館となって「スポーツミュージアムの連携によるスポーツレガシーの継承・啓発プロジェクト」を立ち上げ、(公財)日本オリンピック委員会、札幌オリンピックミュージアム、長野オリンピックミュージアム、中京大学等関係機関と連携して、スポーツミュージアムのネットワーク化と専門人材育成プログラムの構築、スポーツ文化財の保存・活用方法の確立に向けた事業を実施した。 当該事業を通じ、関係機関の持続可能なネットワーク形成促進に寄与するとともに、スポーツ資料の収集・保存・活用に関する専門知識の必要性について再確認することに至った。 ② 資料の活用について 日本オリンピックミュージアムの企画展「1920→2020 アントワープ大会から100年。復興と再生への挑戦。」において、展示計画の助言協力及び秩父宮記念スポーツ博物館収蔵品の出展協力を行った。 また、東京国立博物館、外務省ロンドン・ジャパンウスを会場としたオリンピック関連特別展の開催に向け、関係者と連携して準備を進めた。 さらに、当館が所蔵するスポーツ資料24,000件をデジタルアーカイブにより公開し、貴重なスポーツ資料を広く一般に知っていただくことに寄与した。 ③ クラウドファンディングを活用した博物館資料の修復 民間の寄附サイトを活用して「1964東京オリンピックメダル修復プロジェクト」を立ち上げて、広く国民からの寄附を募った。令和2年11月～令和3年1月にかけて募集を行い、目標額700千円に対し、741千円の寄附を集めることに成功し、自己収入の獲得と国民の資料保存に対する意識向上に役立てることができた。(Ⅲ-2 3. (1) 参照)	
--	---	--

6. 国立登山研修所を活用した安全登山に関する情報発信

安全登山に関する普及啓発の取組に関しては、令和2年5月14日に発出された緊急事態宣言の解除後（一部地域を除く）に研修会再開のガイドラインを策定し、感染症防止対策を徹底して主催事業（研修会）を実施したほか、新たにオンラインを活用した研修会を実施するなど取組の工夫を行った。研修会の周知に当たっては、国立登山研修所のホームページ、Facebook、Instagram等のSNSを活用したほか、登山関連企業（登山用具販売店、山岳関係出版社等）に協力を依頼するなど、外部団体との連携を図った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、過去に作成した資料や教材などを新たに電子書籍化したことに加え、（公財）全国高等学校体育連盟（高体連）の協力を得て登山指導者向け動画を作成しホームページで公開することにより、コロナ禍における登山関係者の知識向上に寄与した。

（1）高校登山部顧問教員等を対象とした研修会等

① 高校登山指導者向け研修会の開催

平成30年度に作成した高等学校登山指導者用テキスト等の資料を活用し、安全登山に関する普及啓発及び登山指導者の養成を図る予定であったが、テントでの共同生活は3密を回避することが困難であることや緊急事態宣言のため3件の研修会を中止したが、テキストに基づいた動画の作成やテキストの電子書籍化を行った。

② 指導者用テキスト及び高校生用登山資料の活用推進

高等学校登山指導者用テキスト「安全で楽しい登山を目指して」及び高校生用登山資料となる高校生用ハンドブック「高校山岳部はじめての一步」を新たに電子書籍化しホームページへ掲載したことにより、更なる活用の推進を図った。

③ 高等学校登山指導者向け動画の作成・公開

新型コロナウイルス感染症拡大の中、自宅等で資質を高められるよう、新たに高等学校登山指導者向け動画（基礎編）（積雪期基礎編）を高体連の協力を得て作成しホームページで公開した。この動画は高等学校登山指導者のみならず、オンラインによる研修を補完するものとして、一般登山者を含むすべての登山関係者の知識向上に寄与した。

（2）安全登山に関する情報発信

① 一般登山者向けの研修会（サテライトセミナー）の開催

新型コロナウイルス感染症防止対策のガイドラインに基づき、兵庫会場においては、定員を半数として募集し113人の参加を得て事業を実施した。また、東京会場は新たな試みとして実施方法をオンラインに変更したことにより、定員を100人増加し400人で募集したところ、定員を上回る404人の参加となった。

オンラインセミナーの開催に当たっては、事前調査として兵庫会場の参加者にオンラインの環境やニーズに関する事前アンケートを行うとともに、オンラインセミナー参加者には満足度や講義時間等運営に関するアンケートを行った。これらのアンケートを通じてオンラインで行うセミナーのニーズや満足度が高いこと、さらには改善点を把握するなど、今後の効果的な運営に資する情報を収集した。

主な研修、参加者数及び満足度（アンケート）は以下のとおり。なお、宮城会場については緊急事態宣言により中止した。

<主な研修実績>

事業名	参加者	満足度
安全登山サテライトセミナー	兵庫：対面	113人 88.7%
	東京：オンライン	404人 87.4%

② 安全登山ハンドブック等の一般登山者向けの資料提供

より多くの一般登山者への情報提供につながるよう、（公財）日本山岳ガイド協会と連携して安全な登山のための冊子を30万部配布した。また、都道府県山岳連盟等の山岳関係団体や都道府県教育委員会、登山用品店や山岳旅行を企画する旅行関係団体等に加え、引き続き消防や山岳遭難救助組織等の要望を受け配布対象機関を拡充することにより、一般登山者への啓発の機会の増大を図った。

（3）新たな枠組みによる登山指導者の育成及び今後の在り方の検討

① 研修会の開催

より幅広い登山指導者の養成を図るために、研修会再開のガイドラインに基づき、フェイスシールドや防護服等を用いて感染症防止対策を徹底した研修会を実施するとともに、それらの安全対策のノウハウについて、コロナ禍におけるモデル事例として情報発信を行った（なお、参加者には高校登山部顧問教員も含まれる）。参加者数の合計は123人（令

和元年度：118人）となった。主な研修、参加者数及び満足度（アンケート）は以下のとおり。

<主な研修実績>

事業名	参加者	満足度
安全登山指導者研修会 東部・西部地区（東部 28 人/西部 25 人）	53 人	—
講師研修会 救助技術（2 回開催）	16 人	94.0%
山岳遭難救助研修会（2 回開催）	42 人	99.0%
講師研修会 積雪期	12 人	94.0%

※ 例年実施している登山リーダー研修会については、テントでの共同生活が 3 密に該当することから、開催困難と判断し中止した。

② 総務省消防庁からの業務請負による研修会の開催

令和元年度に引き続き、総務省消防庁からの業務請負により、消防職員を対象に、山岳遭難救助に関する専門的かつ高度な技能と知見を持った指導者を育成するための研修会を実施したところ、消防職員に共通した課題や対応方法が明らかになるとともに、参加者から高い満足度を得ることができた。この成果は、国立登山研修所の今後の機能や役割の検証に資するものとなった。

<主な研修実績>

事業名	参加者	満足度
山岳遭難救助技術研修会	21 人	92.0%
講師研修会 救助技術	8 人	90.0%

③ 今後の方向性の検討

安全登山に関する有識者、山岳関係機関、大学・高校登山指導者等 20 人で構成する専門調査委員会を 2 回開催し、第 4 期中期計画期間後の国立登山研修所の在り方について、長期的ビジョンと実現のプロセスの観点で、登山の多様化や ICT 化に対応する登山界のシンクタンク機能と情報発信の面から検討を行った。あらゆる年代層に広がっている登山愛好者への安全登山の更なる啓発と登山を活用した国民の健康志向に資する取組がますます重要になるとの認識に立ち、次年度も検討を継続することとした。

また、コロナ禍における登山に対応した安全で効果的な研修会の開催方法に関連し、新しく試みたオンラインによる研修会及び動画配信の更なる有効活用の方法について検討した。

さらに、エビデンスに基づいた登山の知識・技術を網羅した指導者用テキスト（スタンダードマニュアル）の作成の委員会を 5 回開催し、作成基本方針や構成・掲載内容（案）、作成スケジュール等について検討した。

4. その他参考情報

予算額と決算額の差異は、新型コロナウイルス感染症の拡大により東京 2020 大会が 1 年延期されたことに伴い、当初予定していた設備工事等を令和 3 年度に繰り越したことが大きい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	国際競技力向上のための取組		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」（「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等」の極めて高い水準への寄与・貢献状況を目標にしていることに加え、優秀な成績を収めるためには、JOC、JPC 及び中央競技団体等と連携して取り組む必要があること、諸外国においても競技力強化の取組が進展しており、国際的に激しい競争が行われている状況等に鑑み、難易度を「高」とする。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価：11 スポーツの振興 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 令和 3 年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
									予算額（千円）	7,302,886	8,357,488	9,677,149		
									決算額（千円）	6,993,278	7,777,144	7,867,533		
									経常費用（千円）	7,568,966	8,026,149	6,930,947		
									経常利益（千円）	132,281	102,140	179,229		
									行政サービス 実施コスト（千円）	5,971,985	—	—		
									行政コスト（千円）	—	9,915,093	8,929,310		
									従事人員数（人）	92.1	91.4	96.0		

※主な定量的指標が「トップアスリートの成績及び当該成績への寄与・貢献状況」であり、数値情報による記載が困難であるため、業務実績及び自己評価欄への記載とする。

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標、中期計画、年度計画									
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
	主な業務実績等	自己評価	評価	A					
<主な定量的指標> ・オリンピック・パラリンピックにおける我が国のトップアスリートの成績（過去最高の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況 <その他の指標> なし <評価の視点> ・スポーツ基本計画において、JOC 及び JPC の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」とされていることを踏まえ指標として設定した。 ・評価にあたっては、JOC 及び JPC の設定したメダル獲得目標や金メダル数のほか、入賞数や優れた成績を挙げた競技数等を踏まえ判断する。また、成績への寄与・貢献の判断にあたっては、JSC における取組状況やそれぞれの取組の外部評価結果等を踏まえ判断する。 ・オリンピック・パラリンピックが開催されない年度については、世界選	<主要な業務実績> 【当該項目における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組】 ■ ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）施設利用全般に係る感染防止対策を定めたガイドライン『HPSC における新型コロナウイルス感染症に関する感染防止策』を作成するとともに、他のスポーツ医科学関連施設にも活用できるよう公開した。また、測定スタッフの装備、各種測定機器の消毒手順、各測定室の換気状況の基準と換気法など、新型コロナウイルス感染症環境下における医・科学支援の方法を確立した。これらの対策に加え、入館時及び利用中における定期的な PCR 検査等を実施する体制も整備したことにより、クラスターを発生させることなく競技力向上支援を継続した。 ■ トレーニング再開期における適切なトレーニング強度の目安を把握するフィットネスチェックを実施したほか、これまで行ってきた「自国開催のプレッシャー対策」をテーマとした講習会に加え「コロナ禍による心理面の不安に対処するための講習会」も実施し、心理面の準備を促す講習内容を確立するなど、延期された 2020 年東京大会への支援を推進した。 <ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2020 の開催> HPSC における研究成果や各種事業内容、国内外の取組を一元的に提供する場を創出し、国際競技力向上に貢献するため、「ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2020」（カンファレンス）をオンラインで開催した。 テーマ：「NEW STYLE with HPSC ～新しい日常でのエビデンスベースの支援・研究を考える～」 日 時：令和 2 年 12 月 20 日（日）11:00～16:00 場 所：オンライン 登録者：中央競技団体（NF）、大学、地域、企業等 469 人 その他：・企業からの協賛金について、初めてのオンライン開催に合わせた協賛メニューを企画し、運営費に充当をすることで、運営費に係る自己負担額の削減に努めた。 ・オンライン配信の運営業務を外部委託するなど、運営業務の高度化及び効率化を図るとともに、期間限定で配信映像を YouTube で公開するなど情報が広く活用される工夫に努めた。 1. 強化戦略プランの実効化支援 NF が策定する中長期計画（強化戦略プラン）に基づく持続可能な国際競技力向上のための PDCA サイクル推進を、協働チーム（（公財）日本オリンピック委員会（JOC）及び（公財）日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）との連携）として支援した。令和 2 年度は、2020 年東京大会の延期に伴い、各 NF の強化計画が大幅に変更となった中、対面とオンラインを併用した形での支援体制を構築した。 （1）強化戦略プランの質的向上 直近（2020 年東京大会、2022 年北京大会）及び 2 大会先（2024 年パリ大会、2026 年ミラノ／コルティナダンペッツォ大会）のオリンピック・パラリンピック競技大会に向けた計画性の評価を実施した。また、各 NF 向けに個別やワークショップ形式での各強化戦略プランの策定支援を行うことにより、同プランの質的向上を図った。本取組を複数年にわたり継続的に実施していることが、強化戦略プランの評価結果の向上に寄与している。 <table><tr><td></td><td>直近大会</td><td>2 大会先</td></tr><tr><td>B 評価以上の割合</td><td>97.3% (73/75)</td><td>86.7% (65/75)</td></tr></table>		直近大会	2 大会先	B 評価以上の割合	97.3% (73/75)	86.7% (65/75)	<評価と根拠> 評価：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 次世代トップアスリートの戦略的な育成・強化への支援により、日本人初を含めて、次期オリンピック・パラリンピックでの優秀な成績を期待できる成績の獲得に寄与した。 ・世界ランキング 2 位：卓球（女子シングルス） ・主要国際大会 2 位：車いすテニス（女子）（全仏オープン） ・世界ジュニア選手権 2 位：スキー・スノーボードアルペン ・日本記録樹立：7 人 ・パラ・パワーリフティング 2 人、パラ水泳 5 人 また、有望アスリート海外強化支援において、メダル獲得の可能性の高い 5 人が 2020 年東京大会出場に内定している。 【評価に資する主な成果】 ○ 強化戦略プランの実効化支援 令和 2 年度における取組として、以下の事項を実施した。 ・「令和 2 年度競技力向上事業の実施に関する基本方針」（スポーツ庁長官決定）を踏まえ、協働チームの活動に対する外部評価委員会を開催 ・令和 2 年度は、夏季のみならず冬季 NF を含めた強化戦略プランに関する計画性・実行性の評価結果を基盤的強化費による助成金の配分に反映 上記のほか、以下の取組を通じて、強化戦略プランに基づき、持続可能な国際競技力向上のための PDCA サイクル推進を協働チームとして着実に支援した。 ・各 NF に対する協働コンサルテーションの実施 ・協働コンサルテーションによる客観的な検証結果を踏まえた各 NF による強化戦略プランの改訂及び提出	<評価に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、工夫しながら競技力向上支援を継続し、オリンピック競技・パラリンピック競技ともに、優秀な成績を収めた。とりわけ、以下の点について、JSC の寄与・貢献を評価した。 ・戦略的な育成・強化の支援を行った選手が国際競技大会で優秀な成績を収めていること ・新型コロナウイルス感染症の対策を徹底した上でハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）の施設利用を継続するための体制を整備するとともに、感染症に対応する医・科学支援の方法を確立したこと ・外部評価（HPSC 業績評価委員会）においても、総合評価において「A」と評価されていること <指摘事項、業務運営上
	直近大会	2 大会先							
B 評価以上の割合	97.3% (73/75)	86.7% (65/75)							

手権大会等の主要な国際競技大会における成績等を踏まえ、次のオリンピック・パラリンピックでの我が国のトップアスリートの優秀な成績獲得に向けた JSC の国際競技力向上のための取組の進捗状況により評価を行う。	※ 強化戦略プランの計画性評価（AからDの4段階に分類）において、B評価（目標、資源及び戦略に関し、具体性、関連性、実行性等の評価がAからDの4段階のうち上位2番目）以上の団体が80%以上になることを目指している。	○ 新型コロナウイルス感染症環境下における医・科学支援方法の確立 ・ 感染症予防対策マニュアルを作成し、測定スタッフの装備、各種測定機器の消毒手順、各測定室の換気状況の基準と換気法などを確立するとともに、マニュアルについては、他のスポーツ医科学関連施設が利用できるよう、ホームページで公開した。 ・ トレーニング再開期における適切なトレーニング強度の目安を把握するトレーニング再開フィットネスチェックを実施した。 ・ これまで行ってきた「自国開催のプレッシャー対策」をテーマとした講習会に加え、「コロナ禍による心理面の不安に対処するための講習会」も実施し、心理面の準備を促す講習内容を確立した。 これらの取組を行うとともに、感染症対策、検査体制の整備により、クラスターを発生させることなく施設利用を継続することができた。 ○ 2020年東京大会と2022年北京大会、それ以降において持続可能な国際競技力向上を図るための取組 ・ NFの課題に対応したサポート・研究を一体的に実施し、その成果は強化現場の課題の解決に活用 ・ 2020年東京大会に向けた特別プロジェクト研究では、大会に向け、強化現場へ有益な研究知見を提供 ・ 2022年北京大会に向けては、主にバイオメカニクス分野から研究を行い、強化現場へフィードバック ・ 診療やリハビリのデータを活用した総合的なコンディショニングを行い、傷害予防に活用 ・ 女性特有の課題を解決するための医・科学サポート及び脳振盪を受傷した選手を対象に競技復帰までのサポートを実施 ・ ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークを推進するためのパッケージの開発、人材の養成、データベースの整備 ・ 日本のアスリート育成における全スポーツ共通の枠組み（日本版 FTEM）の活用 カンファレンスでは、ハイパフォーマンススポーツに関わる者に対し、ハイパフォーマンススポーツにおける感染症対策に関する情報に加え、HPSCの研究成果	の課題及び改善方策> ・ 東京 2020 大会や冬の北京 2022 大会において、代表選手が優秀な成績を収めることができるよう多面的な支援を引き続き行うとともに、これまでの法人の取組について評価・検証を行い、東京 2020 大会以降も見据えて、中央競技団体が強力で持続可能な強化活動を行えるよう貢献していくことを期待する。 ＜その他事項＞ —					
	※ 外部評価委員会で承認された夏季及び冬季競技団体（オリ・パラ）の評価結果が対象							
	※ 令和元年度の評価は夏季 NF に対してのみ実施し、B 評価以上の割合は直近大会で 89.1%（57/64）、2 大会先で 71.9%（46/64）であった。							
	（2）協働チームによるコンサルテーションの実施 強化戦略プランに基づく育成・強化における検証段階での支援として、冬季及び夏季それぞれの NF の強化責任者と協働チームが対面する会議（協働コンサルテーション）を実施した。協働コンサルテーションでは、各強化戦略プランに基づく育成・強化活動の進捗確認及び検証・評価並びに課題解決のための支援等を行った。特に、令和2年度については新型コロナウイルス感染症対策やコロナ禍における強化活動に関する意見交換や協働チームからの情報提供が多くなされた。なお、検証・評価結果を含むそれらの内容を、後述する「中央競技団体の強化戦略プラン等に関する評価委員会」に諮問し、外部評価を受けるなどした。							
	<table><tr><td></td><td>冬季競技</td><td>夏季競技</td></tr><tr><td>会議実施率</td><td>100%（21/21）</td><td>100%（78/78）</td></tr></table>			冬季競技	夏季競技	会議実施率	100%（21/21）	100%（78/78）
			冬季競技	夏季競技				
	会議実施率		100%（21/21）	100%（78/78）				
	（3）強化戦略プランの改訂 強化戦略プランに基づく年間強化活動に対する自己検証と協働コンサルテーションを通じた客観的な検証結果を踏まえ、強化戦略プランの改訂及び提出がなされた。通常、戦略プランの改訂は年に一度となっているが、夏季 NF に関してはコロナ禍の影響を踏まえ年度途中に改訂を行った。また、2024 年パリ大会における新競技が決定したことにより、新たな NF に対する強化戦略プランの策定支援を開始した。							
	<table><tr><td></td><td>冬季競技</td><td>夏季競技</td></tr><tr><td>戦略プラン提出率</td><td>100%（21/21）</td><td>100%（78/78）</td></tr></table>			冬季競技	夏季競技	戦略プラン提出率	100%（21/21）	100%（78/78）
			冬季競技	夏季競技				
戦略プラン提出率	100%（21/21）	100%（78/78）						
（4）その他年度計画に基づく活動 ① 外部評価委員会の開催 協働チームによる NF に対する支援活動に関して、「中央競技団体の強化戦略プラン等に関する評価委員会」（外部評価委員会）を開催し、本委員会を通じて承認を得られた内容の一部が競技力向上事業における基盤的強化費の配分に反映された。 ② 強化戦略プランにおける課題解決支援及び進捗確認の実施 NF が策定した強化戦略プランの実効化を支援するため、各 NF 個別の活動状況に関する進捗状況の確認や、課題解決に向けた情報提供及び組織内外の調整を行った（年間を通じて約 140 回実施）。また、競技横断的な課題解決の取組としてワークショップを2回開催し、中長期戦略における PDCA サイクルの高度化を図った（合計 32 競技団体 94 人が参加（個人/団体の重複を除く））。 ③ 強化戦略プランに資する評価の実施 NF が策定した強化戦略プランの計画性に対する評価を行った。本取組を通じて得られた結果を外部評価委員会に提供し、ワークショップにおけるテーマ設定に活用した。 ④ 情報一元化の取組 NF とのコミュニケーションで課題とされてきた強化戦略プランを中心とした情報の一元化を推進するための第一歩として、「競技団体とのコミュニケーションのためのポータルサイトの構築」の検討を開始した。令和2年度は、システム開発を行うための仕様策定を支援する業者を選定し、次年度の調達に向けた準備を行った。								
2．次世代トップアスリートの育成・強化支援 （1）戦略的な強化に関する取組への支援 以下の取組を通じて、アスリートパスウェイの構築及び次世代トップアスリートの育成・強化に寄与した。コロナ禍ではあったが、テレビ会議やトレーニングプログラムの動画コンテンツ作成、リモートで指導可能なトレーニング機器など								

	を用いるなど様々な対策を講じて事業を推進した。また、各競技の取組を共有する場を設けるなど、それぞれの NF の取組を高品質化するための工夫を行った。 - 有望アスリートの海外強化に対する支援（以下「有望アスリート海外強化支援」という。）において、メダル獲得の可能性の高い、5 人の 2020 年東京大会の出場内定者を輩出した。特に令和 2 年度は、海外渡航が制限される情勢に鑑み、当初計画と紐づく国内での活動も行うことができる特別措置を設けることで、当該アスリートのパフォーマンス維持に寄与した。 - 次世代ターゲットスポーツの育成・強化に対する支援（以下「次世代ターゲットスポーツの育成支援」という。）において、コロナ禍による社会的な活動制限下においても、オンライン会議によって各団体の好事例の情報を還流させるなどの工夫を行い、昨年度と同水準の活動量を維持させた。車いすテニスにおいては、事業対象の大谷桃子選手が世界ランキング 6 位となり MPA^{*1} に到達するなどの成果が見られた。 - 地域タレント発掘事業のネットワーク（WPN：World class Pathway Network）加盟地域が 34 から 38 に増加したことにより、タレントプールに課題を持つ NF を支援する基盤を強化した。 - 令和元年度に開発した WPN 加盟地域が実施するタレント発掘と NF による育成事業を連携するプログラムについて、8 つの NF 及び延べ 23 地域が同プログラムを活用した。これらの取組を通じて NF と地域が連携したアスリートパスウェイの構築に寄与した。 - J-STAR プロジェクト^{*2}3 期生計 69 人（オリンピック競技 32 人、パラリンピック競技 37 人）が検証プログラムに参加し、これまでに 1 期生、2 期生と併せ、ナショナルタレント^{*3}45 人（オリンピック競技 18 人、パラリンピック競技 27 人）を輩出した。特にパラリンピック競技ではこれまでに 6 人が国際競技会に出場した。これにより、NF のタレントプール拡大および国際競技力強化に寄与した。 - 科学的な手法を用いて開発した、オリンピック、パラリンピック、プロフェッショナルのスポーツ全般に適用可能な包括的な枠組みである「日本版 FTEM^{*4}」、「パスウェイヘルスチェック^{*5}」を用い、競技団体のパスウェイ構築の高度化を支援した（FTEM を活用した競技別モデル 2 件（オリパラ 1 件ずつ））。 - 令和元年度に開発したハイパフォーマンスディレクター/ワールドクラスコーチ育成プログラムについて、関係する NF からの要望を反映し内容の充実を図った上で、令和 2 年度のプログラムとして実施した。 ※1 MPA：世界選手権大会等で 8 位以上の入賞の実績を有するアスリート、ペア又はチーム。 ※2 J-STAR プロジェクト：平成 29 年度から開始したオリパラ一体の全国規模のタレント発掘事業。 ※3 NF が育成するタレント。 ※4 FTEM：Gulbin ら（2013）によって根拠に基づき作成されたスポーツとアスリート育成の最適化のための枠組み。 ※5 パスウェイヘルスチェック：平成 30 年度に開発したアスリート育成パスウェイの現状を簡便に把握するセルフチェックツール。 （2）大会成績への寄与・貢献 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界選手権等が開催されない、海外渡航を含む活動が大幅に制限されるなどの状況であったが、次期オリンピック・パラリンピックでの優秀な成績（2020 年東京大会でのメダル獲得を含む）が期待できる成績の獲得に寄与した。 - 平成 26 年度より実施してきた次世代ターゲットスポーツの育成支援のこれまでの活動を通じて、車いすテニス（女子）において日本人初となる四大大会決勝（全仏オープン）で日本人同士（上地結衣選手、大谷桃子選手）が対戦し、大谷桃子選手は世界ランキングが 6 位まで上昇した。 - 有望アスリート海外強化支援の対象者である阿部一二三選手、芳田司選手、伊藤美誠選手、平野美宇選手、張本智和選手が 2020 年東京大会の出場を内定させた。 3. 医・科学、情報支援 （1）感染症対策 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、HPSC 閉鎖や選手の強化活動が制限されていた状況の中、以下の取組により NF や選手への支援を継続するとともに、感染症環境下における医・科学支援の方法を確立した。 ① 感染症予防対策を整備した上での競技力向上支援 初回緊急事態宣言期間中に測定・調査のための感染症予防対策マニュアルを作成し、測定スタッフの装備、各種測定機器の消毒手順、各測定室の換気状況の基準と換気法などを確立した。このマニュアルに従い、HPSC 利用再開直後から	や各種事業内容等を一元的に提供することにより HPSC の各種成果の積極的な発信・普及に努めるほか、協賛メニューの工夫により企業協賛を獲得し、自己負担額の削減に努めるなど開催・運営に係る効率化を図った。また、新しい生活様式に対応した開催形式を検討し、オンライン配信を行った。 2020 年東京大会及び 2022 年北京大会での優秀な成績の獲得に向けて中期計画に基づき各種取組を実施し、その寄与、貢献状況は、実績として大会成績に表れているほか、HPSC 業績評価委員会において、コロナ禍において感染症対策を講じつつ、各事業における数値目標を上回る達成率を記録したこと等が評価され、総合評価「A」の評価結果を得ている。 【総括】 以上のとおり、今年度の目標水準を上回る成績が得られていると認められることから A 評価とする。 <課題と対応> 引き続き、2020 年東京大会及び 2022 年北京大会での優れた成績の獲得に向けた取組を行うとともに、2020 年東京大会以降を見据えた国際競技力向上のための取組を行う必要がある。
--	--	--

新しい生活様式の中でのフィットネスチェックの方法を実施し、感染クラスターを発生させることなく、これまでと同質のサポートを提供した。作成したマニュアルについては、他のスポーツ医科学関連施設が利用できるよう、「測定活動における感染症対策」としてホームページで公開した。

② トレーニング再開フィットネスチェックの実施

新型コロナウイルス感染症の影響によるトレーニングの停止（ディトレーニング）やトレーニング環境の変化によって生じた身体の変化や体力低下を確認し、トレーニング再開期における適切なトレーニング強度の目安を把握するトレーニング再開フィットネスチェックを実施し、トレーニング再開期の支援を行った。

③ コロナ禍の影響を考慮した心理サポート

2020 年東京大会に向けた心理サポートとして「自国開催のプレッシャー対策」をテーマとした講習会を複数年にわたり実施してきたが、これに加え、「コロナ禍による心理面の不安に対処するための講習会」も実施した。講習会の実施にあたっては、コロナ禍における選手の心理状態の調査を行い、一般的な不安と競技に関する不安、自分に関する不安と他者に関する不安を整理した上で、心理面の準備を促す講習内容を確認した。

(2) 成果公表

HPSC/国立スポーツ科学センター（JISS）で実施するスポーツ医・科学を活用した競技力向上の知見を、地域のスポーツ医科学センターや選手強化に携わる研究者等に活用してもらうことを目的に、開所以来 HPSC/JISS で実施しているトップアスリートに対するフィットネスチェックの方法、測定データ及びデータの活用方法をまとめて書籍化し、「フィットネスチェックハンドブック」として販売を開始した。この書籍を利用した、地域におけるフィットネスチェックに関する研修の実施についても検討を開始した。

さらに、2020 年東京大会開催に伴い、広く国民がスポーツ医・科学に関心を寄せることを想定し、ホームページにおいて、HPSC で実施する研究や選手支援を小中学生向けに紹介する「アスリートを支えるスポーツ科学」のコーナーを作成した。

(3) 支援の実績

① フィットネスチェック実施者数

	令和元年度	令和 2 年度
実施者数（人）	849	336

※ フィットネスサポートにおける体力測定実施者と合計すると 632 人（令和元年度は 1,831 人）の実施となる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、HPSC の閉鎖や NF の強化活動が制限されたことに伴い、実施者数が大きく減少した。

② 医科学サポート競技種別数

	令和元年度	令和 2 年度
競技種別数	55 (15)	56 (15)

※ () はパラリンピック競技のサポート数で内数。

③ 支援の実績

区分	令和元年度	令和 2 年度
トレーニング指導（回）	22	1
栄養サポート（回）	20	0
心理サポート（回）	29	9
情報サポート（回）	27	15

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で HPSC 内合宿が激減したため、これに伴って実施される講習会も減少する傾向にあったが、オンライン開催で可能な限り対応（情報サポート 5 回）した。

(4) 受託事業の実施

スポーツ庁から以下の事業を受託し、医・科学、情報面からの支援を通じて政策実現に貢献した。

① ハイパフォーマンス・サポート事業

スポーツ医・科学、情報分野の専門スタッフ（ケア、トレーニング、栄養、心理、映像、バイオメカニクス、生理・生化学）を配置し、ターゲットスポーツの強化活動において、MPA に対し、多方面から専門的なサポートを実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け対面サポートが制限される中、ビデオ通話などの IT 技術を駆使したり

	モートサポートを取り入れ、選手やスタッフが自宅や離れた場所にいる状況でもサポートを継続した。 また、海外渡航に関する政府の方針に従いつつ、海外での強化活動におけるサポートを実施するとともに、延期後の2020年東京大会に向けて、大会期間中に選手がコンディショニング等に利用するサポート拠点の設置準備を行った。 ② 女性アスリートの育成・支援プロジェクト ＜女性アスリート支援プログラム＞ ・女性アスリートの国際競技力向上に繋げることを目的に、国際大会での活躍が期待できる者を対象として、女性特有の各課題に対応した医・科学に関する支援プログラムを実施した。 ・ICTを活用した女性アスリート相談体制の充実では、女性アスリート特有の悩みや問題の解決を目的として、JISS スポーツクリニック内にメール相談窓口を運用し、選手からの医学的な相談に加え、NF や地域からの女性支援事業に関する相談に対応した。相談内容は担当看護師が確認し、16 件の相談があった。また、選手のコンディショニングデータを管理し、専門家による把握・アドバイスに生かすための「LiLi 女性アスリートサポートシステム」を運用し、登録選手が 203 人となった。これまでのサポート事例をまとめるためのデータの集約や HPSC 既存のシステム「AthletesPort」とのデータ連動について、更に充実した内容となるように IT グループと共に検討を重ねた。 ・成長期（9 歳～18 歳程度）における医・科学サポートの実施では、NF のニーズに応じた講習会、並びに戦略的強化「次世代ターゲットスポーツの育成支援」等と連携した講習会として、3 団体に婦人科の講義を実施できた。また、令和元年度に制作した教育コンテンツ冊子を体育系大学や都道府県教育委員会など 204 団体へ配布し、プログラムの普及に努めた。 ・妊娠期・産後期トータルサポートでは、婦人科医、内科医、整形外科医による診察や理学療法士による機能評価、トレーニング、栄養、心理サポートをアスリート 2 人に対して実施した。これまでに JISS のサポートを受けた対象者 9 人にインタビュー調査を実施し、その先輩アスリートの経験談を冊子「女性アスリートをどのように支援するか Ver. 2」に纏めた。また、産後の競技復帰を目指す女性アスリートが居住地等で安心してトレーニングを継続できるよう、JISS・NF・所属クラブ・地域が連携した「地域連携ロールモデルプラン」を実施した。地域を活動拠点としている 4 人を対象とし、地域の専門家へ JISS のノウハウを伝達するなど、女性アスリートへの支援体制を構築できた。更に、妊娠期・産後期におけるトータルサポートの内容伝達及び情報共有を目的に、伝達講習会としてオンライン配信を行った。選手のトークセッションと併せ、サポートを経験した意見や感想が述べられた。 ・子育て期における育児サポートの環境整備では、子育てを行いながらトップアスリートとして競技を継続できる環境整備を目的に、3 団体に再委託を行った。統括団体への再委託により横断的に NF へ支援ができた。一方、子育て期の選手が出場した大会で、NF が主体となって託児室を設置できた。 ・女性特有の課題解決に向けた知見の展開では、スポーツ庁委託事業「女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究」を受託している機関の取りまとめとして、ネットワーク会議の開催やポータルサイトの運用を行った。ポータルサイトでは「NEWS ROOM」を設け、女性アスリート情報を収集した。また、「スポーツにおける「個」・「孤」からの気づき～新型コロナ禍をきっかけに～」をテーマとして、「国際女性デーカンファレンス 2021」をオンラインで開催し 388 人が参加した。 ＜女性アスリートの戦略的強化に向けた調査・研究＞ スポーツ現場における脳振盪の発生率は、女性アスリートの方が高いことが諸外国の報告において示されている。そのため、我が国においても女性アスリートに特化した調査やサポートの実施が求められる。そこで、脳振盪受傷後から競技復帰までのサポートを実施し、以下の 2 項目において性差を検討するため、データを収集した。 ・脳振盪受傷後の評価方法やリハビリテーションなどをパッケージ化し、一般化するための指標作成に向けて検討した。 ・脳振盪を受傷した選手を対象に MRI を用いた新しい評価方法を検討した。拡散テンソル画像（diffusion tensor image：DTI）分析によって病変を観測できる可能性が示された。 ・アスリートに向けた脳振盪の啓発教育コンテンツを作成し、各 NF やアスリート、一般の方々が閲覧できるように HPSC サイトに掲載した。		
	4. スポーツ・インテリジェンス及びアスリート・データの活用（スポーツ庁委託事業）		

(1) スポーツ・インテリジェンス

諸外国のメダル獲得戦略、選手強化方法などのハイパフォーマンスに関する情報、数値統計解析のノウハウ等を用いた分析・評価の提供や外国の関係機関等との連携の支援など、NFの強化戦略プランの作成・実行やスポーツ庁、JSC内の他の事業に寄与する情報、機会の提供を263件行い、これらの提供した情報・支援が30競技種別の強化活動に寄与した。

特に、新型コロナウイルス感染症に関連する世界のハイパフォーマンススポーツの動向についてとりまとめ、諸外国のコロナ禍における強化活動の工夫について紹介した事例については、当該情報を提供したNFの強化担当者(40人)のうち、アンケート回答者全員(32人)からNFにおける強化活動の参考や意思決定の判断材料になると評価された。

(2) アスリート・データ

各システムを一元管理する環境を利用し、アスリートやコーチ等の利用者が必要とする各種データの迅速な提供を可能とするとともに、NFへの説明会の実施などにより利用促進に努め、データ活用人数(カード配布数)が294人増加し、1,464人(令和元年度:1,170人)となったことに加え、580枚の申請を受け付けている。

また、日々の体調及び行動を記録することについて、本システム(「AthletesPort」)の活用を推奨することを、「ハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)再開時の感染防止策」(令和2年5月22日初版)に記載し活用を促すことで、同年6月以降の活用数(データ入力数)が急増するなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に活用された。

※ 各システムの保守・運用等については、委託事業の経費を充当していない。

5. メディカル診療・アスレティックリハビリテーション等の実施

(1) メディカルチェック等の実施状況

緊急事態宣言期間中は通常診療を行わなかったため、診療日数に含めていない。この期間中は電話による相談を80件受け付けた。メディカルチェックは7月28日から開始し、感染症対策として1日あたりの実施人数の上限を減らしたため、令和元年度と比較して半減した。

区分	令和元年度	令和2年度
メディカルチェック(人)	1,677(16)	867(19)
診療日数(日)	240	208
診療件数(延べ件数)	15,819(520)	8,375(465)
アスレティックリハビリテーション(件)	7,363(212)	2,938(221)
宿泊利用(件)	2,024	713
ハイパフォーマンス・ジム(HPG)利用(件)	1,224	438

※ ()内はパラアスリート受診件数

(2) 外部機関との連携

国際メディカルスタッフ会議への参加:延べ6回

国際会議にメディカルスタッフが参加することにより、各国のメディカルスタッフとの連携を図った。

感染症拡大防止のため、オンラインによる会議に出席した。

- ・アジアサッカー連盟 医学委員会(2回)
- ・国際サッカー連盟 医学委員会(2回)
- ・国際スポーツ医学連盟 科学委員会
- ・国際オリンピック委員会(IOC) スポーツと活動的社会委員会

(3) コンディショニングに関する事業

① TCSP(Total Conditioning Support Program)サポート事業

サポート対象者は38人(男性17人、女性21人)であり、対象者について毎週症例検討会を実施し、進捗と課題を共有して各分野でのサポートに活かした。

※ TCSP(Total Conditioning Support Program):外傷・障害によって負傷したアスリートがリハビリテーションを経てトレーニング環境や競技現場に復帰する過程において、複数分野(リハビリ、栄養、心理、HPG、トレーニング体育館)から総合的なスポーツ医・科学支援を実施することで、復帰までの期間短縮のみでなく、復帰後の競技力を受傷前以上のレベルに向上させること。

	② CCSP (Combined Conditioning Support Program) サポート対象者は311人(男性144人、女性167人)であり、令和2年度は各コンディショニングサポートの具体的な課題抽出を目的として事業を展開した。 ※ CCSP (Combined Conditioning Support Program) : 一層のサポート効果を引き出すため、従来 JISS で行っていた各分野によるサポートについて、積極的に複合的な連携サポートとして実施していくこと。 (4) 感染症対策の取組 施設の運用に係る具体的な方策を検討する「ナショナルトレーニングセンター運営協議会」を随時開催し、関係者(JSC、JOC、JPC、スポーツ庁)間で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な対応について協議、決定を行った。 このほか、施設内の感染症対策の実施状況の確認や、新型コロナウイルス感染症への感染を診断する検査体制の整備等を行う「感染症対策プロジェクト及びワーキングチーム」を設置し、JOC、JPCと連携しながら以下の活動を行った。 ① 施設管理者、施設利用者のためのガイドライン作成 施設管理者、施設利用者が順守する事項等を定めたガイドライン『HPSCにおける新型コロナウイルス感染症に関する感染防止策』を作成した。 ② 『HPSC利用時検査』体制の整備 施設利用者、施設関係者等に対し、施設利用前及び定期的に新型コロナウイルス感染症に感染していないかの確認のための検査を実施し、陰性であることを確認したうえで施設を利用するための『HPSC利用時検査』体制を整備した。 ③ ガイドラインに基づいた取組の実施 ・各施設入口に体温計測機を設置した。 ・体調管理の徹底、確認のための入館申請書の提出を義務付けた。 ・HPSC利用にあたり各NF策定のガイドラインを遵守した適切な利用を求めた。 ・専用練習場を始めとした館内各所に、アルコール消毒液、二酸化炭素濃度計測器を設置した。 ・日常清掃時の消毒強化を実施した。 ・館内各所に飛沫防止の亚克力板を設置した。 ④ ワーキングメンバーによる定期的な施設内巡回の実施 医師を含むワーキングメンバーが定期的に施設内の巡回を行い、感染症対策の取組状況を確認した。 ⑤ 感染予防を励行する館内放送の実施 12時～13時の間に、「手洗い、換気等の感染予防励行」に関する館内放送を実施した。 ⑥ 車両の配備 体調不良者、濃厚接触者等を搬送するための飛沫防止対策を施した搬送用車両を配備した。 6. ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築 地域のスポーツ医・科学センターや大学等(地域機関)の資源を有効活用し、HPSCの機能を地域機関に展開するため、NFのニーズ把握に努めるとともに、地域機関とHPSCとの間の連携・協働関係の構築及びHPSCパッケージの推進に資する以下の取組を実施した。 (1) 連携・協働推進 ① 地域機関でフィットネスチェックを実施する際の感染症対策や地域機関の施設条件に応じた体力測定の実施体制整備に向けた必要事項を含む「体力測定実施フローテンプレート」策定に向け、地域8施設で情報収集や意見交換会を実施した。 ② 「JISS フィットネスチェックスペシャリスト登録制度」の登録要項策定や研修内容の整備を進め、地域機関でHPSCと同様の体力測定を実施できる人材を育成する体制作りを進めた。本制度においてHPSCが定める要件を満たした4人を登録した。また、養成研修の一部にeラーニングシステムを導入することにより養成研修への参加者の利便性向上に努めた。 ③ 本事業の進捗及び事例の紹介することを目的に「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク構築会議(オンライン・視聴者154人(前年度は「オンサイト」で実施し82人参加))」を開催した。アンケート回答者69人中68人(約99%)から本事業の目的や内容を理解したとの回答を得たことにより、本事業の理解促進の一助となったことが確認できた。 ④ ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークウェブサイトの構築・運用: ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークウェブサイトを開設し(URL: https://hpsc-network.jpnsport.go.jp/)、地域機関とHPSCとの間の連	
--	--	--

携・協働関係の構築に資する情報発信を開始した。また、本ウェブサイト内にハイパフォーマンススポーツに関わる研究者やスポーツ医・科学支援を担う人材データベースを構築した。昨年度の人材データベース（31人分）と統合し、同データベースに合計183人分の情報を登録することにより、地域機関にHPSCの機能を展開する人的基盤整備・拡充を進めた。

(2) HPSC パッケージ推進

HPSCのスポーツ医・科学支援の知見を地域に展開するため、以下の要素で構成される仕組み全体を「HPSC パッケージ」として再整理した。

- ① HPSCのスポーツ医・科学支援の知見をコンテンツ化したもの（スライド、冊子又はツール等）
- ② コンテンツを展開するための地域の医・科学支援スタッフ等の養成研修（内容、方法、修了要件等）
- ③ 当該研修修了者にコンテンツの利用許諾を与え、HPSCの名簿に登録すること

また、令和2年度において7件をコンテンツ化し、そのうち「アスリートのための食事の基本」についてはコンテンツ化に加え上記の養成研修及び名簿登録が実施できる体制・条件等が整備されたため、「HPSC パッケージ」として決定した。その後、同パッケージの運用により、研修修了者8人が登録された。取組により、HPSCが育成・登録する外部人材がHPSCの認める支援内容（コンテンツ）を用いてNFを支援する体制の整備が開始された。

これらの取組により、HPSCが養成する外部人材がHPSCの認める支援内容（コンテンツ）を用いて地域でNFを支援する基盤が整備された。

7. 研究、技術開発

(1) 国際競技力向上に資する研究の推進

感染症対策を行いつつ研究に取り組み、強化現場への研究成果の応用を行った。特に、2020年東京大会に向けた特別プロジェクト研究では、暑熱対策に関する研究結果をウェブサイト等で発信したほか、国際大会において2020年東京大会に向けた身体冷却と水分補給のシミュレーションが行われた。また、自国開催のオリンピック・パラリンピックでの実力発揮をテーマとした心理分野の研究結果に基づく講習会の内容に、新型コロナウイルス感染症の流行がアスリートの心理面に及ぼす影響への対処を加えた。2022年北京大会に向けては、競技団体と連携して主にバイオメカニクス分野から研究を行い、スピードスケート長距離模擬レース中の滑走動作と発揮パワーの分析・結果のフィードバック、パラアルペンスキー競技の雪上滑走中の映像と筋活動の記録・分析・フィードバック等を実施した。また、学会において、5件の優秀論文賞等を受賞した。

区分	令和元年度	令和2年度
競技研究（課題）	11	8
特別プロジェクト研究（課題）	3	2
基盤研究（課題）	7	8
開発（課題）	1	2
課題研究（課題）	14	4

<外部資金による研究>

区分	令和元年度	令和2年度
科学研究費助成事業（課題）	49	50
民間助成金研究（課題）	3	4

(2) 学術雑誌等への掲載

国内外の専門誌にJISSの研究・支援活動の内容等を投稿した。組織全体として研究業績の創出促進に取り組んだ結果、学術雑誌等への掲載数、特に査読を経て掲載される原著論文数が大きく増加した。

区分	令和元年度	令和2年度
論文（査読有り）（件）	92	118
書籍等出版物・依頼原稿（件）	89	88
合計（件）	181	206

ハイパフォーマンススポーツにおける競技力向上への医・科学的貢献を目指す研究雑誌「Journal of High Performance Sport」において、論文 23 件が採択・掲載された。中には、2020 年東京大会に向けた特別プロジェクト研究の内容（事例報告）や、新型コロナウイルス感染症拡大がハイパフォーマンススポーツに及ぼした影響を分析した論文も含まれる。その他、IOC のサブリメント合意声明を紹介する特集記事など、ハイパフォーマンススポーツに関する最新の研究成果を掲載した。また、社会科学系の論文が増加した（令和元年度 2 件、令和 2 年度 4 件）。

	令和元年度	令和 2 年度
採択論文数（件）	21	23

（3）国内外の研究機関等との連携強化

① 共同研究

自転車競技における空気抵抗、暑熱対策及びストレスホルモンについて、大学及び民間企業と共同研究を実施した。

	令和元年度	令和 2 年度
研究課題数（課題）	3	5

② 共同プロジェクトの実施

大塚ホールディングス株式会社と共同で JSC ハイパフォーマンススポーツセンター Total Conditioning Research Project を実施した。

区分	令和元年度	令和 2 年度
指定課題研究（課題）	8	9
領域指定研究（課題）	10	10
パイロットスタディ（課題）	1	1

（4）技術・開発プロジェクトの実施（※スポーツ庁委託事業）

- ・2020 年東京大会、2022 年北京大会に向け、HPSC が直接実施する直轄型プロジェクト及び大学等に再委託をして実施する公募型プロジェクトを実施した。
- ・直轄型プロジェクトでは、HPSC の知見等の活用により、公募型プロジェクトにおいては、HPSC の厳格な進捗管理等により、着実に開発を推進した。
- ・プロジェクトの継続・縮小・中止等の判断及びプロジェクトの改善に資するため、評価委員会において外部有識者による評価を実施し、2022 年北京大会向けのプロジェクトについては、令和 3 年度も継続実施との評価を受けた。なお、2020 年東京大会に向けたプロジェクトは令和 2 年度までで終了した。

（参考）令和 2 年度までに実施したプロジェクト数

区分	プロジェクト数
直轄型プロジェクト	3
公募型プロジェクト	21

※ 公募型プロジェクト 21 件のうち 3 件は令和元年度中に開発済みであり、令和 2 年度は再委託をしていない。

8. 外部評価

6 人の外部有識者（大学教授等）を委員とする HPSC 業績評価委員会を令和 3 年 5 月 19 日にオンラインで開催し、28 日まで書面による評価を実施した。評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）の評定区分を参考に、令和 2 年度の事後評価を受けた。

評価結果：総合評価「A」

- | |
|--|
| 1. スポーツ診療事業：「A」
2. スポーツ医・科学支援事業：「A」
3. スポーツ医・科学研究事業：「A」
4. 戦略的強化事業：「A」
5. HPSC における横断的活動等「A」 |
|--|

（主な意見）

		・全体として、コロナ禍において感染症対策を講じつつ、各事業における数値目標を上回る達成率を記録したことは大いに評価できる。 ・スポーツ医・科学支援事業においては、感染症対策を講じつつ的確なサポートを実施したこと、『フィットネスハンドブック』の刊行やNFからの評価を導入した点は評価できる。また、コロナ禍において学会や講演により研究成果を公表できない中、科学研究費などの外部資金の獲得、5つの優秀論文賞を受賞など、当初の目標を上回っており、高く評価される。特に英語論文が飛躍的に増えたことは、HPSCの研究力が強化できている証でもある。自然科学系だけでなく、人文社会系の研究が増加したことも、一流アスリートの能力向上を包括的に扱うHPSCの役割を考えた時に高い意義がある。 ・戦略的強化事業においては、国際競技大会に起因する項目以外で数値目標を上回る達成率を記録したことは称賛に値する。特に次世代トップアスリートの育成支援について対象者の発掘に困難がある中、JSCとNFとの共同事業により、良い体制が構築されている。NFに対して成果制度を導入し、助成金の配分に反映させたことは実効性を考えると大きな意味がある。加えて、HPSCにおける横断的活動等においては、スポーツ庁、JOC、JPC、各NFなどの関係各所との連携を密にとり、コロナ禍においてHPSCの事業を推進してきたことへの評価は極めて高い。 ・スポーツ診療事業においては、特にメディカルチェックにかかる問診票のオンライン化や心理サポートの支援充実は評価できる。また、感染症への対応ガイドラインを早期に作成し、特設サイト等に何万件ものアクセスがあったことは、横断的活動がスピーディに行われるとともに、有効に機能していることの証左とも言え、高く評価したい。 ・HPSCには、今まで以上に日本のスポーツ医科学・コーチングなどの知見を集積・共有・活用していくための場（ハブ）として機能していくことや日本のスポーツオピニオンリーダーとして、スポーツ界における理念やビジョンのさらなる発信を期待する。また、コロナ禍における影響・知見を総括しておくことが望ましい。		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差異は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた事業の一部が活動計画どおり実施できなかったことが大きい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-3	スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施			
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 2 号～第 5 号	
当該項目の重要度、難易度	重要度及び難易度：「高」	（スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成 20 年度売上額約 1.1 兆円をピークに、平成 28 年度売上額約 9,600 億円（15.5%減少））を踏まえると、非常に難易度が高いため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号： 0352

2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	くじの売上	1,100 億円	1,094 億円	948 億円	938 億円	1,017 億円		予算額（千円）	29,946,625	27,806,620	27,110,132		
	助成事業のスポーツ参画人口	前年度比増加	—	109.6%	102.2%	68.7%		決算額（千円）	27,940,382	27,823,591	23,756,527		
	くじ助成交付件数	—	—	1,942 件	1,866 件	1,190 件		経常費用（千円）	112,787,080	117,048,558	105,929,141		
	くじ助成交付金額	—	—	213.9 億円	257.2 億円	130.9 億円		経常利益（千円）	△8,825,641	△13,875,533	2,128,792		
								行政サービス 実施コスト（千円）	11,626,172	—	—		
								行政コスト（千円）	—	132,114,641	123,093,282		
								従事人員数（人）	55.3	55.3	53.6		

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
<主な定量的指標> ・スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上を達成する。 ・スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 <その他指標> ・くじ財源(スポーツ振興くじの助成財源・スポーツ振興くじの売上額) ・助成(スポーツ振興くじ助成金交付件数、金額) <評価の視点> ・地域スポーツの更なる振興を図るため、スポーツ振興くじの売上を拡大させ、スポーツ振興の財源を確保することが必要であることから指標として設定した。なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。 ・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ	<主要な業務実績> 【当該項目における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組】 ■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、4月から5月中旬まで2か月近くくじの販売ができないう状況であったものの、先行して再開したドイツブンデスリーガを対象としたくじの販売や、再開後のＪリーグの変則日程に合わせたBIG系商品の週2回販売など、臨機に応じた販売機会の確保によるリカバリの施策を講じることで、影響の緩和に最善を尽くした。 ■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により助成事業の内容を当初の計画から変更する場合には計画変更を認めるとともに、中止する場合には既に発生した経費や中止に伴い発生した経費を助成対象として支払うなど、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した。 1. スポーツ振興くじの安定的な売上確保 (1) 令和2年度スポーツ振興くじ販売状況 令和2年度の売上は約1,017億円となり、目標(970億円)に対する達成状況は、104.9%となった。 累計売上：約1,017億円(68回計) ※1 売上は3年ぶりに1,000億円を突破。対前年度(約938億円)比は108.4%。 ※2 令和2年度の目標値(970億円)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、4月の売上喪失を前提に設定。⇒しかしながら、実際には5月中旬まで2か月近くくじの販売ができなかった。 ※3 この状況下、Ｊリーグより先に再開したドイツブンデスリーガを対象に5月下旬からくじの販売を再開(＋約58億円。下記⑤に詳細)。また、再開後のＪリーグの変則日程に合わせたBIG系商品の週2回販売を実施(＋約88億円。下記⑥に詳細)するなど、影響の緩和に最善を尽くした。 売上目標達成に向けた具体的な取組(下記の取組には一部重複あり) ① MEGA BIGの販売 令和2年2月に販売を開始した「MEGA BIG」の認知向上等に伴い、売上が好調に推移した。 ・売上金額：約259億円(売上全体の約25%) ② 1等最高当せん金を引き上げたBIGの販売 キャリーオーバー発生の有無に関わらず、BIGの1等最高当せん金額を7億7万7千円に引き上げた開催回を10回実施した。 ・実施時期：令和2年8～9月、10～11月、令和3年1月、2月、3月 ・売上金額(BIG系商品)：約220億円(10回計。通常の開催回に比べ約34億円の増(BIGのみで約9億円の増)。) ③ 海外サッカーを対象としたくじの販売 Ｊリーグの休止期間中に、イングランドプレミアリーグ、EFLチャンピオンシップ、FAカップ及びドイツブンデスリーガを対象としたくじを販売した。 ・実施時期：令和2年12月～令和3年2月 ・売上金額：約197億円(10回計) ④ 年末年始販売の実施 初の試みとして、年末年始の販売を行った。 ・実施時期：令和2年12月～令和3年1月	<評定と根拠> 評定：S 【中期目標に定められる指標に対する成果】 2つの定量的指標のうち、スポーツ振興くじの売上については目標額970億円に対し、売上額約1,017億円で104.9%達成した。スポーツ参画人口については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により前年度比68.7%となった。 令和2年度のスポーツ振興くじの売上については、約1,017億円となり、くじ市場の減少傾向(くじ市場全体の売上額が平成20年度の約1.1兆円をピークに減少し、令和元年度は約0.9兆円と約21.6%の減少)が続く中で、3年ぶりに1,000億円を突破し、「令和2事業年度事業計画」における目標値(970億円)に対して104.9%を達成、対前年度(約938億円)比は108.4%となった。 販売環境としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、4月から5月中旬まで2か月近くくじの販売ができないう状況であったものの、先行して再開したドイツブンデスリーガを対象としたくじの販売や、再開後のＪリーグの変則日程に合わせたBIG系商品の週2回販売など、臨機に応じた販売機会の確保によるリカバリの施策を講じることで、影響の緩和に最善を尽くした。 また、スポーツ振興のための助成金については、安定的・計画的な助成に努め、令和2年度の実績は1,190件約130.9億円となった。そのうち、スポーツ振興くじ助成金においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、助成した事業のスポーツ参画人口が前年度比で減少(68.7%)となったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により助成事業の内容を当初の計画から変更する場合には計画変更を認めるとともに、中止する場合には既に発生した経費や中止に伴い発生した経費を助成対象として支払うなど、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した。 【評価に資する主な成果】 スポーツ振興くじの安定的な売上確保のため、引き続き、1等最高当せん金額を引き上げたBIGの販売や、Ｊリーグ休止期間中の海外サッカーを対象としたくじの販売	<評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 スポーツ振興くじの売上については、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上(1,094億円)を求めているところ、スポーツ振興投票等業務に係る令和2事業年度計画内において、新型コロナウイルス感染症の影響を反映し、前中期目標期間の平均額を下回る売上目標値を970億円と設定している。当該年度のスポーツ振興くじの売上は目標値に対して104.9%の達成状況であり、当該実績等により評価すると「B」評定となるものの、新商品の効果的・効率的な宣伝等を通じて3年ぶりに1,000億円を突破したことや新型コロナウイルス感染拡大により計画的な販売が困難な中で柔軟に対応して販売機会を確保したこと、スポーツ振興くじの売上が市場動向・市場トレンドに左右される要素があること、項目の難易度が「高」であることを踏まえ、評定を一段階引き上げ、「A」評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・スポーツ振興くじの売り上げについて、引き続き、	

参画人口の拡大に資するため、スポーツ振興くじによる助成金を効果的に配分することにより、当該地域のスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。	・売上金額：約 21 億円 ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるくじ発売中断期間の短縮 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による国内外サッカーの開催延期に伴い、くじを販売できない期間が生じたが、Ｊリーグより先に再開したドイツブンデスリーガを対象にくじの販売を再開したことで、くじの発売中断期間を約 1 ヶ月短縮した。 ・実施時期：令和 2 年 5 月下旬～6 月中旬 ・売上金額：約 58 億円（4 回計） ⑥ BIG 系商品の週 2 回販売の実施 Ｊリーグの中断に伴う変則日程に柔軟に対応し、従来週 1 回程度の販売サイクルだった BIG 系商品の週 2 回販売を計 8 週行った。 ・実施時期：令和 2 年 7 月～令和 3 年 1 月 ・売上金額（BIG 系商品）：約 232 億円（16 回（8 週）計。通常の週 1 回販売に比べ約 88 億円の増。） （2）新商品に関する調査等 ① 令和 2 年 2 月に販売を開始した「MEGA BIG」に関する市場調査を実施し、顧客のニーズ等を分析するなど、「MEGA BIG」の更なる認知獲得・売上拡大のための検討を行い、検討結果を施策実施時のインプットとして活用した。 ② 令和 2 年 12 月の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正を受け、将来の売上確保のため、新商品開発の検討を行った。 （3）効果的・効率的な広告宣伝 平成 28 年 5 月の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正に伴い、スポーツ振興くじの販売経費（運営費）の限度額が引き下げられていることもあり、対象とする顧客（ターゲット）を絞り込むとともに使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。 ① 販売促進のための広告宣伝の実施 ・テレビ CM、ウェブサイトを中心に、接触頻度を高めるために定期的に広告を展開する「恒常施策」のほか、短期集中的に広告を展開する「集中施策」を 6 月、8 月、10 月、1 月、3 月に実施した。 ・各集中施策実施の際に、より広く効率的に認知を獲得するため、テレビ、新聞、ウェブサイトを利用したパブリシティ（メディアへの積極的な情報提供）を実施した。 ② 広告宣伝の効果検証 広告宣伝の効果を以下の調査により検証し、検証結果を次回以降の施策実施時のインプットとして活用した。 ・売上影響度調査：6 回実施（インターネット） ・テレビ CM 媒体価格調査：5 回実施 ・テレビ CM の質調査：3 回実施 2. 効果的な助成の実施等 （1）令和 2 年度助成実績 ① スポーツ振興くじ助成金 件数：1, 190 件 金額：13, 092, 428 千円 ② スポーツ振興基金助成金 件数：595 件 金額：1, 376, 239 千円 ③ 競技強化支援事業助成金 件数：13 件 金額：248, 464 千円 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、助成した事業のスポーツ参画人口は前年度比で減少（68. 7％）となったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により助成事業の内容を当初の計画から変更する場合に	（年間を通じたくじの販売）を行ったほか、初の試みとして、年末年始（年越し）のくじ販売を行い、売上の向上に努めた。 スポーツ振興くじの販売経費（運営費）の限度額が引き下げられていることもあり、広告宣伝については、引き続き、対象とする顧客（ターゲット）を絞り込むとともに、使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。また、効果検証のための調査を実施し、次回以降の施策実施に活用することにより、新商品「MEGA BIG」の名称認知の早期獲得などにつなげた。 また、スポーツ振興のための助成金については、地域スポーツ施設整備助成において、屋内競技施設における照明設備の整備を助成対象として追加、また、将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成においては、（公財）日本障がい者スポーツ協会及び法人格を有する日本パラリンピック委員会加盟競技団体を助成対象者として追加するとともに、助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を新たに助成対象とし、募集の手引に明記するなど、助成対象団体のニーズ等を踏まえ、より効果的な助成となるよう、翌年度の助成メニューの見直しを行った。 【総括】 以上のとおり、スポーツ振興くじの売上が目標値（970 億円）に対して 104. 9％を達成したことは、効果的・効率的な広告宣伝によって、新商品「MEGA BIG」（令和 2 年 2 月から販売）の好調に売上が支持されるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で想定以上に厳しい販売環境となる中で、臨機に応じた販売機会の確保により、その影響の緩和に最善を尽くしたことが奏功した結果と考えられる。 また、スポーツ振興のための助成金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、スポーツ参画人口の増加について目標値の 100％以上を下回った（68. 7％）ものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により助成事業の内容を当初の計画から変更する場合には計画変更を認めるなど、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した。 よって、これらを総合的に勘案するとともに、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、S 評価とする。 <課題と対応> スポーツ振興くじについては、市場調査の実施等により顧客のニーズ把握に努めた上で魅力的な商品の開発検討に取り組んでいくとともに、平成 28 年 5 月の「独立行政	商品の効果的・効率的な宣伝や臨機に応じた販売機会の確保等を通じ、売り上げを確保することを期待する。 ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律等の改正を踏まえた魅力的な新商品の開発に期待する。 ・スポーツ参加人口について、国民がわかりやすい表現とするよう改善を期待する。 <その他事項> —
--	---	--	---

は計画変更を認める（19 件）とともに、中止する場合には既に発生した経費や中止に伴い発生した経費を助成対象として支払う（142 件）など、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した（約 23 万人の増）。

※令和 2 年度にスポーツ振興くじ助成により、助成した事業におけるスポーツ参画人口の前年度比（スポーツ大会の参加者数・運営スタッフ数等の合計人数）

令和元年度（前年度）	⇒	令和 2 年度（助成年度）
約 215 万人	68.7%	約 148 万人

なお、スポーツ振興基金については政府出資金 12.5 億円及び民間出せん金約 45.2 億円を原資に、国債・地方債等により安定的な運用を図った（運用収入 120,630 千円）。

（2）助成メニューの見直し

助成対象団体へのヒアリングや、募集説明会時のアンケート等から、助成事業に対するニーズ等を把握するとともに、令和 2 年 9 月 4 日に開催したスポーツ振興事業助成審査委員会スポーツ振興事業助成評価ワーキンググループにおいて、助成区分ごとの具体的なかつ定量的な成果指標に基づく事業の評価を実施した。

これらを踏まえ、地域スポーツ施設整備助成においては、屋内競技施設における照明設備の整備を助成対象として追加、また、将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成においては、（公財）日本障がい者スポーツ協会及び法人格を有する日本パラリンピック委員会加盟競技団体を助成対象者として追加するとともに、助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行うために直接必要となる経費が助成対象となることを募集の手引に明記するなど、翌年度の助成内容に反映した。

（3）募集事業の周知

助成対象事業の募集に当たっては、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、都道府県等に対してメールにより募集開始に係る案内を行ったほか、例年実施している説明会（令和元年度参加者数：1,632 人）に代わり、ウェブサイトにて説明動画（令和 2 年度動画再生回数：2,263 回）を掲載し、助成対象団体に対し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について説明するなどして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた取組を実施しつつ、より広く周知を行うことができた。

（4）助成金の公正な配分

助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定した。

※助成審査委員会の開催

第一部会：令和 2 年 3 月 18 日（参集形式）
令和 2 年 10 月 19 日（Web 会議形式）
第二部会：令和 2 年 3 月 26 日（参集形式）
令和 2 年 10 月 16 日（Web 会議形式）
親 会：令和 2 年 3 月 31 日～4 月 8 日（書面審議）
令和 2 年 10 月 23 日（Web 会議形式）

（5）助成事業の適正な執行

助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、助成対象団体に対し、例年実施している説明会（令和元年度参加者数：1,632 人）に代わり、ウェブサイトに掲載した募集に係る説明動画（令和 2 年度動画再生回数：2,263 回）において、募集内容と併せて会計処理の留意点を説明することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた取組を実施しつつ、より広く周知を行うことができた。加えて、アスリート助成の対象者として選定された全アスリート（518 人）に対しては、制度の趣旨・目的、コンプライアンス及びドーピング防止等に関する研修資料を送付し、内容を理解した旨の報告を求めることにより、理解促進を図った。

法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正に伴い、スポーツ振興くじの販売経費（運営費）の限度額が引き下げられていることもあり、引き続き販売体制の整備や効果的・効率的な広告宣伝を実施し、売上確保に努めていく。また、令和 2 年 12 月に改正された「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の趣旨に沿った、より魅力的な商品の開発検討を行っている。

スポーツ振興のための助成については、スポーツ参画人口の増加等に資するために、助成対象団体のニーズや新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う助成事業の内容変更等に柔軟に対応するとともに、助成事業を客観的に評価した結果を踏まえ、翌年度の助成メニューの見直しを行うなど、限られた財源の中でより効果的な助成となるよう努めていく。また、令和 2 年 12 月の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正に伴い収益の使途が拡大されたことも踏まえ、地域スポーツの振興に役立つよう、助成メニューの不断の見直しを行っていく。

	また、助成団体（交付要綱及び調査実施要綱に基づき抽出）における会計処理状況の調査を例年実施している実地調査に代わり、オンラインで実施し、不適切な会計処理が確認された団体については、適正な執行に向けての改善方策を提出させるなど、指導した。 （６）助成制度の趣旨の普及・浸透 助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等のため、スポーツ振興助成のロゴマーク等を表示したフラッグ・バナーの掲出（大会開催）、標識の設置（施設整備）、JSC のホームページへのリンクバナーの掲載などととも、広報への協力等を求めた。	
○参考 スポーツ振興投票等業務に係る令和２事業年度事業計画 ＜令和２事業年度の運営の基本方針＞ スポーツ振興投票制度は、平成 10 年に創設され、平成 13 年からはスポーツ振興くじの全国販売を開始し、売上が低迷した時期がありましたが、近年では安定的に 1,000 億円程度の売上が確保されています。また、スポーツ振興くじの売上を財源とした助成金についても、ここ数年 200 億円程度を確保し、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備、総合型地域スポーツクラブの育成などに活用されており、地域スポーツの振興に欠かせない財源となっています。 今後も、お客様に長期にわたってスポーツ振興くじを楽しんでいただくため、魅力的な商品開発や販売方法の工夫等を行ってまいります。我が国のくじ市場は、ここ数年、減少傾向にあり、安定的な売上を継続的に確保していくことが非常に難しい状況となっています。 一方で、スポーツ振興くじによる助成金については、「第２期スポーツ基本計画」等の政府針に基づき、助成対象団体からのニーズ等を踏まえ、地域スポーツの振興に効果的な助成を行うことにより、地域のスポーツ参画人口を増加させることが求められています。さらには、スポーツ振興投票制度が、国民の理解と協力を得て、国民の間に定着したものとなるよう、その趣旨の普及・浸透を図るとともに、円滑かつ効果的な業務運営が求められています。 このようなことから、これまで以上にスポーツ振興投票等業務が地域スポーツの振興を図る上で重要な役割を果たしていくために、次に掲げる事項を令和２事業年度の基本方針とし、それぞれの業務を積極的かつ効率的に進めていくこととします。 １ スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 ２ 地域スポーツの振興のための効果的な助成 ３ スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透 ４ スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営 ＜基本方針に基づいた具体的な取組＞ １ スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 （１）スポーツ振興くじの実施回数等 Jリーグ又は海外サッカーリーグ等の試合を対象とし、指定されたサッカーの各試合の 90 分間での結果について、購入者が自分で予想するくじ（toto、mini toto、totoGOAL3、totoGOAL2）とコンピュータが選択するくじ（MEGA BIG、BIG、100 円 BIG、		イ インターネットでの販売 インターネットにおける購入は会員登録を必須要件とし、会員登録時に年齢確認を行うほか、購入時に本人確認を実施し、19 歳に満たない者の購入を防止します。 ② 指定試合開催機構（Ｊリーグ）との協働による取組 Jリーグと協働し、Ｊリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して、禁止行為等の理解、インテグリティを脅かすようなリスク等について研修を行い、スポーツ振興投票の公正を害する行為の予防に努めます。 ③ 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、情報配信先の選定など、正しい情報を取得し、試合の指定や試合結果の確認等を適切に行います。 ２ 地域スポーツの振興のための効果的な助成 （１）助成メニューの見直し 地域スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行います。 ① ニーズ等の把握 助成対象団体に対してアンケートやヒアリングを行い、ニーズ等の把握に努めます。 ② 助成事業の評価 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価します。 （２）助成金の交付 ① 助成対象事業の募集 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図ります。 ② 助成金の公正な配分 助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定します。 ③ 適正な事業執行に関する啓発

BIG1000、miniBIG)を年間 90 回程度販売します（販売期間が同一の場合は、同一開催回とします。）。 なお、JSC が指定する特定の開催回・商品において、法令の範囲内で当せん金の最高限度額を引き上げるくじを販売する特別施策を実施します。 (2) 広告宣伝 テレビ CM や WEB 広告等を実施し、広告実施後の調査（第三者によるものを含む）などにより、広告・宣伝の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な実施に努めます。 (3) 販売促進 ① スポーツ振興くじ特約店 商品知識が豊富な販売員による案内が可能であること、看板やのぼり、ポスター等の設置により、屋外広告としての機能も有していることから、新規購入者から継続購入者まで幅広いお客様に応じたサービスの提供や情報発信ができる強みを活かすため、販売員への研修によりサービスの向上を図るとともに、店頭での効果的な情報発信に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。 ② コンビニエンスストア 全国各地に多数の店舗を構える販売ネットワークを有していることから、日常生活導線上でくじの購入ができることや、くじ購入以外の多様な目的で店頭を訪れるお客様に対してもくじに関する情報接触（広告効果）が期待できるため、コンビニエンスストアにおいて販売・払戻を実施していることについて幅広く情報発信するとともに、店内でのガイドブックの設置など、くじに関する情報提供の充実に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。 ③ インターネットサイト 提供できる情報量の多さや、いつでもどこでも買えるといったインターネットサイトが持つ強みと、近年の、売上額に占めるインターネット販売の占有率の上昇も踏まえ、インターネットサイト顧客向けのキャンペーンの実施や、インターネットサイトの操作性や視認性を改善するなど、顧客利便性の更なる向上を進めることにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。 (4) 魅力的な商品開発 安定的な売上を継続的に確保するため、より多くのお客様にスポーツ振興くじをお楽しみいただけるよう、市場調査を実施する等により顧客のニーズの把握に努め、魅力的な商品の開発検討を行います。 (5) スポーツ振興くじの公正性の確保 ① 19 歳未満者の購入防止対策 ア 対面店舗での販売 定期的な店舗巡回のほか、新規店舗を含む全国の店舗に対して販売員の研修等を実施するとともに、19 歳未満購入禁止のマークを、販売店窓口、ポスター、TVC、マークシート等に表示するなど、適切な対策を講じます。	助成団体が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図ります。 (3) 継続的・安定的な助成財源の確保 複数年度にわたる事業や大規模な国際大会等に対し、継続的・安定的な支援を行うため、執行状況に応じ、助成財源の一部を積み立てます。 3 スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透 (1) メディア等を通じた広報の実施 スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることについて国民の理解を深めるため、CM やウェブサイト等を活用して助成活動を紹介します。 (2) 助成団体等を通じた広報の実施 助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めています。 (3) 効果的・効率的な広報の実施 アンケート調査等を通じ、スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透状況を把握することにより、広報の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な広報を実施する。 4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営 (1) 効果的・効率的な経営手法の活用 スポーツ振興投票等業務の運営を効果的・効率的に行うため、コンサルタントとの統合経営チームを設け、民間の経営手法を十分に活用した業務を実施します。 (2) システムの安定的な運営 スポーツ振興くじの販売・払戻等に関するシステムを安定的に運用するため、定期的に点検を行い、必要な機器の更新を行います。 (3) 情報セキュリティ対策の強化 スポーツ振興投票等業務における情報セキュリティについては、国のセキュリティ対策等を踏まえ、最新の対策に関する情報収集に努めるとともに、外部機関による点検・評価を行い、必要な対策を講じます。 (4) 効果的・効率的な運営のための取組 スポーツ振興投票等業務における資金については、安全性や運用期間なども考慮し、より収益性の高い運用を検討します。 また、各助成メニューに対する申請状況等に応じた人員配置を行うなど、事業全体の実施体制及び実施方法を検討し、業務の効率化を図ります。
---	---

4. その他参考情報
予算額と決算額の差異は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた事業が予定どおり実施できなかったことが大きい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	スポーツ・インテグリティの保護・強化		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 6 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
モニタリング団体数	5 団体	—	5 団体	6 団体	5 団体			予算額（千円）	62,992	208,996	186,740		
								決算額（千円）	62,323	112,984	152,341		
ウェブサイト登録件数（参考指標）	—	—	—	—	564 団体			経常費用（千円）	62,323	111,008	140,633		
								経常利益（千円）	8,871	32,884	11,702		
								行政サービス 実施コスト（千円）	58,793	—	—		
								行政コスト（千円）	—	111,008	140,633		
								従事人員数（人）	1.6	5.2	7.4		

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・ JSC が行うドーピング防止活動の実施状況や取組内容等について、外部評価会議の点検を受け、フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するために「効果的」等の高評価を得る。 ・ 毎年度 5 つのスポーツ団体に対して継続的なモニタリングやその結果の共有等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する理解促進等を図り、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに関する取組等を促進する。 ・ ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用可能となるよう安定的に運用する。 ＜参考指標＞ ・ ウェブサイトへの登録件数 ＜その他指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 【当該項目における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組】 ■ アスリート等に対し、対面でなくとも情報提供や周知ができるよう、SNS やウェブサイトの活用を促進するなど、非対面による情報発信方法を工夫することにより、ドーピング通報窓口等の理解促進を図った。また、スポーツ団体等に対するスポーツ・インテグリティ研修講師派遣については、これまでの対面・集合形式に加え、新たにオンラインで実施可能なプログラムを作成し、多様な要望に対応できる体制を整備した。 ■ スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、相談・調査の際に、相談者の同意を前提に、オンライン会議ツールを用いて対応するなど、継続性の観点で見直しを図ることにより、着実に運用した。 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）及び平成 30 年 12 月 20 日にスポーツ庁が策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（アクションプラン）に対応し、スポーツ・インテグリティの保護・強化に必要な取組を更に推進するため、以下の業務を実施した。 1. ドーピング防止活動 （1）アンチ・ドーピングに係るインテリジェンス活動 ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）として公開情報の収集等を実施した。本活動を支えるべく、情報収集方法や情報の取扱いについて法的観点を取り入れ、基盤整備を行った。 （2）ドーピング通報窓口の運用 通報窓口の運用による情報を端緒として、情報の収集及び評価活動等を進め、これらに基づき、（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）に対して情報提供等を行った。 （3）2020 年東京大会に向けた関係機関との情報共有に関する取組 ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすべく、2020 年東京大会に向けて国際検査機関（ITA）及び国際パラリンピック委員会（IPC）と情報の共有を図るため、スポーツ庁、JADA、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等の関係機関と連携し、民間・行政・省庁間の垣根を超えて情報共有ができる枠組づくりを推進した。 （4）競技者等への理解促進活動 JSC 主催の説明会等（アスリート助成選定者研修会等）及び関係団体（JADA 等）主催の会議等において選手及び関係者に対してドーピング調査の必要性、通報の方法、調査の協力等の情報提供を行った。 また、世界規程・日本規程の改訂にあわせドーピング通報窓口及びドーピング通報窓口ガイドブックを全面リニューアルするとともに、ドーピング通報窓口に関しては、国立スポーツ科学センター（JISS）、ナショナルトレーニングセンター（NTC）（屋内トレーニングセンター・イースト、屋内トレーニングセンター・ウエスト）の館内において、ポスター掲示やデジタルサイネージによる周知を行った。 加えて、ガイドブックを約 5,000 部、広報カードを約 2,500 枚配布した上、コロナ禍の対応として従来の対面重視を	＜評定と根拠＞ 評定：B 【中期目標に定められる指標に対する成果】 スポーツにおけるドーピングの防止活動においては、中期目標及び計画に基づき取組を実施し、外部評価会議において、「外部機関との一層の連携を期待するとともに、年度計画のとおり実施されており、一定の効果を認めることができる」として B 評価を受けた。 また、モニタリングを 5 つの中央競技団体（NF）に対して実施し、目標（5 団体）の 100% を達成した。 さらに、一般スポーツ団体の自己説明・公表促進を目的に、スポーツガバナンスウェブサイトを構築の上、令和 3 年 3 月 1 日から運用を開始し、令和 2 年度は、564 団体の登録があり、システム障害等なく、安定的に運用を行った。 加えて、令和 3 年 1 月から運用を開始したスポーツ団体ガバナンス支援委員会による相談受付及びスポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用できるよう安定的に運用を行った。 【評価に資する主な成果】 ドーピング通報窓口の認知度及び理解度については、対象者に対して、理解しやすい内容の情報を届けるため、各種広報ツールを JOC 及び JPC 強化指定選手やスタッフ等に配付し、広報に努めた結果、対象となるアスリート等の 70% 超がそれを認知し、かつその必要性を理解しているとの回答を得た。 また、2020 年東京大会に向けて ITA 及び IPC と情報共有を図るため、関係機関と連携し、民間・行政・省庁間の垣根を超えて情報共有ができる枠組づくりを推進した。 NF のモニタリングについては、新たな試みとして、NF 理事会のガバナンスの実効性を診断するためのモニタリング指標開発を進めた。 加えて、地方公共団体及びスポーツ団体へのスポーツ・インテグリティの保護・強化に資する情報提供に関しては、従前、対面・集合形式で行っていた研修内	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・ 東京 2020 大会に向けて国内外の関係機関と構築した情報共有のネットワーク等の成果が、大会後のレガシーとなるよう JADA や関係団体等と更なる連携を図ることを期待する。 ＜その他事項＞ —	

＜評価の視点＞ ・スポーツ基本計画に「フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。」とされている。これを踏まえ、JSCが行うドーピング防止活動について効果的・効率的に行う必要があることから、外部評価会議の点検で4段階の評価を受けることとし、最上位の評価を得ることを評価指標として設定した。 ・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関する取組が必須である。 平成28年度のスポーツ庁調査では、JSPO加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が7団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が12団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均	見直し、新たに2団体（3か所）のホームページにウェブバナーを掲載するなど、非対面による情報発信方法を工夫するとともに、JSCのFacebookやハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）のTwitter等のSNSを活用した情報提供を行うなど、様々な広報活動を通じて認知度や理解度の向上を図った。なお、通報窓口アクセス数については、令和3年1月末にリニューアルしたことにより、その後の2か月間におけるアクセス数が、それまでの約40倍となった。 ＜ドーピング通報窓口認知度・理解度アンケート結果＞ 回答者：988人（令和元年度：560人） 対象者：（公財）日本オリンピック委員会（JOC）及び（公財）日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）の強化指定選手、JOC及びJPCのスタッフ、NF内アンチ・ドーピング担当者 <table><tr><th>区分</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>認知度</td><td>67.9%</td><td>81.4%</td><td>71.6%</td></tr><tr><td>理解度</td><td>75.9%</td><td>79.8%</td><td>77.5%</td></tr></table> ※ 認知度：「知っていた」「名前を知っている程度」の合計。 ※ これまでの集合研修時のアンケートから、NFを通じたオンラインアンケートに実施方法を変更した。 （5）インテリジェンス活動に関する情報収集 諸外国におけるアンチ・ドーピングに関するインテリジェンス活動、規律手続の動向等について、情報の充実に図るため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）常任理事会・理事会や新設されたインテリジェンス・ワーキング・グループ（2月、オンライン開催）等に参加し、アンチ・ドーピング活動の最新動向の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築を図った。特に、2020年東京大会における情報共有の枠組みづくりにおいては、英国等の先進事例を参考にし、日本独自の体制整備に活用した。 また、国内においてはJADAとの定期会合であるインテリジェンス検討会議を4回開催し、活動における課題の共有や改善策を検討した。 （6）日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用 規律パネルが独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようにするため、法律家及び医師等のうちから適切な者を規律パネル委員として任命するなど、「日本アンチ・ドーピング規律パネル」の運営支援を着実に実施した（聴聞会の開催：1回）。 また、令和3年1月に適用された国際基準への対応等を検討し、非対面方式による聴聞会の開催に関する日本アンチ・ドーピング規律パネルとの申し合せ事項を定めた。 2. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する情報収集・提供及び中央競技団体のモニタリング （1）スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する情報収集及び提供 ① 情報収集及び国際会議への参加 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する最新の取組・情勢に関する情報を公開情報から収集するとともに、以下の国際会議に出席し、情報収集を行った。 ・IPACS（International Partnership against Corruption in Sport）Steering Committee Meeting（11月、オンライン開催） ※スポーツ界の腐敗防止に関する国際協力会議 ② 情報提供及び研修講師派遣（スポーツ団体等に対するスポーツ・インテグリティ研修の実施） 地方公共団体及びスポーツ団体からの依頼に基づき、各団体が主催するインテグリティ研修会において、計2回講師を務め、情報提供を行った。従前、対面・集合形式で実施していた研修については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、新たに、オンラインによるプログラムを整備し、実施した（地方公共団体：1回、スポーツ団体：1回）。 （2）コンプライアンスに関するNFのモニタリングの実施 5つのオリンピック・パラリンピック競技等のNFに対して、コンプライアンスに関するモニタリングを実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、モニタリング実施に関するNFとの調整を年度後半に設定したところ、2度目の緊急事態宣言発令時期がモニタリング実施時期と重複したこともあり、競技者・指導者のモニタリング実施の	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	認知度	67.9%	81.4%	71.6%	理解度	75.9%	79.8%	77.5%	容を見直し、新たに、オンラインによるプログラムを整備して実施した。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関しては、アンチ・ドーピングに係るインテリジェンス活動（ドーピング調査）の実施を強化するに当たり、JADAと更なる連携を図ることが必要となる。 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組においては、NFのモニタリングについて、開発したモニタリング指標に基づき、NFに対しガバナンスのモニタリングを本格実施する。 また、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度については、関係団体等の情報提供を通じて暴力・ハラスメント防止啓発を促進する。
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度											
認知度	67.9%	81.4%	71.6%											
理解度	75.9%	79.8%	77.5%											

5 団体を指標として設定した。

なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。

・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、体制を構築するのみならず、利用対象者が常に利用可能な状態を維持していくことが求められるため、取組の安定的な運用を評価指標として設定した。

調整が難しく、事務局員のみのモニタリングとなった団体もある。

当該 NF へのモニタリング結果のフィードバックに際しては、他団体のモニタリングで得た改善・注意すべきポイント等を参考情報として伝えた。

＜モニタリング対象者の総数＞

競技者	244 人
指導者	27 人
事務局員	89 人
合計	360 人

＜モニタリングを実施した各 NF からのコメント＞

・リモートワークで直接スタッフを確認する機会が限られていたため把握できていなかったリスクに気づくことができた。

・従前よりリスクを軽減する措置を行ってきたが、モニタリング結果から依然として改善が望まれる状況であると把握できた。

・「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく自己説明において、コンプライアンスに関して外部チェックを受けているという点を記載したい。

(3) ガバナンスに関する NF モニタリング指標開発

統括 3 団体（(公財) 日本スポーツ協会 (JSP0)、JOC 及び (公財) 日本障がい者スポーツ協会 (JPSA)）が加盟 NF に対して実施するスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査を通過した団体に対して、ガバナンスの実効性を診断し、より良い団体運営の支援を行うことを目的に、4 人の外部有識者（弁護士、公認会計士、研究者）を含む専門家会議を設置し、新たな現況評価の仕組みとしてモニタリング指標の開発を進めた。

また、指標開発の一環として、統括 3 団体及び 9 つの NF 役職員へのヒアリングを行い、競技団体運営現場の意見を積極的に取り入れた。本モニタリングのトライアル実施について、5 つの NF から了解を得た上で、令和 2 年度はそのうち 1 団体にトライアルを実施した。

3. スポーツガバナンスウェブサイトの構築・運用

スポーツ団体が、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」（スポーツ庁策定）に基づく自己説明・公表を促進するため、専用ウェブサイトを構築し、令和 3 年 3 月 1 日より運用を開始した。同ウェブサイトは 24 時間 365 日、無料で利用可能とし、登録・公表された情報は、ウェブサイトの訪問者が閲覧・検索可能な仕組みとした。

令和 2 年度は、564 団体が登録し、システム障害等なく、安定的に運用を行った。

なお、令和 3 年度スポーツ振興事業助成申請より、スポーツ団体は自己説明・公表が申請要件となったことから、スポーツガバナンスウェブサイト運用開始前の令和 2 年 11 月 2 日～令和 3 年 2 月 28 日の期間、JSC ホームページ上に仮サイトを構築し、主に助成金申請団体より自己説明の登録を受け付けた。

4. スポーツ団体ガバナンス支援委員会の運用

アクションプランを踏まえ、不祥事案発生等により第三者調査が必要になった NF の求めに応じて助言等の支援を行うため、弁護士、公認会計士等 12 人の外部専門家から構成される「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」を設置した（令和 2 年 9 月）。

同委員会において、相談受付の仕組み等を整備するとともに、対象団体への周知を経て、令和 3 年 1 月から、相談受付を開始した。

・スポーツ団体ガバナンス支援委員会の開催：2 回

5. スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度の運用

(1) 運用実績

「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度」（第三者相談・調査制度）における相談窓口に

	については、制度の継続性の観点から運用の見直しを図り、着実に運用した。 相談・調査においては、相談者の同意を前提に、オンライン会議ツールを用いた対応を行った。 ・相談受付実績：8 件（うち、相談・調査実施案件：1 件） ・第三者相談・調査委員会開催：2 回 ・特別委員向け研修会開催：2 回（延べ参加人数：26 人） 令和 2 年度から実際に相談や調査にあたる特別委員を増員したため、新委員へ知見の共有を図るとともに、全委員に対し国内外の最新動向を共有するための研修会を開催した。なお、研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で開催した。 （2）周知活動 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2 年度は、集合形式の説明会等の場で選手に直接周知活動を実施することが困難な状況であったため、対面から非対面による情報発信方法を工夫した。ホームページでの制度紹介の内容をリニューアルし、スポーツ指導における暴力・ハラスメントの実例を追加する等、より分かりやすい情報発信に努めた。 また、アスリートが相談しやすい環境を整備するため、指導者、スタッフ等関係者に対するアプローチを強化した。 ・HPSC スタッフ等への研修 研修形式：アーカイブ型 Web 研修（3 週間視聴） 対象人数：約 100 人 ・視覚障がい選手用に点字広報カード（461 枚）を配付 ・ホームページのリニューアル ・HPSC、NTC 競技別強化拠点指定施設へのポスター掲示 加えて、これまで統括団体を通じて NF へ周知活動等を実施してきたが、きめ細かな周知活動を行うために、NF のインテグリティに関する連絡窓口担当者を把握し、直接 NF へアプローチができる環境を整備した。 ＜第三者相談・調査制度に関する認知度アンケート結果＞ 令和 2 年度：35.9% 回答者：988 人 対象者：JOC 及び JPC の強化指定選手、JOC 及び JPC の強化スタッフ、NF 職員 ※これまでの集合研修時のアンケートから、NF を通じたオンラインアンケートに実施方法を変更した。 6. 外部評価 ＜アンチ・ドーピング活動に係る外部評価会議（令和 3 年 3 月 26 日（金））＞ JSC が実施するアンチ・ドーピング活動（ドーピング調査（インテリジェンス活動、広報・理解促進活動、アンチ・ドーピング規律パネル））の令和 2 年度の実績について、「外部機関との一層の連携を期待するとともに、年度計画のとおり実施されており、一定の効果を認めることができる」として B 評価を受けた。 7. 関係団体との連携等 ＜スポーツ政策推進に関する円卓会議＞ NF に対するモニタリングの実施について、スポーツ政策推進に関する円卓会議（構成員：スポーツ庁、JSP0、JOC、JPSA 及び JSC の長）への報告を行うとともに、同会議のスポーツ・インテグリティ作業部会において、スポーツガバナンスウェブサイトの構築・運用、スポーツガバナンス支援委員会による相談受付開始及びモニタリングの結果概要に関する情報共有を図るなど、スポーツ・インテグリティの保護・強化に向けて、関係団体と連携しつつ業務を行った。 ＜「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みステートメント」＞ アスリートの性的ハラスメント防止の取組について、統括 6 団体（JOC、JSP0、JPSA、（一社）大学スポーツ協会、（公財）全国高等学校体育連盟及び（公財）日本中学校体育連盟）とステートメントを共同提出（令和 2 年 11 月 13 日）するとともに、JSC の管理・運営施設内への啓発ポスターの掲出、JAPAN SPORT NETWORK（JSN）に参加する地方公共団体を通	
--	--	--

		じた情報の周知・拡散に協力した。		
--	--	------------------	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差異は、新型コロナウイルス感染症の影響による国際会議の開催方法の変更に伴う国外旅費が減少したこと、業務委託契約の調達額の減少に伴い事業費が減少したことが大きい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	災害共済給付の実施と学校安全支援の充実		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 7 号～9 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率	最終年度において 65%以上		58.8%	64.0%	67.4%			予算額（千円）	1,612,813	1,811,562	1,903,142		
								決算額（千円）	1,617,101	1,776,811	1,858,474		
								経常費用（千円）	1,819,274	1,607,476	1,813,886		
								経常利益（千円）	13,013	△35,422	44,413		
差戻し件数	平成 29 年度比 10%減		3.9%減	13.5%減	37.9%減			行政サービス実施コスト（千円）	1,321,828	—	—		
資料等の活用状況調査でプラス評価	最終年度において 80%以上		—	—	92.1%			行政コスト（千円）	—	1,623,881	1,840,293		
								従事人員数（人）	101.2	95.7	96.4		

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																								
中期目標、中期計画、年度計画																																								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																			
	主な業務実績等		自己評価		評定	A																																		
＜主な定量的指標＞ ・中期目標期間の最終年度において、子ども子育て支援新制度開始（平成 27 年度）以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設における同制度への加入率を 65%以上とする。 ・中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度の差戻し件数と比較して 10%削減する。 ・中期目標期間の最終年度において、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得る。 ＜その他指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・子ども子育て支援新制度開始以後に災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設の加入率は平成 29 年度では約 50%であり、同年齢幼児等が通う「幼稚園」や「保育所」の加入率である 80%台に近づけることが必要である。これまでの加入率の増加傾向（平成 27 年度加入率 25%、平成 28 年度加入率	＜主要な業務実績＞ 【当該項目における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組】 ■ 災害共済給付業務においては、政省令で災害共済給付の契約締結及び掛金支払を各年度 5 月末日までに行うことになっているが、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令に伴い学校休校等の措置が取られたことにより、学校等の設置者において期日までの対応が困難になることを想定し、政省令等の一部改正による期限の延長措置を行うとともに、災害共済給付金請求の差戻し件数の削減を図ることで、学校現場の負担を軽減した。 ■ 安全支援業務においては、学校関係者等のニーズを踏まえ、季節や学校種別に応じた実用的な情報を学校現場に提供しているが、特に令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症予防を想定した「新しい生活様式」を踏まえた学校生活における留意点についての情報発信を行い、学校現場における事故防止の取組を支援した。 学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付を行うとともに、国の学校安全の施策と連携しながら、給付業務から得られる災害事故情報を活用した学校安全支援に関する業務を一体的に行うことにより、学校事故防止のための取組を推進した。 災害共済給付業務及び学校安全支援業務の円滑な実施・運営に当たっては、給付業務上の課題解決策、学校関係者等への事故防止情報の提供と活用方策等について、「学校安全推進会議」を開催し、医師会、教育委員会、学校長会等の関係団体と意見交換を行った。 災害共済給付の新規契約・更新業務については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校休校等の措置に対応するため、政省令等の一部改正を行い、契約締結及び掛金支払の期限の延長措置を行った。 また、災害共済給付業務においては、近年のグローバルな人材育成を推進していく国の方針等の動向を踏まえ、海外研修、海外実習等の事故について、中学生以下の児童生徒等も給付対象とする見直しを行い、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとした。 1. 公正かつ適切な給付の実施 災害共済給付業務においては、令和 2 年度も保護者の同意を得て、約 16,315 千人の加入者（児童生徒等の在籍者の 95.0%）で、約 150 万件の給付を行った。 ・ 加入状況 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td colspan="2">在籍者数（人）</td><td>17,408,509</td><td>17,310,990</td><td>17,169,621</td></tr><tr><td colspan="2">加入者数（人）</td><td>16,603,413</td><td>16,469,897</td><td>16,315,166</td></tr><tr><td colspan="2">加入率（％）</td><td>95.4</td><td>95.1</td><td>95.0</td></tr></table> ・ 給付状況 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">医療費</td><td>件数（件）</td><td>1,979,619</td><td>1,921,650</td><td>1,496,813</td></tr><tr><td>金額（千円）</td><td>15,431,269</td><td>14,787,869</td><td>11,612,156</td></tr></table>		区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	在籍者数（人）		17,408,509	17,310,990	17,169,621	加入者数（人）		16,603,413	16,469,897	16,315,166	加入率（％）		95.4	95.1	95.0	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	医療費	件数（件）	1,979,619	1,921,650	1,496,813	金額（千円）	15,431,269	14,787,869	11,612,156	＜評定と根拠＞ 評定：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 3 つの定量的指標のうち、子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率については、対年度目標値（65%以上）の 100%以上となる 67.4%を達成し、差戻し件数については、対年度目標値（平成 29 年度より 10%削減）の 120%以上となる 37.9%削減を達成した。 また、資料等の活用状況調査の結果でプラス評価であった率は、対年度目標値（80%以上）の 100%以上となる 92.1%を達成した。 【評価に資する主な成果】 ・実務研修、審査専門委員会及び実地調査の実施等の取組により、公正かつ適切な給付を実施した。 ・災害共済給付業務においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校現場の負担を軽減するため、政省令改正により契約締結及び掛金支払期限延長の措置を実施するとともに、差戻し件数の削減を図った。 ・安全支援業務においては、新型コロナウイルス感染症予防を想定した情報発信を行うことで、「新しい生活様式」を踏まえた学校現場における事故防止の取組を支援した。 ・令和元年度の政省令改正により年度途中に新たに経営を開始した保育所等であっても災害共済給付制度への加入が可能になったことに伴い、当該保育所等に対して、関係省庁・自治体等との連携・協力の下、制度説明のチラシを配布する等、災害共済給付制度の理解促進に努め、加入促進を図った。 ・学校災害防止調査研究委員会で「学校における固定遊具による事故防止対策」を研究課題とし、事故防止の現状把握を行い、事故防止のための管理と指導についての最新の知見を盛り込んだ「固定遊具の事故防止マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。 ・スポーツ庁委託事業において、体育活動中における重大な事故を防止するため、骨折事故の傾向及び事		＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 ・子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率については、対年度目標値（65%以上）の 100%以上となる 67.4%まで増加している。 ・給付業務についても、差戻し件数については、対年度目標値（平成 29 年度より 10%削減）の 120%以上となる 37.9%削減し、目標を大きく上回っている。 ・資料等の活用状況調査でプラス評価であった率は、対年度目標（80%以上）の 100%以上となる 92.1%で目標を大きく上回った。 以上の通り、3 つの数値目標のうち 120%以上の目標達成となったものは 1 つであったものの、他の 2 つの項目についても 100%以上の目標達成となったこと、併せて新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校現場の負担軽減のため契約締結及び掛金支払期限延長措置、差戻し件数の	
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																				
在籍者数（人）		17,408,509	17,310,990	17,169,621																																				
加入者数（人）		16,603,413	16,469,897	16,315,166																																				
加入率（％）		95.4	95.1	95.0																																				
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																				
医療費	件数（件）	1,979,619	1,921,650	1,496,813																																				
	金額（千円）	15,431,269	14,787,869	11,612,156																																				

42%)を踏まえ、今期においては、65%以上を指標として設定した。

・請求における差戻しは、平成29年度では約10万件発生しており、このうち、記載不備や提出書類の不足などの差戻しは約2万件を占めている。この差戻し約2万件について、本目標期間中に半減させ、業務の効率化を推進するとともに利用者の利便性を向上させるため、全差戻し件数の10%を削減することを指標として設定した。

・第3期では、評価指標の設定におけるアンケート調査の数値目標は、『JSCからの情報提供に対する満足度調査(4段階評価)を行い、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る』ことを目標とし、「大変有意義であった」との回答が約80%であった。(平成27年度80.98%、平成28年度80.54%)第4期では、更に具体的に取組の成果を測る必要があることから、提供した資料等の活用状況(効果的に利用すること)について同水準以上を指標として設定した。

なお、上記の評価指標の各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

障害見舞金	件数(件)	403	363	393
	金額(千円)	1,689,760	1,597,000	1,831,760
死亡見舞金	件数(件)	74	56	44
	金額(千円)	1,811,600	1,335,400	946,300
合計	件数(件)	1,980,096	1,922,069	1,497,250
	金額(千円)	18,932,629	17,720,269	14,390,216

(1) 審査担当職員の資質向上

審査担当職員の能力及び専門的知識向上のため、研修実施計画に基づき、給付事務総括部署による統一研修及び各支所における個別研修を実施した。

統一研修では、審査業務に必要な基礎的知識や法令解釈の理解向上を主な目的とし、関係法令や基準について、実際の事例を用いて研修を行った(年4回実施・TV会議システム)。

個別研修では、各支所において、それぞれの体制や課題等に応じた研修を行った(各支所3回ずつ、計18回実施・対面)。

(2) 重要案件等の審査

① 災害共済給付審査専門委員会

医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支払請求案件のうち、医学的その他専門的見解が必要と認められる案件について、各支所に設置した審査専門委員会(外部有識者10人程度で構成)に付議し、適切に審査を行った。

・審議件数:443件

② 実地調査

公正かつ適切な審査を実施するため、医療費案件、障害案件及び死亡案件について「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地調査要綱」に基づき、学校等の関係者との連携・協力の下、担当職員による実地調査を実施した。

・調査件数:181件

(3) 不服審査請求への対応

災害共済給付の決定に関し、学校等の設置者又は保護者等からの不服の審査請求に対し、外部有識者(医師2人、弁護士1人)を含む不服審査会を8回開催し、中立かつ公正に審査を行った。

また、給付事務の適正化を図るため、審議結果及び決定経緯について、各支所の審査担当職員等とTV会議システム等を活用し、効果的に情報共有を行った。

・審議件数:35件

2. 災害共済給付制度への加入促進

(1) 新たに加入対象となった教育・保育施設への加入促進

子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対し、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、加入促進用のチラシの配布や、契約時期に災害共済給付制度の契約手続を案内するハガキ等の送付等により加入促進を行い、同施設の加入率は67.4%となった。

＜子ども子育て支援新制度により加入対象となった施設の加入状況＞

校種	在籍者数	加入者数	加入率	対目標値達成度
地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設	143,783人	96,879人	67.4%	104%

※ 平成29年度の加入率は、約50%

※ 令和2年度の目標値は、65%

故防止について調査・研究を行い、報告書を配布した。また、例年実施しているスポーツ事故防止対策推進会議(セミナー)の代わりに、有識者による熱中症や突然死等のスポーツ事故防止に関する映像資料を作成し、ホームページ及びYouTubeで公開し、広く情報提供を行うとともに、「スポーツ事故防止ハンドブック」の更なる活用促進のため、最新の知見を盛り込む等、改訂を行い、全国の教育委員会、学校(園)等に配布した。

・各支所において、都府県高等学校野球連盟と引き続き連携・協力を行い、また、教員を養成する大学と連携し、学校における事故防止に関する講義を行うことで、大学との協力関係を構築するとともに、学校事故防止策の普及を図った。

【総括】

以上のとおり、今年度の目標水準を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。

＜課題と対応＞

法令改正により、年度途中に新たに経営を開始した保育所等も当該年度から加入契約を締結することができるようになったことから、関係省庁・自治体等との連携・協力の下、当該保育施設等に対して制度説明のチラシを配布する等の取組を行い、災害共済給付制度の理解促進に努めることで、今後も更なる加入促進を図っていく。

また、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故防止のための資料等の活用状況調査で把握した活用実態とニーズを踏まえ、今後、更なる活用促進策を図っていく。

削減を図る等、新型コロナウイルス感染症への対応に努めたことを踏まえ、

【指標に対する評価】を

【評価に資する主な成果】補完することでA評定とした。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

法令改正により、年度途中に経営を開始した保育所等も当該年度から加入契約を締結することができるようになったことから、新たに経営を開始した保育所等の設置者に対し、関係省庁等との連携・協力の下、更なる制度周知及び加入促進の取組を行っていく必要がある。

また、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故防止のための資料等の活用状況を調査し、個々の資料等の活用実態を把握した上で、資料等が効果的に活用できる方法を検討し、提供していく必要がある。

＜その他事項＞

—

(2) 年度途中に新たに経営を開始した保育所等への対応

年度途中に新たに経営を開始した保育所等であっても災害共済給付への加入が可能であることをホームページに掲載し、周知を図った。また、関係省庁・自治体等との連携・協力の下、当該保育施設等に対して、制度説明のチラシを配布する等、災害共済給付制度の理解促進に努めることにより、加入促進を図った。

3. 給付業務の効率化及び適正性の確保について

(1) 差戻し件数の削減

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校現場の給付金請求事務の負担軽減を図るため、令和元年度の災害共済給付金請求の際に多かった照会事例（記載不備や提出書類不足等）や請求時の留意点について分かりやすくまとめた簡易チラシを作成し、ホームページや広報誌「学校安全ナビ」に掲載するとともに、給付金の支払請求があった全ての設置者に送付して周知を行い、差戻し件数は達成目標の基準値である平成 29 年度と比較して 37.9%削減した。

<差戻し件数>

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
差戻し件数	103,074 件	92,771 件	66,530 件
平成 29 年度比	△3.9%	△13.5%	△37.9%

※ 平成 29 年度差戻し件数は 107,196 件

(2) 利用者の利便性の向上

① 教育委員会等との連携

給付制度を安定的に運営するとともに、給付事務についてきめ細かく対応し、学校等の負担軽減にも繋がる教職員等の給付制度への理解を深めるため、教育委員会等と連携し、教育委員会等が主催する説明会に職員を派遣し、制度周知を行った。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンライン開催の説明会もあったため、web 会議の環境を整備し、オンラインでの説明も行った。

また、説明会等への参加者の給付制度に対する理解度やニーズを把握するため、アンケートを実施した。(回答数 404 人)

制度の理解度については、98.2%のプラスの評価（「分かりやすい」「どちらかというと分かりやすい」の合計）を得た。

・46 回開催、参加者 1,025 人（アンケート実施対象者 497 人）

② 保護者への説明の充実（学校及び医療機関の負担軽減）

令和 2 年度から災害共済給付金の請求手続をスムーズに進めるために、給付金支払請求があった保護者に対して学校が請求書類を渡す際の注意事項等を記載した説明文例の提供を開始した。

また、医療機関等が証明する各種様式の記入方法を作成し、様式裏面に印刷できるようにし、ホームページ等で周知を行った。さらに、保護者が災害共済給付の情報をより簡単に入手できるように説明文例や保護者向けのチラシにホームページの QR コードを掲載した。

③ ホームページの充実

学校や医療機関がそれぞれの目的に応じた情報を速やかに取得できるよう、ホームページを「学校・設置者向け」と及び「医療機関向け」に分けて、前述の説明文例や様式について掲載することで、利便性の向上を図った。また、学校・設置者・保護者からの問合せにきめ細かく対応するために、ホームページの「よくあるご質問」について、問合せの多い項目を追加し、FAQ の充実を図った。

④ 災害共済給付システムの改修

システムの安定性・安全性の維持向上を図るため、災害共済給付システムの機器等の更新やセキュリティを強化するための改修を行った。あわせて、対応ブラウザの拡充やシステム操作マニュアルをダウンロード可能とすること等により、利用者の利便性向上を図った。

⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う災害共済給付契約締結期限等の延長

災害共済給付の新規契約・更新業務については、政省令で 5 月 31 日までに契約締結及び掛金支払を行うこととなっているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4 月 7 日に緊急事態宣言が発出され、学校休校等の措置が取られていた。そのため、期限（5 月 31 日）までに掛金支払が困難となる設置者が予想されたことから、

	政省令等の一部改正を行い、契約締結及び掛金支払の期限の延長措置を行った。 ・該当設置者数：1,383 件（うち教育委員会は 363 件） （３）適正性の確保 ① 保護者の同意取得の徹底 保護者の同意取得を徹底するために、災害共済給付システムの同意確認機能を活用し、同意取得の確認を行った。 ② 受給確認調査 設置者から保護者へ適切に給付金が渡されていることを確認するため、受給確認のための調査を実施した。死亡見舞金、障害見舞金については全件、医療費については抽出で実施した。 ・調査件数：3,605 件 ③ 補助金の適切な執行のための取組 要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出充分補助（※）の適切な執行のため、公立の義務教育諸学校の設置者に対して設置者が定める保護者負担額等の調査を行い、補助対象となる共済掛金を設置者に返還した。 また、本件については、災害共済給付制度に関する説明文書の送付や、実地調査時等のあらゆる機会での制度説明により、設置者の制度理解促進を図った。 ※ 要保護・準要保護児童生徒の保護者から共済掛金の保護者負担額を徴収しないこととした公立の義務教育諸学校の設置者に対して、JSC が共済掛金の支払の一部を免除した場合に、国から JSC に対して交付される補助金 ４．災害事例等の整理・分析及び情報の提供・活用促進 （１）災害事例等の整理・分析 ・ 「学校の管理下の災害」・「学校事故事例検索データベース」 令和元年度の災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例」及び「基本統計」として取りまとめた。 これらを基に、冊子「学校の管理下の災害」を作成し、学校の設置者が活用できるよう配布した。 また、平成 17 年度からの事例が蓄積され、複数年度に渡り検索が可能な「学校事故事例検索データベース」に令和元年度の「死亡・障害事例」を追加・更新した（累計件数：7,949 件）。 （２）学校等における事故防止のための資料・情報等の提供 ① 教材カードの作成 学校関係者等のニーズを踏まえ、7 月に「熱中症」、9 月に「運動会・体育祭」など、季節やターゲット（学校種別等）に応じた実用的な情報を「教材カード」としてまとめ、ホームページに掲載し、学校現場等に提供した。特に令和 2 年度は、教材カードを活用し、新型コロナウイルス感染症予防を想定した「新しい生活様式」を踏まえた学校生活における留意点についても情報発信を行った。（対象は、幼稚園・保育所向け、小・中・高校生向け、教職員・保護者向け）（提供数：33 種類） ② 広報誌「学校安全ナビ」の発行 統計情報や地域情報、その他学校安全に関する情報等を掲載した。 ・年 3 回（6 月、9 月、3 月）発行し、全国の学校（園）、設置者及び関係団体に配布した。 ・学校現場において事故防止の対策に活用されるよう「死亡・障害事例」の抜粋版を作成し、特別号として発行した（9 月）。 ③ ホームページによる情報提供 ・資料が広く活用されるよう「学校の管理下の災害」、「教材カード」、「学校安全ナビ」等をホームページに掲載した。 ・学校現場における「学校事故事例検索データベース」や事故防止に関する資料等の活用事例等を「学校現場での取組（事故防止事例）」として紹介した。 （３）教育委員会及び関係機関が開催する研修会等での事故防止情報周知及び学校安全資料の活用促進 教育委員会等からの依頼を受け、教職員等を対象とした研修会等において、学校事故事例検索データベースや事故防止のための情報について周知するとともに、学校安全資料の活用方法の例示等を行うことで、学校現場での事故防止の取組において、これらの資料の有効活用を促進した。	
--	--	--

	・25 回開催、参加者 1,274 人 (4) 事故防止のための資料等の活用状況の把握 学校現場に提供している学校における事故防止のための資料等の活用状況調査を実施し、多く活用された資料等の実態を把握した。 ・回答数 1,222／1,237 校（園）（回収率 98.8％） ・「資料等を活用したことがある」と回答 1,125 校（園）（92.1％） 調査の結果を踏まえ、全国配布の刊行物（学校安全ナビ等）や研修会等を通じて資料の内容及び活用事例を紹介し、資料等の更なる活用促進を図った。 5. 大学等の研究機関等との連携 (1) 学校災害防止のための調査・研究 ① 学校災害防止調査研究委員会 災害共済給付業務の実施によって得られる災害事例等を分析し、学校における事故防止に資する調査研究を行うため、外部有識者等で構成する「学校災害防止調査研究委員会」を設置した。 令和 2 年度は、研修会参加者のアンケート等で要望が多かった小学校・幼稚園等でも活用できる資料の充実を図るため、「学校における固定遊具による事故防止対策」を研究課題に選定した。調査研究に当たっては、専門部会を設置して、全国の小学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等を対象に固定遊具の設置状況調査等を実施するとともに、事故防止の現状把握・分析し、事故防止のための管理と指導についての最新の知見を加え、「固定遊具の事故防止マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。 ② スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」 体育活動中における重大な事故の発生の背景や要因、再発防止のために留意すべき点や方策について事例ごとに調査研究を行うため、外部有識者等で構成する「スポーツ事故防止対策協議会」を設置した。 令和 2 年度は、学校現場で活用できる資料の充実を図るため、以下 3 つの取組を実施した。 ・ 体育活動中における骨折事故に関する調査研究について 小学校、中学校、高等学校等の体育活動中における給付件数が最も多い骨折事故に着目して、「体育活動中における骨折事故の傾向及び事故防止対策」を研究課題としてワーキンググループを設置して調査研究報告書を作成し、ホームページに掲載するとともに、全国の中学校・高等学校等及びその設置者並びに関係団体等に配布した。 ・ スポーツ事故防止ハンドブックの改訂について 学校（園）等での活用率が高かった平成 26 年度作成の「スポーツ事故防止ハンドブック」の更なる活用促進のため、ワーキンググループを設置して、事故発生時の対応フローをまとめた「スポーツ事故対応ハンドブック」と事故防止のポイントをまとめた「スポーツ事故防止ハンドブック」を最新の知見を盛り込んで改訂し、ホームページに掲載するとともに、全国の学校・保育所等の教職員等及びその設置者並びに関係団体等に配布した。 ・ 事故防止に関する映像資料の作成について 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年開催してきたスポーツ事故防止対策推進会議（セミナー）を中止し、代わりに、有識者による熱中症や突然死等のスポーツ事故防止に関する映像資料を作成し、ホームページ及び YouTube で公開した。 ③ 大学等との共同研究 災害共済給付業務の実施によって得られた事故等のデータを大学等に提供し、大学等で行った要因分析結果から、JSC と大学等で事故防止の留意点を検討し、作成した資料を学校関係者等へ提供していくこととした。 (2) 新たな関係団体との連携・協力関係の構築 各支所を中心に、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の 4 都府県高等学校野球連盟の事務局と訪問等で意見交換を行い、先方の要望に応じて熱中症予防に関するポスターや DVD 等の提供を行うなど、連携・協力関係を強化した。 また、教員を養成する大学と連携し、DVD 等の資料を教材として、学校における事故防止に関する講義を行うことで、大学との協力関係を構築するとともに、学校事故防止策の普及を図った。		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	国内外の情報の分析・提供等		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 8 号、9 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
情報収集数	100 件以上	－	544 件	642 件	618 件			予算額（千円）	399,832	444,490	305,287		
情報提供先からのプラス評価	80%以上	－	100% * 88.9% *	100% * 95% *	100% 98.4%			決算額（千円）	383,108	392,161	268,246		
			* 上段がヒアリング調査結果、下段がアンケート調査結果					経常費用（千円）	385,133	391,084	278,981		
								経常利益（千円）	984	△6,457	6,019		
								行政サービス 実施コスト（千円）	169,130	－	－		
								行政コスト（千円）	－	391,084	278,981		
								従事人員数（人）	12.0	10.7	10.0		

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
＜主な定量的指標＞ ・ JSN の取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を毎年度 100 件以上収集する。 ・ JSC が提供した情報が、スポーツ庁をはじめとした関係機関の政策・施策の立案過程において、有効に活用されたのかを調査し、毎年度 80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。 ＜その他指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ JSN や国内外の関係機関等からの情報収集に当たっては、国内外の最新情報を入手するため、論文検索、国内外の研究者からの聞き取り、海外専門誌の翻訳等、様々な方法で行い、最低でも毎週 2 件の情報入手を目標とすることを指標として設定した。 ・ JSC が収集・分析した情報が提供先で有効に活用されるためには、ニーズに合致していることや有効に活用されるような工夫がなされていることが、非常に重要である。一方、これまでに	＜主要な業務実績＞ 【当該項目における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組】 ■ 新型コロナウイルス感染症のスポーツへの影響や対策、スポーツ施設の再開等に関する国内外の情報を収集・分析し、スポーツ庁や地方公共団体をはじめとする関係機関に適時に提供するため、1 回目の緊急事態宣言の発令に合わせて特設チームを立ち上げ、組織間の連携協力に関する覚書（MOU）の締結国や JAPAN SPORT NETWORK（JSN）等、信頼に基づく国内外のネットワークを活用した調査研究並びに資料の収集を行った。 ■ 分析・統合された関連情報は、新たに開設した専用ウェブページに逐次掲載し、対象やトピックに合わせて検索・抽出して情報を活用できるようにした。また、オンラインでの研究集会を開催し、スポーツ庁や地方公共団体をはじめとする関係機関の課題・ニーズに応じた情報提供を工夫することで、スポーツ界における新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び活動の再開を支援した。 ■ JSC が議長国となっているアジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）において、コロナ禍におけるスポーツを通じた連携強化や知見の共有を図るため、37 か国からの参加者によるオンラインでの研究集会を主催し、多くの参加者から、アジア地域のつながりを共有できたという高い評価を受けるなど、アジア地域の連携強化にリーダーシップを発揮した。 【新型コロナウイルス感染症に対する対応と方針】 オリンピック・パラリンピックの自国開催を迎える年度に、新型コロナウイルス感染症が発生・拡大したことにより、人の移動や集合が制限されオリンピック・パラリンピックだけでなくあらゆるスポーツ活動が影響を受けた。この状況下で、JSC が行うべきことを強く意識し、年度当初から「オンラインを活用した代替プロジェクト」に切り替えて、以下の観点から事業実施計画の遂行に継続的に取り組んだ。 ・ 国内外のネットワークを最大限に活用し、新型コロナウイルス感染症のスポーツへの影響や対応策等に関する歴史的な記録の集約・蓄積・分析・発信 ・ スポーツの振興・発展とスポーツを通じた社会課題解決に向けた国際・地域コミュニティとの信頼関係に基づく更なる連携・協働の促進（機会創出や資源開発） ・ JSC の多様な資源を最大限に活かした新たな連携機会の創出と情報連携 1. MOU 締結国等との連携を通じた非公開情報収集・分析及び支援 （1）MOU 締結国等との連携活動を通じた非公開情報収集・分析 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年東京大会の延期が決定し、来日機会を活用した連携活動等を含めて人の移動を伴う対面型の連携活動は実施が不可能であった。代替として設置された「COVID-19 情報研究プロジェクト」の中で、これまで構築してきた MOU 締結国・組織等との信頼関係に基づく人的ネットワークを活用し、公開情報では把握ができない諸外国における影響・対策に関する情報収集・分析を実施した。 ① 諸外国の強化拠点等に関する非公開情報の収集・分析・提供 諸外国の強化拠点及びそれらを統括する団体等の情報について継続的に収集・分析・提供した。これらの情報は、ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を通じてスポーツ庁等に共有され、緊急事態宣言期間中の施設閉鎖・再開・感染症対策等の判断や、HPSC における特別サイト開設及び再開におけるガイドライン策定の検討過程においても活用された。これらの情報のおよそ 80%は非公開情報であり、MOU 締結国等との国際連携ネットワークを有効に活用できたと言える。	＜評定と根拠＞ 評定：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 2 つの定量的指標のうち、情報収集数については、有用であると思われる情報を 618 件収集し、年度目標値（100 件以上）の 120%以上を達成した。 情報提供先からのプラス評価については、提供した情報の有効性について、スポーツ庁担当者の 100%及び地方公共団体の 98.4%から高評価を得て年度目標値（80%以上）の 120%以上を達成した。 【評価に資する主な成果】 新型コロナウイルス感染症の影響により国内外での移動や集合を伴う活動が大幅に制限される中、年度当初からオンラインを活用した代替プロジェクトを設置し、従来の事業に加えて海外政府系スポーツ機関との MOU、国際機関、国際スポーツ団体等との国際ネットワークや地方公共団体とのネットワーク（JAPAN SPORT NETWORK（JSN））を通じて信頼関係に基づく人的情報の収集の充実に努めるとともに、さらなる連携強化に取り組み、以下のような顕著な成果を得た。 ○ スポーツと SDG 指標の開発 国際的なイニシアチブ（MINEPS VI）カザン行動計画 Action2 の具体化）である「スポーツの SDGs への貢献指標」開発国際プロジェクトの運営委員会メンバーとして開発に携わり、「スポーツと SDG 指標・ツールキット（Ver4.0）」を完成させ、指標の構成や測定フレームワークの点など JSC の分析データに基づく意見・提案が多数採用された。これらは、第 2 期スポーツ基本計画の「国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開」に通じ、各国の政府・関係団体のエビデンスに基づくより良い意思決定の促進へ貢献するとともに、国内においても公的機関として「スポーツと SDG 指標」の国内展開へ向けて下地づくりを行うことができた。 ○ スポーツを通じた SDGs マネジメント手法に関す	＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 ・ 情報収集については、年度目標値（100 件以上）に対し、有用であると思われる情報を 618 件収集し 120%以上を達成している。 ・ 情報提供先からのプラス評価については、年度目標値（80%以上）に対し、すべてにおいて 120%以上を達成している。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により渡航ができない中で、国内外のネットワークを活用し、新型コロナウイルス感染症の影響や支援策を発信するなど、情報連携に努めた。 ・ ASIA コングレスが、初めてオンラインで実施され、世界 37 か国・地域 198 組織から延べ 2,190 人が（前年度比 16.7 倍）参加されている。また、登壇者数（世界 21 か国・地域 31 団体から延べ 90 人）も多く、アジア諸国との連携強化や国際的なスポーツ界への情報連携による貢献を果たしている。	

このような調査を行ったことがないため、同種の調査(5段階評価)実績の水準を踏まえ、指標として設定した。

	1 回目		2 回目		3 回目	
対象	14 か国 36 組織		16 か国 49 組織		22 か国 55 組織	
情報源	公開	人的	公開	人的	公開	人的
組織数	7	29	11	38	11	44

② 諸外国のスポーツへの影響・対策に関するアンケート調査の実施

コロナ禍において、諸外国の政府系スポーツ機関が直面した課題や対策に関する情報について、世界的に集約されていないことに着目、JSC が先行してこれらの情報を集約し世界に発信することで、国内だけでなく国際的な貢献と信頼向上に資することを目的として、アンケート調査を実施した。MOU 締結国等との連携関係を活用して合計 18 か国・26 組織から収集・分析した情報は、国際カンファレンスで公表し、延べ 2,000 人以上に提供された。

(2) オンラインを活用した地方自治体と MOU 締結国との連携継続支援

2020 年東京大会の延期やコロナ禍の影響により、来日機会を活用した MOU 締結国との連携活動は中止となった。一方で、地域における共生社会の創出と障害者のスポーツ参加促進を目的に、オランダオリンピック委員会・スポーツ連合(NOC*NSF)、地方公共団体(3 自治体)と連携して設置した 4 か年の共催プロジェクト「Game Changer」(平成 29 年度開始)は、令和 2 年度の計画を変更し、オンラインでの定期的な会議(合計 7 回)を実施した。この取組により、地域に新設された障害者スポーツの窓口機能(スポーツ・コンセルジュ)やスポーツ教室の企画推進に係るオランダの情報共有や企画への助言提供の機会を創出し、地方公共団体の機能強化・取組改善に貢献した。

2. 国連・国際機関等との連携によるスポーツと SDGs 分野への貢献

(1) 国際共通指標「スポーツと SDG 指標」開発への参画による国際協力分野への貢献

「スポーツと SDG 指標」の開発は、「カザン行動計画」(2017 年採択) Action 2 (スポーツの SDGs への貢献を測定するための共通指標を開発する)に基づき 2018 年から開始された国際プロジェクトで、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)総会による支持や国連 SDP 行動計画とも連動することからも国際社会が重要視するイニシアチブであり、第 7 回体育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS VII)での正式な採択を予定している。JSC は、スポーツ庁との協議を経て、日本を代表する機関として運営委員会メンバー(コモンウェルス事務局、国連経済社会局、UNESCO、国際オリンピック委員会(IOC)等計 13 組織から構成)として参画し、プロジェクトの全体戦略策定へ専門的意見を提供するとともに、日本における指標のトライアル実施とデータ収集・分析結果を用いた改善提案を通じて指標の反復の開発の支援を行った。

また、四半期毎に開催される運営委員会への参加に加え、オンラインで開催した全体会議(国連・各国政府・国際機関等から 200 人以上が参加)の企画・発表にも携わり、情報共有フォーラムでも JSC が司会進行や発表等の依頼を受け実施するなど、運営委員会の中でも中心的な役割を果たした。これらの過程を経て、各国のスポーツ関連政策・システム及び戦略の SDGs への貢献度をグローバルに評価する基本的指標 27 項目と、開発上の優先事項や特定の状況/SDG に固有の貢献度を測定する指標 117 項目から構成される「スポーツと SDG 指標」及びその活用方策を解説したツールキット(Ver4.0)が完成に至り、JSC の意見・提案も複数反映されるなど、国際協力分野における国際的な指標・ルールの策定及び合意形成過程に貢献した。

国としてスポーツを活用した社会課題の解決に向けた国際動向の把握と国内での連携・活用促進を目的に、本取組で収集した情報は、スポーツ庁の依頼に応じて適宜提供するとともに、国際戦略連絡会議等を通じてスポーツ統括団体や他省庁にも共有した。

(2) スポーツを通じた SDGs 推進のためのガイドライン開発

地方公共団体や NPO/NGO 等を対象としたスポーツを通じた社会課題解決のための政策・プログラムのマネジメント手法に関する総合的実用的ガイドブックの共同開発を、スポーツと開発の分野で主導的役割を担う海外機関と行っており、日英ドラフト版製本が完成した。本プロジェクトではアドバイザー委員会を設置し、UNESCO、IOC、アギトス財団(国際パラリンピック委員会(IPC)の開発部門)等との連携のもと開発を実施した。今後は、これらの国際機関が有するネットワークや JAPAN SPORT NETWORK(地方公共団体との連携ネットワーク)を通じて、国内外の普及・促進につなげる予定である(世界 50 か国以上での活用見込)。スポーツを活用した SDGs 達成のための政策やプログラムの形成・実施・評価能力の育成へ貢献するものとなる。

なお、本ガイドブック開発に関しては海外と連携して世界に広く発信したことで海外の学術論文でも言及され、また

る「ガイドブック」の共同開発

スポーツを通じた社会課題解決に資する人材の育成と能力開発を目的とする、国内及び海外のスポーツ分野内外の施策担当者・実務者を対象とした世界初となる総合的実用的ガイドブックを海外機関と共同開発し、ドラフト版製本(日・英)を完成させるとともに、国内外での活用に向けた取組を開始した。これは、開発のためにスポーツを活用する事業の評価方法やマネジメントに関する知識・スキルの欠如、資源・人材が不足しているという国内外共通の課題に対応するものであり、国内外のスポーツ統括団体、地方公共団体、開発関係団体等の持続可能な開発のためにスポーツを活用する政策・プログラムの改善・実行に貢献するものである。

○ アジア地域における連携強化の主導的推進

大きく変化するアジア情勢を鑑み、スポーツを通じたアジア地域の連携強化と発展を目的に、JSC が企画・発案し、賛同する海外政府系スポーツ機関の協力を得て平成 27 年に設立した ASIA(15 か国・地域 18 組織が加盟)の全ての活動(理事会、ASIA コングレス、総合競技大会におけるプロジェクト等)を委員長として企画・主導している。令和 2 年度は、従来の活動に加え、コロナ禍での情報連携を強化するための工夫として、新たにオンライン会議を提案・新設した。また、コロナ禍で主催した第 5 回 ASIA コングレス(オンライン)は、参加者数(世界 37 か国・地域 198 組織から延べ 2,190 人、前年度比 16.7 倍)、登壇者数(世界 21 か国・地域 31 団体から延べ 90 人)ともに過去最大規模の国際カンファレンスとなり、参加者へのアンケート結果から、情報量・多様性への満足度 99%、有用性 97%、アジア地域のつながりを共有できる機会 94%など、アジア諸国から高く評価され、コロナ禍でもアジア諸国のつながりや連携の強化を主導し、国際的な貢献を果たした。また、地方公共団体や企業のスポーツ国際展開を支援するために、オンライン展示会「ジャパンマーケット」を ASIA コングレスと併催する工夫を講じたことで、国内外合計 2,539 人に情報提供を行い日本のスポーツコンテンツへの関心度を高めるとともに今後の連携につながる国際基盤形成に貢献した。

○ IOC オリンピック博物館 Tokyo2020 特別企画展との連携による日本の情報発信

1964 年東京大会のレガシーガバナンスを担う JSC として、2020 年東京大会自国開催の年にオリンピックムーブメントを牽引する国際スポーツ機関と連携し、IOC オリンピック博物館の公式プログラム企画・推進に積極的に参画・支援するなど大きく貢献した。

・ JSN の参加自治体数が 130 団体増加し、更なる自治体ネットワークが拡大するとともに、コロナ禍における課題や地域事例の情報連携など全 16 回に渡るセミナーを積極的に開催したことにより、自治体間の情報共有が昨年以上に強化された。

・ JSN 参加団体を対象としたアンケート調査結果やオンラインセミナーの回答率が 49.7%や 67%と、昨年度より 2 倍以上向上していることから、回答率向上に向けた工夫がされており、評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

・スポーツ団体等への情報提供数として、907 件のうち、880 件は NF へのセミナー発信件数となり、情報の横連携ができ始めたことが分かる。今後は、有用な情報を今までどおり提供しつつ、スポーツ団体の求める情報を深掘りしたうえで、個別の情報提供が増えるような工夫を期待する。

<その他事項>

—

	令和元年度に実施した調査（108 か国から 681 の回答）から特定した実務者の課題等をまとめた分析報告書は国内メディア（日本経済新聞、月刊体育施設等）へも掲載されるなど、社会的に高い注目を集めた。 3. 海外拠点設置と国際スポーツ界等との連携による新たな機会の創出 （1）新型コロナウイルス感染症の影響による恒久的な海外拠点設置の延期とその対応 新型コロナウイルス感染症の拡大による渡航制限等を受け、恒久的な海外拠点の設置準備は一時中断・延期を余儀なくされた。これに伴い、拠点設置候補地からの一時的な撤去作業や各種手続きを行うほか、関係者（国際スポーツ界、拠点設置候補都市政府、施設オーナー等）30 人以上と面会し、状況の理解を図るとともに今後への継続的な協力支援を要請し合意した。その後は、現地の状況把握のための情報収集や、オンライン会議等による関係者との継続的な調整・交渉、国内における準備作業を実施した。 （2）国際スポーツ界等との連携強化 ① JSC の資源を活用した IOC オリンピック博物館との連携 IOC と連携し、IOC オリンピック博物館（スイス・ローザンヌ）で開催する Tokyo2020 特別企画展（令和 3 年 3 月 18 日～11 月 21 日）への、企画提案、渉外、準備協力を過去 4 年間に渡り実施し、令和 2 年度の実現に至った。JSC からの企画提案（JSC の資源を活用した日本のトップアスリートの食事の展示、民間企業との連携による日本のスポーツ文化を融合させた「相撲の錦絵」の展示、日本の文化施設との連携によるオリンピック博物館の海外（日本）巡回展等）は全て採用され、その準備過程では、関係団体の仲介、調整、交渉等の渉外活動を継続的に行った。これにより、2020 年東京大会開催という歴史的な年に、JSC の資源を活用した IOC オリンピック博物館の公式プログラムへの貢献と、国内民間企業や文化施設との連携促進、及び来場する年間約 29 万人に対する日本文化とスポーツの情報発信の実現につながった。IOC からの JSC の継続的な協力支援に対する正式な感謝状が送付されたことから、日本の国際スポーツ界への功績が認められたことが伺える。 ② 世界オリンピック都市連合との連携 地方公共団体が、オリンピック開催国・都市として大会開催後のレガシーガバナンスに関する情報共有、スポーツを通じた地域活性化のベストプラクティスの収集・発信、国際スポーツ界との直接的な接点創出を目的に活用できる場や機会を提供するため、令和元年度に続き世界オリンピック都市連合が主催する「Smart Cities & Sport Summit 2020」（令和 2 年 10 月 27～28 日/オンライン開催）の「ネットワークパートナー」として連携・協力を行った。 ③ 2024 年パリ大会開催国フランス等との緊密な連携 次期夏季オリンピック・パラリンピック開催国であるフランスの政府系スポーツ機関等との多様なネットワークを構築し、それを活用した最新動向の収集を実施した。特に、フランス政府の国際戦略の一つとして発足した「Global Sport Week」に着目し、今後の連携強化を目的に JSC の多様な分野で事業を推進する関係者の参画を支援した。 4. アジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）の牽引と連携促進 （1）オンライン会議等の設置による加盟団体のコミュニケーション促進 スポーツを通じたアジア諸国の連携を強化とアジア地域のスポーツの発展への貢献を目的として設置した ASIA は、3 か国 3 組織が新たに加盟し 15 か国・地域、18 組織に拡大した。ASIA 理事会（全 5 回）のほか、コロナ禍での情報共有を目的に、新たにオンライン会議（全 2 回）を開催したことに加え、SNS を新設し、より密接かつ円滑なコミュニケーションを促進した。 （2）ASIA コングレスのオンライン開催 JSC がリーダーシップを発揮し、コロナ禍におけるアジア諸国の連携強化や知見の共有を図るため「ASIA コングレス・ジャパンマーケット」をオンライン開催した（令和 3 年 2 月 22～26 日）。世界 21 か国・地域 31 団体の取組や情報が発信され、37 か国・地域 198 組織から延べ 2,190 人が参加（前年比 16.7 倍）し、過去最大規模の国際カンファレンスとなった。参加者からは、情報の多様性、情報量、新型コロナウイルス感染症の対策事例や最新の研究知見やアイデアの共有、イベント運営等を理由に満足度 99%の好評を得た。また、94%がこれを機にアジア地域の繋がりを共有できたと回答したことからコロナ禍における結束力の強化に寄与できたとと言える。日本国内からも過去最大となる 48 組織から延べ 250 人が参加し、普段は得られない情報、組織の参考となる情報を得られた等、参加者の 97%が情報の有用性について評価した。	また、JSC 資源の利活用による国際的な貢献だけでなく、国内的にも民間企業や他分野（文化）との連携により新たな機会を創出する工夫がなされたことから顕著な成果と認められる。 ○ JAPAN SPORT NETWORK の拡大と地域連携促進及び情報支援の提供 スポーツ基本法の理念の実現に向けて地域との連携強化・協働を図るため、平成 25 年に設立した JSN の参加自治体数を 868 団体（130 団体増加＝前年度比 2.76 倍（令和元年度は 47 団体増加））まで拡大し、地域連携基盤の整備・拡充を着実に実施した。JSN を活用した情報提供については、対面からオンライン形式に切り替え、コロナ禍での課題共有や地域事例の相互参照が可能な工夫をするなど、全 16 回（通常年間 2 回）に渡るセミナーを開催し情報支援の充実につなげた。この取組は、前年度比 7.53 倍の参加者（延べ 799 人）を集め、有用性 100%の高評価を得るなど、地域スポーツ政策の推進に寄与した。また、地方公共団体のスポーツ政策・施策推進への新型コロナウイルス感染症の影響・課題・対応策の実態把握及び情報の一元的な集約・発信を目的に大規模アンケート調査を 3 回実施し、分析報告書を公表することで実態を明らかにし、各地方公共団体だけでなく、地域を対象に事業展開をするスポーツ団体等にも参照・活用された。これらの取組を通じて、コロナ禍の困難な状況の中でも地域との連携・協働を推進する役割を担った。 ○ 世界のコロナ禍の影響と対策に関する調査研究の実施 オンラインを活用した代替プロジェクトの中で、海外政府系スポーツ機関との MOU や ASIA 等の国際ネットワークを活用し、新型コロナウイルス感染症による海外のスポーツへの影響と対策（施設利用、用器具利用、トレーニング、イベントに関する情報等）の非公開情報を中心に収集でき、それらは競技団体が利用するハイパフォーマンススポーツセンターの開閉判断や各種ガイドラインの策定にあたって参照・活用された。また、アンケート調査で諸外国から集約した情報は、ASIA コングレス等で発表したことで、世界各国から共有依頼を受けるなど、国際的にも価値のある取組であったと言える。一方で、JSN を活用し、地方公共団体に対して異なる時期にアンケート調査を 3 回実施できたことは、国の公的機関としてコロナ禍が地方公共団体のスポーツ振興に与えた影響や直面する課題及びその対策に関する全体的な把握を可能にし、オンライン会議・セミナー、学術論文、報告書等の様々な方法で国内外に共有したことで、地域間の相互参照や国と
--	--	---

<ASIA コングレス参加者の推移>

開催回	平成 28 年度 第 1 回	平成 29 年度 第 2 回	平成 30 年度 第 3 回	令和元年度 第 4 回	令和 2 年度 第 5 回
参加人数	63 人	73 人	223 人	131 人	2,190 人

(3) 日本のスポーツコンテンツを発信するためのオンライン展示会開催

日本のスポーツコンテンツの海外展開を目的とするオンライン展示会「ジャパンマーケット」を ASIA コングレスと併催にて実施した。国内企業（22 社）・地方自治体（2 団体）が出席し、15 か国・地域 49 組織 988 人（海外 414 人、日本 574 人）がブースを訪問した。また、上記 ASIA コングレス「ジャパンマーケット」セッションを設け、15 団体が延べ 1,551 人に対して情報発信を行った。本展示会が、日本の企業や地方公共団体に、普段リーチできない市場へのアクセスを可能にするなど有用な情報発信の機会を提供し、海外参加者の日本のスポーツコンテンツに対する興味・関心を高めた等、事後アンケートの回答から、我が国のスポーツ国際展開の推進に貢献したと言える。

5. 地方公共団体へのスポーツ情報の提供及び連携・協働の推進

(1) 国内外における最新の取組・動向に関する情報提供

国内外の最新の取組や動向に関してメール配信（90 件）、SNS（33 件）、ニュースレター発行（4 回）、スポーツ政策動向ブリーフィングメモ発行（3 回）を通じて情報提供を行った。JSN を通した地方公共団体への情報発信依頼は、スポーツ庁やスポーツ団体等から 9 件あり、JSC 内外において地方公共団体への有用な結節点として広く認知・活用されたとと言える。

(2) コロナ禍におけるオンラインを活用したセミナーの拡大開催

コロナ禍において困難に直面する地方公共団体への情報支援強化や地域間の相互参照機会の提供を目的に、従来の対面型セミナー（年 2 回）をオンライン形式に切替え、全 16 回に拡大して企画開催し、延べ 290 団体 799 人（前年度比：団体数 5.68 倍、参加者数 7.53 倍）に国内外の最新動向や新型コロナウイルス感染症対策における地域の事例に関する情報提供を行った。

(3) 地方公共団体を対象にしたアンケート調査による情報分析・提供

① 新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査研究

地方公共団体のスポーツ政策・施策推進への新型コロナウイルス感染症の影響・課題・対応策の実態把握及び情報の一元的な集約・発信を目的にアンケート調査を 3 回（令和 2 年 5 月：214 団体、8 月：237 団体、令和 3 年 2 月：419 団体が回答）実施し、その分析報告書を公表した。これにより、地方公共団体を対象に事業展開をするスポーツ団体等に活用されるなど、パンデミックにおける地域の実態把握の重要なエビデンスとして参照された。

② 地域スポーツ政策に関する調査研究

地方公共団体に対するアンケート調査を実施し、地方公共団体のスポーツ政策に関わる情報（関連予算、現状課題や重点施策、改革・改善や相互参照の実態等）を収集・分析しエビデンスを蓄積した。これらの情報は、今後の地域スポーツ施策の推進・支援の参考情報としての活用を目的に適宜スポーツ庁や地方公共団体等に提供した。

(4) 地方公共団体との連携によるモデル開発事業

地方公共団体と企業又は海外スポーツ機関等との連携・協働体制を構築し推進してきた共催事業の「睡眠×スポーツ」と「共生社会×スポーツ」は、新型コロナウイルス感染症により地域のスポーツ関連事業が延期・中止となったことを受け、オンラインを活用した代替策を講じ、事業の推進を図った。

(5) 地方公共団体による JSN プラットフォームへの参画拡大

JSN に未加入団体が参加可能なオンラインセミナーの設置によるサービスの体験機会提供等を通じて、JSN へ参画する地方公共団体は 868 団体（国内全地方公共団体数の 48.5%。令和元年度：738 団体から 130 団体増）に拡大し、スポーツ政策領域における国内最大規模の地方公共団体ネットワーク（全人口の 69.6%をカバー）となっている。このことから、地域スポーツ政策の推進を支援するための連携基盤の整備・拡大を確実に進めたとと言える。

しての支援のあり方の検討に活用されたことから
も顕著な成果と言える。

○ ウィズコロナ時代に向けた取組

本年度に各事業で主催したオンラインを活用した会議・セミナー・カンファレンス等は、合計 51 件に上り、国内外の地方公共団体やスポーツ団体等の関係者を中心に計 6,613 人（代替プロジェクトにおける目標値：2,000 人）への情報提供を行うとともに、参加者間の情報・意見交換の機会を提供した。同時に、コロナ禍の長期化に伴い、今後もオンライン活用の継続が見込まれることから、年度を通してオンラインセミナー等の運用に関する知識と経験の蓄積・改善を繰り返し、方法論の体系化に取り組んだ。結果として、ASIA コングレス等の大規模イベントを含む各種オンラインセミナーにて運営面でも参加者から高評価を得るなどの成果につながった。

【総括】

以上のとおり、今年度の目標水準を上回る成果が得られていると認められることから、A 評価とする。

<課題と対応>

令和 3 年度以降もコロナ禍への対応としてオンライン活用が主軸となることを踏まえて、情報の提供方法や内容の改善・進化を図り、より信頼性の高い情報の効率的・効果的な提供に努める必要がある。

第 3 期スポーツ基本計画の準備が進む中で、スポーツ庁との密なコミュニケーションを継続し、収集すべき情報の把握とそれに資する情報提供をすることが必要となる。

地方公共団体のコロナ禍でのスポーツ政策推進に資する情報提供や連携機会の創出を通じて地域コミュニティの結束力をより強固にするための工夫が必要となる。

2020 年東京大会終了後には、自国開催国ではなくことから、これまで築いてきた国際ネットワークにおける日本の中心性を維持・継続するための取組を強化し、信頼関係に基づく新たな連携機会を創出する努力が必要である。

6. 新たなスポーツ参加促進施策の開発・展開のためのエビデンスの整備

(1) 多岐に渡る国内外のスポーツ政策に関わる公開情報収集・分析

スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等に係る国内外の最新情報を収集・分析した。一方で、2020年東京大会の延期に伴い、国内外の諸会議等の情報収集機会は制限された。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
海外情報（件）	341	362	332
国内外会議等（件）	23	36	-
合計（件）	364	398	332

(2) 地方公共団体やスポーツ統括団体等への「オンライン読書会」の開催

コロナ禍においても、地方公共団体やスポーツ統括団体等への効果的・効率的な情報提供を図るため、スポーツ施策に関する有用な情報を一元化して令和元年度に出版した書籍を活用し、「オンライン読書会（全6回）」を開催した。本読書会には8団体から延べ16人が参加した。主に地方公共団体のスポーツ担当新任者を対象とした少人数の勉強会として企画し、過去2か年度において実施したスポーツ参加促進等に関わる真因（インサイト）調査の結果を含めて、子ども・家族、障害者、高齢者等への施策に関するインサイトについての情報提供を行い、地域スポーツ政策の形成や推進に際するインサイトの重要性や活用方法等、スポーツ施策の企画・立案や改善に資する基礎知識の獲得に寄与した。すべての参加者から「とても良かった／良かった」との評価があった一方、今後の企画に向けては、地方公共団体の人口規模や政策課題など、共通の背景や課題を持つ職員に限定した読書会を要望する声があった。

なお、本読書会で提供された情報内容は、参加できなかった地方公共団体職員も参考にできるよう、事後にニュースレター形式にまとめてJSNを通じて配信した。

(3) スポーツ団体等を対象とした「オンラインセミナー」の開催

東日本大震災から10年となる令和3年3月10日・11日、スポーツSDGsに関わる課題・ニーズの把握及び関心の喚起を目的として、スポーツ統括団体、中央競技団体、都道府県スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、地方公共団体、民間事業者、大学関係者等を対象に、「地域のスポーツと防災・減災」をテーマにしたセミナーを開催した。本テーマに関する国内の実践研究や取組事例、諸外国の動向について情報提供し、2日間で延べ220人の参加があった。事後アンケートでは、本テーマに関する議論の継続の必要性や他の実践事例に関する情報提供の希望等の意見が寄せられた。

7. 国際スポーツ界との連携強化と最新動向の情報収集・分析

(1) 国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報収集・分析

海外においては、夏季オリンピック競技団体連合（ASOIF）やIOC等との国際ネットワークを活用した情報の収集力・分析力を強化するとともに、国内では、大会延期による大会全般の計画の見直し・検討にあたり、個別の国際競技連盟（IF）との折衝状況に応じた相談対応（個別指導・アドバイスを含む）等により、組織委員会等の業務遂行を支援し国際交渉力の向上に貢献した。また、NFや日本人IF役員ポスト保持者等への助言提供等の支援を通して、国際プロモーション活動の品質の向上や個別の戦略立案に貢献した。さらに、各国の国際力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国のIF役員ポスト保持者数、国際イベント開催数等に関する情報を収集・分析し、スポーツ庁やJOC等に分析結果を提供した。これらの情報は、各団体の事業報告・評価に活用された。

(2) 国際スポーツ産業関連団体等との連携による情報収集・分析

日本からの2020年東京大会後の国際情報発信を見据えて、過去5年間に渡り調査をしてきたフランス及びスイスのスポーツ産業関連国際会議及びプラットフォームに関する情報を統合・分析し、スポーツ庁や民間企業等に対しての情報提供を適宜行った。これらの情報は、スポーツ庁におけるスポーツ産業の国際展開に関する各種ミーティングで活用された。

8. 情報の収集・分析及び適時の提供

(1) 情報の収集・分析

上記 1. から 7. までの活動を通して、年間 618 件（公開情報：332 件、人的情報：286 件）を収集した。

(2) スポーツ庁や地方公共団体等への適時の情報提供

対象	主な分析・提供事項	数（単位）
スポーツ庁	・全庁職員を対象とした諸外国の先進事例に関する情報配信（週 2 回）	90（本）
	・スポーツ庁政策課、国際課、健康スポーツ課、参事官（民間スポーツ）への直接的な情報提供及び情報照会対応	26（件）
地方公共団体	・JSN 全参加地方公共団体 868 団体を対象とした諸外国の先進事例に関する情報配信（週 2 回）	90（本）
	・情報照会等対応	14（件）
スポーツ団体等	・NF：16 件×55NF＝880 件 ・東京 2020 組織委員会（スポーツ局）：17 件 ・その他個別の情報提供など：3 件（NF：1 件、その他：2 件） ・委員会等への職員派遣： 5 件（（公財）日本スポーツ協会（JSP0）：2 件、JOC：1 件 NF：1 件、その他：1 件） ・講演者、講師などの派遣：2 件（JSP0：1 件、JOC：1 件）	907（件）

(3) 情報基盤の充実

情報基盤の整備・充実を図るため、「スポーツ政策イノベーション・データベース」（国内外のスポーツ政策・施策に特化した先進事例について常時蓄積した情報が検索可能）のサービスを運用した。本データベースの登録情報は合計 1,495 件となった（前年度から 528 件増加）。また、定常的なアクセス分析の結果から、令和元年度と比較してページ閲覧数が 3.7 倍（294 件から 1,079 件）、利用者数が 3 倍（48 人から 145 人）に増加していることから本データベースの利活用が促進されたことが明らかになった。また、令和 2 年度は、代替プロジェクトの COVID-19 情報研究で収集・分析された情報を掲載した「分析・統合ページ」を設置し、コロナ禍への対策に貢献するための情報の充実を図り、当該ページのアクセス数も多かったことから、多くの関係者に参照されたとと言える。

9. スポーツ庁や地方公共団体等の情報の活用と内容・改善の検討

(1) 情報の有用性に関する評価

スポーツ庁及び地方公共団体を対象に、令和 2 年度に提供した情報の有用性について調査を実施した。

① スポーツ庁について

スポーツ庁については、スポーツ庁との定期的なミーティング（国際スポーツラウンジ等）やスポーツ庁関係各課からの課題やニーズの個別の聞き取りに基づき実施している情報提供がどの程度有効であったかを把握するため、直接的な情報提供の対象であった政策課、国際課、及び健康スポーツ課の代表者 7 人に半構造化インタビュー調査（選択肢回答形式のアンケート調査を含む）を実施（回答率：100%）した。調査の実施にあたっては、令和元年度と同様、政策課と事前に評価内容と方法について協議・合意し、対象部署（課）が対象者を選定し、原則直接聞き取り方法（令和 2 年度はオンラインを組み合わせて実施）によって行った。その結果、すべての回答者が、自身の知識・情報の獲得・拡充、部署内共有による知識レベルの向上、新規及び既存事業の企画・立案、スポーツ審議会資料での情報の活用のいずれかにおいて、提供された情報が有効であったと回答した。

また、令和 2 年度は新たに、スポーツ庁政策課の協力により、情報戦略課が毎月提供する「国際ニュース・ピックアップ」等の国際動向情報に関する全庁職員を対象としたニーズ調査も実施し、今後提供する情報の質の向上を図れるようにした。今後に向けては、「課を超えて課題を共有する場の設定」「障害者スポーツ実施率の目標設定に関する諸外国の事例」「国や地方公共団体、競技団体等の実態を一層踏まえた政策提言」等を希望する意見があった。この意見を踏まえ、現状に即した情報提供が行えるよう、課題・ニーズの定期的な把握や、それに基づく情報収集・分析の実施を検討している。

② 地方公共団体について

地方公共団体については、地域スポーツ政策が直面する現在の課題やニーズを把握するための JSN アンケート調査やオンラインセミナーでの意見交換、直接的な情報照会等を踏まえて提供した情報がどの程度有効であったかを測る

		ため、JSN 参加団体を対象としたアンケート調査を令和 3 年 2 月に実施(回答率：49.7%)し、目標である「有用性 8 割」を超える評価を得た。具体的には、メールニュース(週 2 回配信)について、「読んでいる」と回答した 312 の地方公共団体のうち、「有効であった」との回答が 98.4%となり、前年度の 94.9%を上回った。これらの情報は、「自分自身の知識・情報の獲得・拡充 (84.0%)」、「部署内共有による知識レベルの向上 (42.3%)」、「既存事業改善のための企画・立案の参考 (18.3%)」に活用された。 また、スポーツ政策動向ブリーフィングメモ(年 3 回発行)について、「読んでいる」と回答した 176 団体のうち、「有効であった」との回答が 96.6%となり、前年度の 96.3%と同水準の評価を得た。これらの情報は、「自分自身の知識・情報の獲得・拡充 (81.8%)」、「部署内共有による知識レベルの向上 (47.7%)」、「既存事業改善のための企画・立案の参考 (16.5%)」に活用された。 さらに、従来の集合型セミナーやフォーラムの代替として実施したオンラインセミナー (全 16 回) 終了後に毎回実施したアンケート (回答者数 472 人、回答率 67%) から、セミナーで提供された情報や知識について有用性 100% (「大変有用である」：58%、「有用である」：42%) を達成した。 (2) 情報発信の内容・方法改善の検討実施 令和 2 年度の情報発信は、コロナ禍の影響を受けてオンラインを活用する方針に切り替えた。オンラインセミナー等を自主運営するにあたり、オンライン教育に関する文献等を研究した上で、時間、構成、導入、進行、アンケート回収方法等に様々な工夫を講じた。具体的には、地方公共団体職員等が参加しやすい曜日と時間 (1 時間) に設定し、情報提供は 40 分以内で残りは参加者とのディスカッションという構成にすることで参加者が情報を咀嚼し理解を深めることができるように工夫した。通常 2～3 日間で終日行われる国際会議 (ASIA コンgress等) も、参加者の集中力及び参加のしやすさに配慮し、1 セッション 1 時間単位で、3～4 セッションに止め、会期を 5 日間に延ばして開催した。また、オンラインセミナー等の主催担当者による報告の場を定期的に設け、うまくいった点やうまくいかなかった点などを踏まえた申し送りを行うことで、有益な情報をオンラインで提供するためのさらなる工夫・改善を積み重ねた。 令和 2 年 3 月に出版した書籍「スポーツ担当者になったら読む本」は福岡県が主催する県内 60 市町村のスポーツ行政担当職員を対象とした「地域スポーツイノベーションカレッジ」のテキストとして採用され、全 9 回にわたる研修プログラムの資料として活用された。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差異は、新型コロナウイルス感染症の影響により受託事業の事業内容見直しに伴う事業費が減少したことが大きい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —	令和3年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費と事業費の削減率	最終年度において△5.0%以上	4,036,948千円	△2.47%	3.50%	△10.52%			
	人件費の削減率	最終年度において△5.0%以上	3,436,645千円	△1.05%	△2.57%	△9.67%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																																																					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																	
	業務実績		自己評価	評定	B																																																
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 1. 一般管理費及び事業費の削減状況 一般管理費及び事業費の合計については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国立スポーツ科学センター（JISS）の施設利用や事業活動が減少したこと等に伴い必要な経費が抑えられたため、基準となる平成 29 年度予算に対して 10.52％の減となった。 (単位：千円) <table><tr><td>区分</td><td>平成 29 年度予算 (A) ※1</td><td>令和 2 年度実績 (B) ※1</td><td>増減率 (％) ((B－A) ÷ A) × 100</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>267,840</td><td>401,961</td><td>※2 50.08</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>267,840</td><td>405,890</td><td>51.54</td></tr><tr><td>消費税率変更による影響額 ※8</td><td>－</td><td>△3,929</td><td>－</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>3,769,108</td><td>3,382,007</td><td>△10.27</td></tr><tr><td>国立競技場等運営費</td><td>466,240</td><td>605,924</td><td>※3 29.96</td></tr><tr><td>JISS 運営費</td><td>1,621,443</td><td>1,455,393</td><td>※4 △10.24</td></tr><tr><td>NTC 運営費</td><td>668,561</td><td>753,071</td><td>※5 12.64</td></tr><tr><td>国立登山研修所運営費</td><td>53,772</td><td>32,105</td><td>※6 △40.30</td></tr><tr><td>スポーツ振興基金事業費</td><td>484,762</td><td>248,464</td><td>※7 △48.75</td></tr><tr><td>スポーツ活動環境公正化事業費</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>スポーツ及び健康教育普及事業費</td><td>474,330</td><td>319,719</td><td>※8 △32.60</td></tr></table>		区分	平成 29 年度予算 (A) ※1	令和 2 年度実績 (B) ※1	増減率 (％) ((B－A) ÷ A) × 100	一般管理費	267,840	401,961	※2 50.08	一般管理費	267,840	405,890	51.54	消費税率変更による影響額 ※8	－	△3,929	－	業務経費	3,769,108	3,382,007	△10.27	国立競技場等運営費	466,240	605,924	※3 29.96	JISS 運営費	1,621,443	1,455,393	※4 △10.24	NTC 運営費	668,561	753,071	※5 12.64	国立登山研修所運営費	53,772	32,105	※6 △40.30	スポーツ振興基金事業費	484,762	248,464	※7 △48.75	スポーツ活動環境公正化事業費	－	－	－	スポーツ及び健康教育普及事業費	474,330	319,719	※8 △32.60	＜評定と根拠＞ 評定：B 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により JISS の施設利用が減少したこと等に伴い必要な経費が抑えられたため、基準値（平成 29 年度予算）に対し 10.52％の減となった。 人件費については、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として採用活動を延期したこと等による影響があったほか、人員配置の見直しや、人員計画に基づき業務効率を勘案しつつ採用抑制を行ったことにより、基準値（平成 29 年度予算）に対し 9.67％の減となった。 業務効率化のための取組として、他法人とコピー用紙の共同調達を実施したほか、勤怠管理システムや電子決裁システムの運用に向けたシステム構築等を着実に進めた。加えて、会議のペーパーレス化については、専用のノート型端末を役員会等主要な会議参加者が利用できるよう購入した上で、Web 会	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	
区分	平成 29 年度予算 (A) ※1	令和 2 年度実績 (B) ※1	増減率 (％) ((B－A) ÷ A) × 100																																																		
一般管理費	267,840	401,961	※2 50.08																																																		
一般管理費	267,840	405,890	51.54																																																		
消費税率変更による影響額 ※8	－	△3,929	－																																																		
業務経費	3,769,108	3,382,007	△10.27																																																		
国立競技場等運営費	466,240	605,924	※3 29.96																																																		
JISS 運営費	1,621,443	1,455,393	※4 △10.24																																																		
NTC 運営費	668,561	753,071	※5 12.64																																																		
国立登山研修所運営費	53,772	32,105	※6 △40.30																																																		
スポーツ振興基金事業費	484,762	248,464	※7 △48.75																																																		
スポーツ活動環境公正化事業費	－	－	－																																																		
スポーツ及び健康教育普及事業費	474,330	319,719	※8 △32.60																																																		

	<table><tr><td>消費税率変更による影響額 ※9</td><td>-</td><td>△32,669</td><td>-</td></tr><tr><td>小計…①</td><td>4,036,948</td><td>3,783,968</td><td>△6.27</td></tr><tr><td>代々木競技場の営業期間の違いによる影響額…② ※10</td><td></td><td>△171,509</td><td>-</td></tr><tr><td>合計 (①+②)</td><td>4,036,948</td><td>3,612,459</td><td>△10.52</td></tr></table> ※1 運営費交付金の特殊経費分や新規に追加された業務等の経費は含まない。 ※2 一般管理費の増は、情報セキュリティ対策費用の増によるものである。 ※3 国立競技場等運営費の増は、施設管理・運営業務の委託費用の増によるものである。 ※4 JISS 運営費の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による施設利用の減や事業活動の減に伴うものである。 ※5 ナショナルトレーニングセンター (NTC) 運営費の増は、2020 年東京大会の開催に伴う必要経費の増によるものである。 ※6 国立登山研修所運営費の減は、予算配分の見直しに伴うものである。 ※7 スポーツ振興基金事業費の減は、競技強化支援事業費の減によるものである。 ※8 スポーツ及び健康教育普及事業費の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント実施取り止めに伴うものである。 ※9 令和元年 10 月 1 日に消費税率が 8%から 10%へ引き上げられたことによる影響額を控除したものである。 ※10 国立代々木競技場運営費について、平成 29 年度は 3 か月営業、令和 2 年度は第一体育館が 7 月より、第二体育館が 10 月より営業再開であるため、営業期間の違いによる運営費への影響額を考慮するものである。	消費税率変更による影響額 ※9	-	△32,669	-	小計…①	4,036,948	3,783,968	△6.27	代々木競技場の営業期間の違いによる影響額…② ※10		△171,509	-	合計 (①+②)	4,036,948	3,612,459	△10.52	議システムを併用したことにより、会議資料の印刷等労力の削減、会議参加に係る移動時間の短縮を図った。 また、運営点検会議を着実に実施し、内部統制の推進状況や組織の課題、業務の取組状況等への意見を踏まえ、職員意識調査の内容を見直すなど、法人運営の改善に資する取組を行った。 令和 2 年度調達等合理化計画については、重点的に取り組むべき課題について、全て実施した。 内部規程については、網羅的かつ効率的に見直すため、平成 30 年度に作成した「内部規程一覧」及び「効率的見直しのための 2 か年の作業計画」に基づき、全ての内部規程を点検し、非効率又は実態に即していない規定等について改正・廃止手続きを実施した。 資産の適切かつ効率的な管理を行うため、資産管理部署において研修会を開催するとともに、財務管理システムの改修を行った。
消費税率変更による影響額 ※9	-	△32,669	-															
小計…①	4,036,948	3,783,968	△6.27															
代々木競技場の営業期間の違いによる影響額…② ※10		△171,509	-															
合計 (①+②)	4,036,948	3,612,459	△10.52															
2. 人件費の削減状況	人件費について、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として採用活動を延期したこと等による影響があったほか、人員配置の見直しや、平成 30 年度に策定した人員計画に基づき業務効率を勘案しつつ採用抑制を行ったことにより、基準となる平成 29 年度に対して△9.67%となり、目標（第 4 期中期目標期間最終年度において 5%以上削減）の達成に向けて削減した。 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>平成 29 年度予算 (A)</th><th>令和 2 年度実績 (B) ※1</th><th>増減率 (%) (B-A) ÷ A × 100</th></tr><tr><td>人件費 (事業系・管理系)</td><td>3,436,645</td><td>3,104,277</td><td>※2 △9.67</td></tr></table> ※1 運営費交付金の特殊経費分のうち、基準となる平成 29 年度予算に計上されていないものは含まない。 ※2 組織、業務の見直しに伴う人員配置の見直し、及び中期目標期間最終年度の人件費削減目標を見据えた人員計画に基づき、業務効率を勘案しつつ採用抑制を行ったことによるものである。 ※3 令和元年 10 月 1 日に消費税率が 8%から 10%に引上げられたことによる影響額は控除した。	区分	平成 29 年度予算 (A)	令和 2 年度実績 (B) ※1	増減率 (%) (B-A) ÷ A × 100	人件費 (事業系・管理系)	3,436,645	3,104,277	※2 △9.67	以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B 評価とする。 <課題と対応> 一般管理費及び事業費の削減については、休業施設の営業再開や 2020 年東京大会開催などに係る業務量の増も踏まえつつ、引き続き業務の効率化のための取組を行っていくことが必要である。 人件費の削減については、中長期的視野に立った人員計画に基づく人員管理を行いつつ、業務達成のための適切な人員配置を行っていく必要がある。 調達については、引き続き、平成 27 年 5 月総務大臣決定「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に関して適切に対応していくことが必要である。								
区分	平成 29 年度予算 (A)	令和 2 年度実績 (B) ※1	増減率 (%) (B-A) ÷ A × 100															
人件費 (事業系・管理系)	3,436,645	3,104,277	※2 △9.67															
3. 業務効率化の取組について	(1) 令和 3 年度計画の策定に際し、既存業務の必要性・効率性・有効性の観点から点検を行ったほか、JSC が開催する自己評価委員会等において、業務実績に関する評価結果や総務省独立行政法人評価制度委員会が発出する各種情報等独立行政法人や JSC を取り巻く環境の変化等将来を見据えた情報を適宜共有した。 (2) (独) 国立美術館及び (独) 日本芸術文化振興会との共同調達に関する協定書 (平成 30 年 1 月 26 日付け) に基づき、「令和 2 年度コピー用紙の供給」の共同調達を実施した。なお、他の間接業務の共同実施については、引き続き、令和 3 年度も検討を行うこととした。 (3) 令和元年度の導入可否の判断を踏まえ、勤怠管理システム及び電子決裁・文書管理システムの運用に向けたシステム構築等を着実に進めた。 また、会議のペーパーレス化については、専用のノート型端末を役員会等主要な会議参加者が利用できるよう購入した上で、Web 会議システムを併用したことにより、会議資料の印刷等労力の削減、会議参加に係る移動時間の短縮を図った。																	

4. 「運営点検会議」の実施

「運営点検会議」を下記のとおり開催し、理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるとともに、JSC が抱える課題等についての意見を踏まえ、内部統制委員会等において審議し、職員意識調査をより実効性の高い内容に見直すなど、法人運営に活用した。

回数	日付	主な議題
第 1 回	令和 2 年 9 月 15 日 (Web 会議)	・ 令和元年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ 内部統制推進に関する基本方針とスケジュール ・ 令和 2 年度内部統制アクションプランについて ・ 「人事に関する基本的な考え方」について ・ 令和元年度職員意識調査の分析結果
第 2 回	令和 2 年 12 月 10 日 (Web 会議)	・ 新型コロナウイルス感染者の発生時における対応について ・ 令和 2 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ 令和 2 年度職員意識調査
第 3 回	令和 3 年 3 月 19 日 (Web 会議)	・ 令和 2 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ 情報セキュリティ対策の強化 ・ 人員計画の作成・検証と研修機会の充実について ・ 「人事に関する基本的な考え方」の推進状況 ・ 令和 2 年度職員意識調査の結果（速報版）

5. 一般管理費及び事業費の効率的な執行

上記「1. 一般管理費及び事業費の削減状況」及び「Ⅲ-1 予算の適切な管理と効率的な執行等」を参照。

6. 人件費の効率的な執行

「第 4 期中期目標期間における業務の考え方」（平成 30 年 4 月 25 日役員会決定）に基づき、人件費管理を適切に行った。

7. 給与水準の検証及び公表

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成 15 年 9 月（平成 26 年 9 月最終改定）総務大臣通知）に基づき、令和元年度に JSC で支払われた役職員の報酬・給与等について、令和 2 年 7 月 31 日、文部科学省及び JSC のホームページにおいて公表を行った（令和 2 年度分については、令和 3 年 6 月 30 日公表）。

なお、給与水準の妥当性については、監事によるチェックが行われている。

＜職員の給与水準の状況＞

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準（年額）の比較指標

区分	対国家公務員	参考		
		地域勘案	学歴勘案	地域・学歴勘案
事務・技術職員	108. 2	98. 8	105. 9	97. 3
研究職員	94. 9	93. 6	94. 8	93. 5

＜国に比べて給与水準が高くなっている理由＞

地域手当の支給割合が高い地域（1 級地、東京都特別区）に勤務する職員及び大学卒以上の職員の割合が国家公務員より高いため、対国家公務員指数は高くなっているものの、地域・学歴を勘案した指数は 100 以下となっている。引き続き、社会一般の情勢や国家公務員の状況を参考として、必要な措置を講じていく。

<主務大臣の検証結果>

国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、対国家公務員指数の一部が100を上回っていることについての理由の説明及び給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。

8. 調達合理化及び契約の適正化

令和2年度調達等合理化計画については、重点的に取り組むべき課題について、全て実施できたことから達成できたものと評価している。

① 調達の現状及び前年度比較

(単位：件、千円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	174	7,188,414	149	3,970,412	△25	△3,218,002
	52.1%	47.7%	54.6%	35.1%	△14.4%	△44.8%
企画競争・公募等	10	254,718	6	139,260	△4	△115,458
	3.0%	1.7%	2.2%	1.2%	△40.0%	△45.3%
競争性のある契約 (小計)	184	7,443,132	155	4,109,672	△29	△3,333,460
	55.1%	49.4%	56.8%	36.3%	△15.8%	△44.8%
競争性のない随意 契約	150	7,634,917	118	7,216,550	△32	△418,367
	44.9%	50.6%	43.2%	63.7%	△21.3%	△5.5%
合 計	334	15,078,049	273	11,326,222	△61	△3,751,827
	100%	100%	100%	100%	△18.3%	△24.9%

※各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

② 調達の現状に係る要因の分析

- 競争性のある契約については、令和元年度は、NTC屋内トレーニングセンター・イースト及び国立競技場の竣工に伴い、関連の契約が36件、約30億円あったのに対し、令和2年度はそれらがなくなったことから、件数・金額ともに減少した。
- 競争性のない随意契約についても、件数及び金額ともに減少しているが、1億円を超える随意契約を比較すると、令和元年度が9件(約44億円)、令和2年度が11件(約48億円)と同等の水準で推移しており、件数の減少に比べて金額の減少は小さかった。

また、令和2年度の契約金額に占める競争性のない随意契約の割合が増加したのは、上記のことに加えて、スポーツくじに係るシステム改修及びオリンピック・パラリンピックに係る随意契約が、令和元年度に比べて約14.5億円増加したことが主な要因となっている。

③ 一者応札・応募の状況及び前年度比較

(単位：件、千円)

		令和元年度		令和2年度		比較増△減	
2者以上	件数	71	38.6%	69	44.5%	△2	△2.8%
	金額	4,370,568	58.7%	2,387,304	58.1%	△1,983,264	△45.4%
1者以下	件数	113	61.4%	86	55.5%	△27	△23.9%
	金額	3,072,564	41.3%	1,722,368	41.9%	△1,350,196	△43.9%
合計	件数	184	100%	155	100%	△29	△15.8%
	金額	7,443,132	100%	4,109,672	100%	△3,333,460	△44.8%

※ 各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

④ 一者応札・応募の原因、改善方策

(原因)

- 令和2年度の一者応札・応募の契約件数は86件(55.5%)、契約金額は約17億円(41.9%)であり、件数及び金額ともに減少している。これは、令和元年度はNTC屋内トレーニングセンター・イースト及び国立競技場に係る特殊な研究、トレーニング及び医療機器やスポーツ器具等の調達が多かったのに対し、令和2年度は上記の特殊な機器

		等の調達が例年の規模に戻ったためと考えられる。 (改善方策) ・ JSC ウェブサイトに掲載する「発注見通し」について、毎月の掲載内容を更新する。 ・ 競争参加資格付加理由書のチェックをより厳正に実施する。 ・ 機種選定理由書及び例示品のチェックをより厳正に実施する。 ⑤ 契約事務に係る審査体制 ・ 個々の契約に関する確認（監事及び監査室による監査） 監事には役員会において審議された契約案件の契約手続に関する決裁文書、監査室には少額随意契約を除く全ての契約案件の契約手続に関する決裁文書について回付を行い、契約の適正化の観点から確認を受けた。 ・ 契約監視委員会の審議状況 契約監視委員会を 1 回開催、書面での審議を 2 回実施し、令和 2 年度調達等合理化計画の策定及び令和元年度調達等合理化計画の自己評価の際の点検を行うとともに、随意契約事由の妥当性、競争性の確保等についての個々の契約案件（令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの契約案件から抽出した 10 件）等の点検を行った。点検の状況については、契約監視委員会審議概要としてホームページにより公表した。 ・ 入札監視委員会の審議状況 入札監視委員会を書面での審議で 2 回実施し、令和 2 年 1 月から令和 2 年 9 月までに JSC が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出した 4 件の入札及び契約の状況について審議を行うなどした。審議の状況等については、入札監視委員会議事概要としてホームページにより公表した。 9. 内部規程及び業務マニュアルの見直し 平成 30 年度に作成した「内部規程一覧」及び「効率的見直しのための 2 か年の作業計画」に基づき、全ての内部規程の点検を実施し、非効率又は実態に即していない規程等について改正・廃止手続きを実施した。 業務マニュアルについては、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」に基づき、業務マニュアル等の点検を行うとともに、業務マニュアルへの改善要望や意見等の集約を実施した。集約した意見等を踏まえ、業務マニュアルを更新するなど、業務運営の効率化に資することができた。 10. 資産の適切かつ効率的な管理 資産の適切な管理を浸透させるため、研修会を開催した。また、タブレット等を活用した確実な実査の実施及びその事務の効率化を図るため、財務管理システムを改修した。	
--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	予算の適切な管理と効率的な執行等		
Ⅲ－2	自己収入の拡大		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号：0352
		－	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	自己収入の増加率	最終年度において3.0%以上	3,323,258千円 （前中期目標期間平均）	△38.39%	△15.30%	△45.89%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 1. 適切な予算配賦 - 年度計画予算策定時に予算管理方針を明確に示した上で、予算管理担当部署において執行状況の一元的な管理を実施した。一般勘定については令和2年7月末時点及び10月末時点の執行状況に基づき、令和2年9月及び12月の役員会審議を経て予算配賦の見直し（定期的な見直し）を実施し、運営費交付金の残高に留意しつつ、予算の効率的な執行を図った。 - 定期的な見直しのほか、予算管理方針に基づき、令和2年7月、8月、10月及び令和3年3月の役員会審議を経て予算の追加配賦を4回実施した。 ※令和2年8月の見直しにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアスリートが行う強化活動に支障が出るのが危惧されたことから、トップアスリートに対するスポーツ振興基金助成金による支援の拡充を図るための予算を追加配賦した。 ※令和3年3月の見直しにおいては、令和3年1月28日に成立した第3次補正予算について、予算の配賦時期を考慮の上、令和2年度中に支出が見込まれる経費のみを配賦することとし、残りの予算については令和3年度に繰り越す等、予算の有効活用を図った。 - 令和元年度に引き続き、理事長の裁量により、組織運営のために効率的・弾力的に執行する経費を予算化し、予算の範囲内で効率的な運用を行った。 - 令和2年10月末時点の執行状況を踏まえて次年度の当初予算配賦を実施するなど、見直しにおいて当年度の決算見込み等の情報を収集し、当初予算との相違等を分析した上で次年度以降の効果的な予算配賦のために活用した。 - 予算、決算の状況（Ⅲ－3 参照） - 運営費交付金債務の執行状況（Ⅲ－3～5 参照）		＜評定と根拠＞ 評定：B 予算の管理及び執行については、予算管理方針に基づき計画的・効率的に執行するとともに、理事長の裁量により組織運営のために効率的・弾力的に執行する経費を有効活用し、経営上の諸課題に対応した。 自己収入については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により主要施設の利用が減少したこと等により基準値を下回る結果（△45.89%）となったなか、新たな寄附金獲得方策としてクラウドファンディングを試行的に実施し目標金額を達成した。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 国への財政依存度を減少させるため、自己収入の増加に資する取組を加速させることを期待する。 ＜その他事項＞ －	

2. 長期借入の実施

(1) 長期借入を行うに当たっては、資金管理委員会を開催し、借入時期や借入金額について十分な検討を行った。
令和2年度資金管理委員会の開催回数：5回

(2) 令和2年度は、下記のとおり、償還計画(文部科学大臣認可)に基づき返済を行った。なお、償還計画の作成に当たっては、他の業務に支障が生じないように配慮した。

融資実行	金額	返済計画
平成30年4月16日	311億円	令和2年6月25日に90億円を返済。(元本残高221億円)
平成31年3月22日	256.8億円	元本の返済は、令和4年度まで猶予されており、令和5年度から開始。
令和元年12月26日	212.2億円	一部(27.4億円)は令和2年7月27日に融資実行。元本の返済は、令和8年度まで猶予されており、令和9年度から開始。
令和2年3月30日	60.8億円	令和2年4月1日返済。
令和3年3月30日	78.61億円	令和2年度には返済がなく、令和3年4月1日返済。
令和3年3月31日	3.0億円	令和2年度には返済がなく、令和3年4月5日返済。

※ 融資実行日順

<主要な業務実績>

1. 自己収入の状況

(1) 自己収入について、中期目標における基準値である第3期中期目標期間の平均に対して45.89%の減少となった。これは主に新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により主要施設である国立代々木競技場等の利用が減少したことによるものである。一方、NTC運営収入は令和元年度からNTC屋内トレーニングセンター・イーストの供用を開始したことにより、営業外収入は平成29年度から日本青年館・JSCビル事務所の貸付を開始したこと等によりそれぞれ増加した。

(単位：千円)

区分	前中期目標期間平均 (A) ※1	令和2年度実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100
国立競技場等運営収入	2,152,104	761,689	※2 △64.61
JISS運営収入	395,157	220,948	※3 △44.09
NTC運営収入	511,843	569,634	※4 11.29
国立登山研修所運営収入	1,744	3,837	※5 120.02
スポーツ及び健康教育普及事業収入	87,213	20,823	※6 △76.12
寄附金収入	965	1,137	17.80
営業外収入	59,651	203,984	※7 241.96
利息収入	4,002	4,530	13.19
その他収入	110,579	11,558	※8 △89.55
合計	3,323,258	1,798,140	△45.89

※1 自己収入のうち、基金運用収入、スポーツ振興投票事業収入及び共済掛金収入に関するものは含まない。

※2 国立競技場等運営収入の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による国立代々木競技場等の施設利用が減少したことによるものである。

※3 JISS運営収入の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるJISSの施設利用が減少したことによるものである。

※4 NTC運営収入の増は、NTC屋内トレーニングセンター・イースト供用開始によるものである。

以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価とする。

<課題と対応>

引き続き、予算の適切な管理を実施するとともに、計画的・効率的な執行に努める。

資金の長期借入については、引き続き、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成し、長期借入金の返済を行う。

平成30年度に作成したロードマップに沿って自己収入拡大のための検討を着実に進めるとともに、引き続き新たな収入の獲得を図っていくことが必要である。

- ※5 国立登山研修所運営収入の増は、消防庁からの業務請負によるものである。
- ※6 スポーツ及び健康教育普及事業収入の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント実施取り止めに伴う協賛金収入等の減によるものである。
- ※7 営業外収入の増は、日本青年館・JSC ビル事務所貸付料及び駐車料収入等の増によるものである。
- ※8 その他収入の減は、第3期中期目標期間において旧国立競技場のとりこわし工事に伴う発生材の売払収入があったこと等によるものである。

(2) 競争的資金の獲得状況

研究員に対して、募集要項や申請書類作成の説明会等を実施し、積極的な応募を促進した。

(科学研究費助成事業(科研費))

件数: 37 件 (新規 10、継続 15、分担 12)

金額: 31,265 千円 (うち、直接経費 24,050 千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数 (件)	36	45	37
金額 (千円)	51,011	47,893	31,265

(民間研究助成金)

件数: 4 件 (団体 1 件、個人 3 件)

金額: 5,190 千円 (うち、直接経費 4,940 千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数 (件)	3	3	4
金額 (千円)	2,500	2,500	5,190

(共同プロジェクトの実施)

平成 28 年度に大塚ホールディングス株式会社と共同で JSC ハイパフォーマンススポーツセンター Total Conditioning Research Project を実施することとし、5 年間 (新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各研究種目の研究計画に係る影響等を勘案し、当初の研究期間 (4 年間) より 1 年間延長) で 135,000 千円を獲得した。令和 2 年度は、20 課題の研究を実施した (I-2 7 (3) ②参照)。

(3) 協賛金等の獲得状況

ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2020 において、企業からの協賛金について、初めてのオンライン開催に合わせた協賛メニューを企画し、協賛金を獲得することができた。

・協賛社数 8 社

・獲得金額 1,600 千円

なお、「スポーツの日」中央記念行事については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集合型イベント以外の開催方法を模索したが令和 2 年度は中止とした。

(4) その他自己収入拡大のために実施した取組

上記のほか、自己収入拡大のための取組により、以下の収入を獲得した。

① 講師派遣収入

JSC が保有する知見・人的資源を活用し、職員を外部の研修会等に講師として派遣することにより、講師派遣収入を獲得した。(獲得金額 150 千円)

② 書籍販売

書籍『スポーツ担当者になったら読む本 地方行政におけるエビデンスベースの政策立案に取り組むために』出版による収入を獲得した。(獲得金額 168 千円)

なお、NTC 屋内トレーニングセンター・イースト見学コースについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 2 年度は中止した。

2. 適正な利用料金の設定

国立代々木競技場（室内水泳場・フットサルコート）においては、2020 年東京大会後の営業再開に合わせ、周辺類似施設の状況等を踏まえた適正な利用料金となるよう見直しに向けた検討を始めた。

3. インターネット等を通じた新たな寄附金の獲得等

「ふるさと納税制度」等参考となる事例の情報を収集しつつ、新たな寄附金の獲得方策を実行した。また、法人ウェブサイトについては、申込フォームを新たに追加したことにより利便性を向上させた。その他、JAPAN SPORT NETWORK (JSN) 等、JSC が有する資源を有効に活用し、寄附金の獲得を行った。なお、新たな獲得方針の費用対効果を検証しつつ、今後の検討に繋げる。

(1) クラウドファンディングの実施

秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵する 1964 年東京大会の入賞メダル（金・銀・銅、計 2 組）の経年劣化を防ぐとともに、2020 年東京大会への機運醸成を目的として、民間の寄附募集サイトを活用したクラウドファンディングを試行的に実施し、目標金額 700 千円に対し、741 千円を集め、目標金額を達成した（達成率 105.8%）。(I-1 5. (4) ③参照)
実施期間：令和 2 年 11 月 27 日～令和 3 年 1 月 22 日（57 日間）
目標金額：700 千円
達成金額：741 千円

(2) JSN 寄附金付自動販売機による寄附

JSN に加盟する地方公共団体のスポーツ施設などに寄附金付自動販売機を設置し、寄附金の獲得に努めた。

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置団体数	23	23	21
設置台数	48	49	45
獲得金額(千円)	2,093	2,411	1,137

(3) その他民間企業等からの寄附

JSC の事業を理解いただいている民間企業等に対し、事業内容の説明や支援を呼びかけることにより寄附金の獲得に努めた。

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
寄附件数	3	3	2
獲得金額(千円)	2,644	1,655	210

4. ネーミングライツ導入に関する情報収集

(1) ネーミングライツ導入に関する情報収集

令和元年度末に、原則として新たな施設には命名権を導入することについて見送ることとしたが、他独法や地方公共団体等の情報収集を継続した。

(2) 導入したネーミングライツの状況

既にハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）において平成 21 年より独立行政法人最初の事例として導入していたネーミングライツを、令和元年 12 月からは NTC 屋内トレーニングセンター・イーストに対しても導入し、令和 6 年度まで年間 135,000 千円の収入を安定的に得ることができた。

<命名権の獲得状況>

対象施設：①ナショナルトレーニングセンター（NTC）（平成 21 年～）

- ・屋内トレーニングセンター・ウエスト（西館）
- ・屋内トレーニングセンター・イースト（東館）
- ・屋内テニスコート
- ・陸上トレーニング場
- ・宿泊施設（アスリートヴィレッジ）

②国立スポーツ科学センター（JISS）サッカー場（平成 24 年～）

		付与名称：①「味の素ナショナルトレーニングセンター」 ②「味の素フィールド西が丘」 契約期間：令和元年12月1日～令和7年3月31日 契約金額：年額135,000千円（消費税除く） 5. 上記を踏まえた多様な財源を確保するための検討 クラウドファンディングの活用の可能性等、多様な財源を確保するための検討を行った。加えて、外部機関との連携を強化する等、法人の機能を強化するためのプロジェクトの設置を決定した。		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	長期的視野に立った施設整備の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号：0352
		—	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 1. 秩父宮ラグビー場の施設計画の検討 東京都が掲げる「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」の実現に協力するため、神宮外苑地区市街地再開発事業の関係権利者や行政と協議を重ね、必要な手続を進めた。 施設計画の検討にあたっては、フィールドに屋根のない施設計画としていたが、スポーツ庁が設置した「ラグビーの振興に関する関係者会議」（令和 3 年 1 月）において示された『ラグビー場の移転整備の基本的考え方』を受けて、屋根で覆われた全天候型のラグビー場に計画変更することとなった。また、事業方式として、PFI 事業により整備する方針が示されたことから計画変更に伴う対応を行った。 2. 施設整備・管理の実施 計画的に施設整備を実施するため令和 2 年 4 月 1 日に施設整備室を設置するとともに、令和 3 年 3 月 30 日に独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定と同（行動計画）の改定を行った。また、利用者に安全・安心な施設環境を提供するため、施設の老朽化対策やバリアフリーへの対応として、国立スポーツ科学センターの空調等設備の改修工事、国立代々木競技場第二体育館の耐震改修及びバリアフリー化などを実施した。 なお、2020 年東京大会開催に向けた国立競技場の整備については、オーバーレイ工事等が大会組織委員会によって主体的に行われた。 3. 利用者本位の立場からの施設整備 ＜国立競技場＞ ・中継関係：中継端子盤の設置	＜評定と根拠＞ 評定：B 秩父宮ラグビー場の施設計画については、関係者と連携し、打合せを定期的に丁寧に行うことで、計画変更などの課題解決を図りながら具体的な検討を進め、必要な手続を行うことができた。 施設整備室を新設するとともに、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定するなど、今後の施設整備を計画的に推進するための環境を整備することができた。 また、老朽化対策やバリアフリー化を実施することで、利用者の利便性及び安全性を考慮した施設整備を行った。 以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B 評価とする。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 秩父宮ラグビー場の施設計画については、再開発事業スケジュールの遵守に努め、関係機関と連携しながら適切に進めることを期待する。 ＜その他事項＞ －	

	・防音関係：暗幕の購入、防音シートの購入（ゲート用） ・大型映像・音響関係：大型映像装置室・音響操作室のスピーカー増設及び音響配線の追加敷設 <秩父宮ラグビー場> ・貴賓室空調修繕 <第二体育館> ・バリアフリー面の改善（館外通路の平滑化、選手更衣室・トイレの整備等） ・機械設備の更新 ・アリーナ床、観客席等の改修 ・競技用設備（バスケットゴール、表示設備）の更新 <フットサルコート（国立代々木競技場内）> ・人工芝の部分補修 ・洗面台等補修 <有料駐車場（国立代々木競技場内）> ・自動読み取り計算機の設置 <NTC 屋内トレーニングセンター・イースト> ・トレーニング映像収録システム（競技特性に合わせて映像の撮影・録画・視聴が可能なシステム）の音声入力機能の追加	<課題と対応> 秩父宮ラグビー場の施設計画の検討について、神宮外苑地区市街地再開発事業における関係権利者間の合意事項を遵守しながら、ラグビー場の新しい計画に基づく移転整備を適切に進める。 利用者に安全・安心な施設環境を確保するため、個別施設計画も踏まえ計画的に施設の老朽化対策等を進める。	
--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —	令和3年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 1. 業務運営に係る経営方針の明確化 経営方針を明確化し、内部統制の充実・強化を図るため、理事長がリーダーシップを発揮できる体制の推進を中心に以下の取組を行った。 （1）理事長による経営方針等の説明 ① 経営方針説明会の実施 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、集合形式での説明会は実施せず、収録した映像を全役職員向けイントラネットで配信（令和2年4月1日）することで、その後の緊急事態宣言下において連続的に在宅勤務となることを見据え、組織としての一体感を醸成した。 また、令和3年1月の新理事長就任に伴い、全役職員に向けた就任及び年頭あいさつを実施し（令和3年1月6日）、イントラネットにおいて、収録した映像及び説明内容を即座に共有した。 ② 経営課題の共有 イントラネットにおいて文部科学大臣による「令和元年度における業務の実績に関する評価」を踏まえた理事長からのメッセージを掲載し、経営課題に対する認識の共有を図った。 月に一度実施している部長等会議において、経営陣から法人の経営課題に関するテーマを提示し意見交換を行うことで、部長職が課題を認識する機会を設けるとともに、解決策の検討を行った。 また、自己評価委員会（後出）や運営点検会議などの法人運営に関する会議の開催にあたり、Web 会議の配信や視聴会場の設置によって役職員が視聴できる環境を整え、経営課題を即座に共有した。 さらに、令和3年1月以降、緊急事態宣言下においては、新たに役員等と各支所含む全部長職が参加する「幹部ミーティング」を週に1回の頻度でリモートで開催し、経営課題を速やかに共有することで、幹部職員の一体感を醸成し、緊急時における業務運営の円滑化を図った。 ③ 理事長と職員との意見交換の実施 平成30年度、令和元年度に引き続き、令和2年度も「JSC クロスミーティング」を実施し、理事長と職員とのコ	＜評定と根拠＞ 評定：B 内部統制の更なる充実・強化を図るため、経営方針に関する説明会の動画配信や部長等会議での経営課題をテーマとした意見交換の実施により、職員に対し経営課題への意識浸透を図った。また、「JSC クロスミーティング」等を通じて、風通しの良い組織風土づくりの更なる推進を図った。 令和2年度に新たに企画・実施した e-ラーニングシステムを活用した研修では、受講者の研修理解度が97％となり、内部統制の理解促進、意識の醸成につなげることができた結果、令和2年度の職員意識調査では、内部統制の「理解度」が88％、「意識度」が86％と例年並みの高い水準を維持した。なお、職員意識調査については、調査内容の見直しを行い、調査結果から抽出された課題により対応しやすくなるように改善を図ったところ、運営点検会議において評価された。 また、監事監査、内部監査及び自己評価委員会において、業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることを確認するとともに、「内部統制評価に関	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	

	コミュニケーションの活性化を図った（3回開催、計16人参加）。 実施に当たっては、各回ともテーマを「採用後、実際に働いて感じていること」「職場の雰囲気、コミュニケーションの取り方について」「人に優しい組織にするには何が必要か」の3つに統一し、また、参加者を若手職員に限定し少人数で開催することにより、活発な意見交換となるよう配慮を施した。 ④ イン트라ネットを活用した取組 社内報（毎月1回の頻度でイン트라ネットに掲載）の理事長の活動報告を掲載するページにおいて、理事長が日々感じ気づいたことをつづり、職員への考えや思いを共有するとともに、「理事長通信」としてイン트라ネットに式典の参加等の活動を共有し、外部の動きなどの理解促進を図った。 （2）適切な意思決定の遂行 「役員会に付議すべき事項」に基づき、重要事項に関する審議・報告を行うための役員会を開催した（計24回）。また、重要な案件については、毎週開催される役員ミーティングの場において情報の共有が事前になされ、役員会における迅速かつ適切な審議に寄与した。なお、意思決定の過程を明らかにするため、イン트라ネットにおいて資料を職員に共有した。 また、会議のペーパーレス化を目的として購入した専用のノート型端末を活用し、Web会議システムを利用する等、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下等においても、役員会をはじめとする意思決定を適切に遂行した。 2. 内部統制に対する職員への理解促進 （1）研修の企画・実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点などを踏まえ、令和2年度の新たな取組として、eラーニングシステムを活用した研修を実施し、710人が受講した。 実施に当たっては、内部統制の理解度や意識度を向上させることを目的として、基礎知識だけでなく、JSCにおける内部統制の仕組みや内部統制を意識した行動を実践するためのポイントを取り入れた独自の教材を作成し、分かりやすい内容となるよう工夫をした。受講後のアンケートでは、研修理解度が97%という高評価を得ることができた。 （2）職員意識調査の実施 ① 令和元年度 JSC 職員意識調査結果の分析等 部署別等詳細に分析し、部長職へのフィードバックを実施した。特に、自由記述については、個人が特定されないよう配慮しつつ、批判的な情報も含めフィードバックを行い、業務改善に向けた取組に活用した。また、フィードバックを踏まえた各部署での取組状況のフォローアップを実施し、全部署の取組事例を法人内に共有した。 ② 令和2年度 JSC 職員意識調査の実施 令和2年12月から翌年1月にかけて実施し、速報値をイン트라ネットに掲載するなど、法人内に共有するとともに、令和2年度第3回運営点検会議に示し、JSCの状況について助言を受けた。 【令和2年度結果概要（回答率80%）】 ・内部統制を「理解している」（「どちらかという理解している」含む。）とした回答者は88%、「意識して行動している」（「どちらかという意識して行動している」含む。）とした回答者は86%となった。（1）に記載した研修等の取組が有効であったと推察される。 ・業務に関する問題や悩みに直面した時に、上司が「対応してくれる」（「どちらかという対応してくれる」含む。）とした回答者は93%となり、業務に関する情報共有や悩み・相談対応など、良好なコミュニケーションが醸成されていると推察される。 ・部署内の風通しを「良い」（「どちらかという良い」含む）とした回答者は81%となった一方で、JSC全体の風通しを「良い」（「どちらかという良い」含む）とした回答者は62%となり、他部署の業務への理解を深めるための取組や、部署間の情報共有が活発に行われるような取組が必要と認識した。 ③ JSC 職員意識調査の見直し 平成28年度より毎年度1回、職員意識調査を実施しているが、調査結果について、一定水準を維持した項目が見られる傾向にあることなどから、これまでの調査結果を総括するとともに、調査内容を見直した。 具体的には、回答の選択肢を3択から4択にし、傾向がより明確に把握できるようにしたことに加え、回答の背	する5年間を見据えた基本方針」及び「令和2年度アクションプラン」に基づき、内部統制委員会や運営点検会議において、進捗状況の確認を行った。 リスク管理については、リスク管理委員会を中心として、「リスク管理基本計画」及び「リスク管理アクションプログラム」を策定の上、定期的に検証・フォローを実施した。 以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価とする。 <課題と対応> 令和2年度の内部統制に関する状況を踏まえ、内部統制の基本的要素ごとに有効性や実効性等の観点から、内部統制アクションプランを見直し、記載した事項を着実に実施する。 また、研修や職員意識調査等を通して、引き続きコンプライアンスの確保を図っていく。	
--	---	--	--

	景にある理由を複数選択できる質問を追加するなど、調査結果から抽出された課題により対応しやすくなるように工夫をした。 見直した内容について、運営点検会議に示し、「PDCA を回しやすくする面でも改善されている」等の評価を受けた。 (3) コンプライアンス週間の取組の実施 令和元年度に創設した「コンプライアンス週間（10月1日～7日）」において、全部署・全役職員が一体となってコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンス及び個人情報保護に関する動画研修、コンプライアンスをテーマとした各部署での意見交換及び個人端末へのコンプライアンス喚起メッセージの表示を行った。 3. 業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることのモニタリング 監事監査及び監査室監査において、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかを検証した。また、自己評価委員会において、業務の進捗を部署横断的に確認した。 なお、監事監査は、常勤監事1人及び非常勤監事1人の体制で行っている。 (1) 監事による監査の実施状況 ① 監事監査の実施 令和2年度の監事監査計画を策定して、業務監査及び会計監査を実施 ② 理事長との意見交換等の状況 ・ 理事長との定期的会合の実施 令和2年度は4回、監査の結果について意見交換を実施。監事の意見は、理事長から内部統制の推進に係る総合調整を行っている部署を通じて関係部署に伝えられ、理事長は次の会合時に各部署で執られた対応などについて説明 ・ 監査報告についての説明 以下の6項目について記載した令和元年度の監査報告を作成し、理事長及び役員会にその内容を説明 ア 業務の適正かつ効果的、効率的な実施 イ 内部統制システムの整備及び運用 ウ 役員の職務の遂行 エ 会計監査人による財務諸表等の監査 オ 事業報告書の内容 カ 過去の閣議決定において定められた監査事項 いずれの項目についても適正である旨の意見を記載 ③ 監査の結果に基づく意見への対応状況 (主な監事の意見／意見への対応) ・ 情報セキュリティ対策への取組／関係規程整備、研修による職員への説明・指示及び情報システム基盤運用方法の改善・強化を実施 (2) 監査室による内部監査の実施状況 ① 内部監査 令和2年度の監査室監査計画を策定し、以下の監査項目について内部監査を実施した。 ＜主な監査項目＞ ・ 資産管理の状況に関する監査 ・ 競争的資金等に関する監査 ・ 情報セキュリティに関する監査 ② 内部監査報告書の提出 令和元年度の監査室監査計画に基づき実施した監査の結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、理事長に提出した。その内容については役員会に報告するとともに、内部監査報告書のデータをイントラネット上に掲載して情報共有を図った。監査室は、関係部署からは正改善の措置状況の報告又は改善計画の提出を受け、その措置状況又は履行状況について点検を行い、その結果を理事長に報告した。これらの手続により、監査の実効性が確保されていることを確認した。		
--	--	--	--

	監査の結果を踏まえた主な対応は次のとおり。 ・ 資産管理の状況に関する指摘事項について、物品管理簿の記載内容を現況に照らして修正 ・ 競争的資金等に関する指摘事項について、規定間の不整合等を修正 ・ 情報セキュリティに関する指摘事項について、情報の格付及び取扱制限の明示等の周知を実施 (3) 自己評価委員会の開催 業務の実施状況を把握し、的確に遂行することを目的として、理事長を委員長とする自己評価委員会を定期的に開催し、業務の進捗を部署横断的に確認した。令和2年度においては3回（令和2年7月28日、10月30日、令和3年2月12日）開催し、業務の実施過程における懸案事項の共有や、目標達成に向けたプロセス等を把握した。なお、上述のとおり、Web会議の配信や視聴会場の設置により、職員の会議視聴が可能となった。 4. 内部統制強化に関する取組 「内部統制に関する5年間を見据えた基本方針」に基づき、「令和2年度アクションプラン」及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において適切な進行管理に努めた。 また、運営点検会議でも進捗状況の確認等を通じて、必要な助言を受け、計画的に内部統制を推進した（Ⅱ 4. 参照）。 5. 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応状況 リスク管理委員会において「令和2年度リスク管理基本計画」を策定し、当該計画に基づき、担当部署においてリスクの再評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し「リスク管理アクションプログラム」を策定した。 リスク対策の実施状況については、リスク管理委員会において定期的に検証・フォローを行い、着実に実施した（アクションプログラムの達成度：95％）。 ＜リスク管理委員会＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th><th>日付</th><th>議題</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>令和2年6月25日</td><td>令和元年度リスク管理取組報告、令和2年度リスク管理基本計画の策定等</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>令和2年8月14日</td><td>令和2年度リスク管理アクションプログラムの策定 等</td></tr> <tr> <td>第3回</td><td>令和2年8月25日</td><td>「情報セキュリティリスク」に関するリスク管理の在り方見直し</td></tr> <tr> <td>第4回</td><td>令和2年12月11日</td><td>令和2年度リスク管理アクションプログラム実施状況（中間）確認 等</td></tr> <tr> <td>第5回</td><td>令和3年3月12日</td><td>令和2年度リスク管理アクションプログラムの実施状況（3月末時点見込み）の確認、リスクの再評価、令和3年度リスク管理基本計画の策定 等</td></tr> </tbody> </table>	回数	日付	議題	第1回	令和2年6月25日	令和元年度リスク管理取組報告、令和2年度リスク管理基本計画の策定等	第2回	令和2年8月14日	令和2年度リスク管理アクションプログラムの策定 等	第3回	令和2年8月25日	「情報セキュリティリスク」に関するリスク管理の在り方見直し	第4回	令和2年12月11日	令和2年度リスク管理アクションプログラム実施状況（中間）確認 等	第5回	令和3年3月12日	令和2年度リスク管理アクションプログラムの実施状況（3月末時点見込み）の確認、リスクの再評価、令和3年度リスク管理基本計画の策定 等	
回数	日付	議題																		
第1回	令和2年6月25日	令和元年度リスク管理取組報告、令和2年度リスク管理基本計画の策定等																		
第2回	令和2年8月14日	令和2年度リスク管理アクションプログラムの策定 等																		
第3回	令和2年8月25日	「情報セキュリティリスク」に関するリスク管理の在り方見直し																		
第4回	令和2年12月11日	令和2年度リスク管理アクションプログラム実施状況（中間）確認 等																		
第5回	令和3年3月12日	令和2年度リスク管理アクションプログラムの実施状況（3月末時点見込み）の確認、リスクの再評価、令和3年度リスク管理基本計画の策定 等																		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	適正な人員配置等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号：0352
		—	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ JSC を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、中長期的な戦略に関する組織内における議論、検討及び浸透に取り組むとともに、JSC が抱える様々な課題解決や中長期視点に立った業務改善等に資する人員配置を行った。 1. 中長期的視野に立った人事計画 第4期中期目標の達成に向け、今後5年間の見通しとなる「重点配分の考え方」に基づき策定した「第4期中期目標期間における業務の考え方（平成30年4月25日役員決定）」を踏まえ、限られた経営資源の有効かつ適切な配分に努めた。また、人事戦略チームを新設し、中期目標の達成を勘案しつつ組織運営に支障がないよう、中長期的視野に立った人員計画を見直すとともに、以下の取組により優秀な人材を確保した。 なお、採用試験の実施に当たっては、オンラインを活用した筆記試験や面接を実施するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に配慮した。 （1）多様な採用方法による人材の確保 「第4期中期目標期間における業務の考え方」に基づき、多様かつ計画的な採用を行い、業務の専門化等に対応できる優れた人材の確保を図った。 ＜令和2年度職員採用状況＞ ・文部科学省文教団体職員採用試験 4人 ・一般事務職個別試験 24人 ・専門的分野個別試験 1人 ・人事交流 5人 ・内部登用 1人	＜評定と根拠＞ 評定：B 人事に関する取組の充実のため「人事戦略チーム」を設置し、JSC が置かれている環境に鑑みつつ、中長期的視野に立った人員計画を見直すとともに、専門的分野を対象とした採用試験や人事交流等の多様な採用方法により優秀な人材の確保を進め、着実な業務運営を行った。また、業務の分散などの削減策に取り組む、必要に応じて、職員に面談を実施することにより、業務や健康状況等の把握に努めた。 効果的な人材育成を図るため、全役職員向けアンケート調査を通じて、現状の人事施策の課題点の抽出を行った。研修については、全体研修と専門研修等を企画し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から踏まえつつ職員全体の能力向上が図れるよう、多様な研修を実施した。 また、働きやすい職場環境の整備に向け、男女共同参画基本方針に基づき、女性職員の採用や登用に努めた結果、数値目標を達成した。加えて、ハラスメントの防止やメンタルヘルス対策につ	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 男女共同参画等への取組について、指導的地位に占める女性の割合が30%以上となるよう引き続き取り組むことを期待する。 ＜その他事項＞ －		

(2) 人事交流等による専門人材の確保

人事交流等により専門人材を増強し、JSC が有する大規模スポーツ施設の維持管理等、高い専門性を有する業務をより着実に推進できるように体制整備を図った。

2. 業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直し

人事に関する取組の充実のため、関係部署と緊密な連携を図りながら、人事施策上の課題について、効果的かつ効率的に将来を見据えた見直しを検討することを目的として、「人事戦略チーム」を設置した。

また、JSC が有する大規模スポーツ施設の維持管理を適正かつ着実に推進するため、施設整備室を新設して専門人材を配置した。

組織の適切な管理の観点からは、超過勤務時間の調査やヒアリングを通じて勤務状況等を随時把握し、超過勤務時間数の多い職員に対しては、面談を実施するなど、適切な対応をした。

3. 効果的な人材育成

全役職員向けアンケート調査を通じて、「評価」「研修」「異動」等の現状の人事施策の課題点を抽出し、調査結果を踏まえた「人事・人材育成の基本的な考え方」の見直しに向けた検討を行った。

また、業務を適正かつ効果的、効率的に実施するため、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職務能力の向上、職階に応じた知識の獲得等を目的とし、研修実施計画を策定・実施した。目的や内容に応じて、外部団体主催の研修を活用するとともに、JSC が企画した研修においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、積極的に Web 会議形式や e-ラーニングを活用した。これらの研修に加えて、各部固有の業務内容に合わせた研修の実施により、全て合わせて 144 回、延べ 4,930 人が研修を受講した。

<主な研修>

- ・コンプライアンス研修 10 月 1 日～7 日：727 人
- ・法人文書に関する研修 3 月 17 日～31 日：155 人
- ・ハラスメント研修 1 月 10 日～2 月 26 日：721 人
- ・個人情報保護に関する研修 10 月 1 日～7 日：728 人
- ・内部統制研修 11 月 25 日～12 月 4 日：710 人
- ・政府関係法人会計事務職員研修 9 月 30 日～11 月 13 日：1 人

4. 男女共同参画等への取組

(1) 男女共同参画への取組

「男女共同参画に関する基本方針」（令和 2 年 3 月 30 日一部改正）に基づき、女性職員の採用、管理職及び課長補佐職のより積極的な登用を行うなどの取組を推進したことにより、以下のとおり数値目標を達成した。

また、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を推進するため、年次有給休暇等の休暇取得促進の呼びかけを定期的にイントラネット等で行った。

<採用等に占める女性の割合>

区分	計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
採用	30%以上	33.3% (2/6 人)	41.2% (7/17 人)	40.0% (12/30 人)
管理職	15%以上	13.2% (12/91 人)	18.3% (17/93 人)	23.3% (21/90 人)
課長補佐職	25%以上	29.2% (26/89 人)	23.8% (20/84 人)	33.3% (32/96 人)

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(2) テレワーク等の推進

いては、相談員の配置やストレスチェック実施後の対応等、サポート体制の充実に努めた。特にハラスメントについては全役職員を対象とする研修や意識調査（アンケート）を実施し、ハラスメントを防止・排除する意識の向上を図った。

以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B 評価とする。

<課題と対応>

人件費の削減を見据えつつも、今後の JSC に課せられる業務を見極め、適切な運営体制の整備が必要である。そのため、専門知識を必要とする分野においては、人事交流も含めた効果的な方法により人材の確保を進めつつ、既存職員の能力の向上を図る。

人材育成については、引き続き、JSC 業務への理解、取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の習得などを旨とし、多様な研修を企画し、計画的な実施に努めることとする。また、令和 2 年度中の取組を通じて抽出された人事施策の課題について、具体的な課題解決に向けた取組を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」の見直しを行う。

また、男女共同参画の更なる推進や障害者雇用の促進等職場環境の改善においても、より適切な対応に努める必要がある。

		業務の効率性も踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染リスクの低減等のための在宅勤務実施規程」の制定等により実施環境・体制を整備し、在宅勤務を推進した。 (3) 障害者雇用の推進 障害者雇用の推進に向け、計画的な採用及び障害者に応じた座席の配置や周囲への理解を促すなどの働きやすい職場環境の整備に努め、法定雇用率（2.5％）と同率の2.5％の雇用を行った。 (4) ハラスメントの防止対策 各職場の人員規模や男女のバランスに配慮して、相談員計20人を配置し、サポート体制を継続した。また、相談員を対象に研修を実施し、相談員のスキルアップを図った（令和3年1月～2月）。 また、全役職員を対象にハラスメント研修及び意識調査を実施し、役員及び管理職には管理者向けの内容を追加し、ハラスメントの防止と排除に対する意識向上を図った（令和3年1月～2月）。 (5) メンタルヘルス対策 ・ストレスチェックを実施（令和2年11月）し、その結果を定期健康診断結果とあわせて一元管理することにより、産業医と連携したサポート体制を整備した。また、ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、希望者には医師による面談を実施した。 ・メンタルヘルスサポートとして、職員のプライバシーにも配慮し、外部専門機関へ直接相談できる環境を継続した。 ・職員の復職時には、「職場復帰支援プログラム」に沿って個別対応を実施し、円滑な職場復帰を支援した。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —	令和3年度行政事業レビュー番号：0352

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 令和元年度から継続して、2020 年東京大会の開催を見据え情報システムに対するサイバー攻撃への情報セキュリティ管理能力の向上に向けた取組を行うとともに、高度な知識、経験を有する外部有識者に最高情報セキュリティアドバイザー等の委嘱を継続し、委嘱者からの助言を踏まえ、情報セキュリティ委員会や同作業部会を活用し、「統一基準群」に則した質の高い対策を組織的に行った。 また、情報セキュリティ対策推進計画の実施に当たっては、2020 年東京大会の延期に伴い、令和元年度に策定した 2 か年計画を見直すとともに、組織・区域・情報システムの 3 つの視点で整備した情報セキュリティ管理責任体制のほか、各部署に配置している IT 業務担当職員を横断的に連携したプロジェクトチームにより効果的に推進を図り、関係機関と連携して情報セキュリティ対策を強化した。 1. 関係規程の整備及び手引書の内容の活用 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出を受け、「事務端末（黒ノート PC）の館外持出による活用について」等の情報セキュリティ関連の手順書を追加作成することにより、緊急事態宣言下での即時的な在宅勤務の開始に対応した。また、役職員が情報セキュリティをより理解し適切に遵守するために、情報セキュリティ関連規程（手順書を含む。）に関する解説と、内閣サイバーセキュリティセンターが公開している情報等を基に作成した「JSC 情報セキュリティの手引き」の内容について、全役職員対象の研修を実施し、周知徹底を図った。 なお、教材については、最高情報セキュリティアドバイザーに相談のもと独自のものを作成し、情報セキュリティ・インシデント事例とその再発防止策を併記するなどして、その発生の抑止に努めた。 2. 情報セキュリティに関する研修等の実施 （1）全役職員対象とした研修の実施（受講率 100％）	＜評定と根拠＞ 評定：B 「情報セキュリティ対策推進計画」等に基づき、令和 2 年度に定められた取組を着実に実行した。 研修の実施については、令和元年度のアンケート結果を基に改良した独自教材を用い、全役職員向けのオンライン学習とオンライン自己点検テストをセットで導入する等により、理解度を高め習熟度を把握する工夫をした。 さらに、政府系機関主催の研修会等への参加に当たっては、情報セキュリティに関する業務に従事する職員を積極的に参加させ、情報セキュリティに関する専門性を高めた。また技術的対策としては、標的型攻撃対応システム導入などを実施し情報セキュリティ対策を強化した。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —		

	「情報セキュリティに係る対応とポイントについて」をテーマに、非常勤も含め全ての役職員が円滑かつ確実に学習できるように学習期間を1か月程度設けオンラインで実施した。 また、研修内容を充実させるため、令和元年度のアンケート結果から得られた改善点を独自の教材に反映し、政府統一基準群、当法人の情報セキュリティ関連規程、JSC 固有の状況等の内容を職員によりわかりやすく伝えるための工夫を行った。 令和2年度のアンケートで得られた結果としては、インシデントの報告手順、不審メール対応への理解度が深まったことが測定できた一方で、自由記述において改善を求める意見もあり、次年度の研修に反映させることとした。 (2) 情報セキュリティ担当職員向け研修の実施 実務的な情報セキュリティレベルを高めるため、システム調達・運用管理業務の担当職員向け研修を行うとともに、課長職向けの情報セキュリティ研修を行った。 (3) 標的型攻撃対応手順の確認実施等 日常的なメール開封時における情報セキュリティの意識付けのほか、不正通信を発見した際の迅速な報告と組織対応の認識強化を目的にインターネット切り離し手順の確認を実施した。 また、他の組織等で発生した事例を踏まえた注意喚起を掲示板で定期的に行ったほか、併せてメール誤送信の防止の注意喚起を行った。 3. 政府系機関主催の研修会等への参加 情報セキュリティ・インシデントへの担当職員の対応能力（知識やスキル）の向上を目的として、文部科学省、内閣サイバーセキュリティセンター、警察庁・警視庁等が主催する研修会や勉強会、合同訓練や一斉訓練に参加し、インターネットからのサイバー攻撃等の最新知識を習得した。（全11回、延べ35人参加） 4. 情報セキュリティ対策推進計画の実行等 令和元年度に策定した「情報セキュリティ対策推進計画」（4か年計画・令和元年度～令和4年度）について、令和3年7月に2020年東京大会が延期されたことに伴い、その直前期にあたる令和3年度第1四半期における情報セキュリティ対策を事前に策定する必要があると判断したため、2か年計画を策定し直した。 これらの計画に基づき、令和2年度は以下の改善策を行った。 ・標的型攻撃対策システムの導入など技術的対策を強化 ・2020年東京大会会場予定の競技場の情報システムにおける情報セキュリティ強化 ・関係規程及び手引書の内容活用（研修教材への取込） ・各種研修の実施 ・オンライン注意喚起の実施（メール、イントラネット） ・情報セキュリティ監査の実施 ・情報セキュリティ委員会の開催（以下参照） <table><tr><th>回数</th><th>日付</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>第1回</td><td>令和2年9月24日</td><td> ・情報セキュリティ対策推進計画（令和2年度～令和3年度短期スケジュール）の策定 ・緊急事態宣言を踏まえた勤務形態の多様化に対する情報セキュリティ対応 ・情報セキュリティ対策・対応（令和2年度）に係るリスク評価 </td></tr><tr><td>第2回</td><td>令和2年12月17日</td><td> ・情報セキュリティ関連ガイドラインの策定 ・システム評価の分析結果 </td></tr><tr><td>第3回</td><td>令和3年3月4日</td><td> ・情報セキュリティ対策推進計画の実施状況 ・在宅勤務に資するIT環境整備に係る実施状況 </td></tr></table>	回数	日付	主な内容	第1回	令和2年9月24日	・情報セキュリティ対策推進計画（令和2年度～令和3年度短期スケジュール）の策定 ・緊急事態宣言を踏まえた勤務形態の多様化に対する情報セキュリティ対応 ・情報セキュリティ対策・対応（令和2年度）に係るリスク評価	第2回	令和2年12月17日	・情報セキュリティ関連ガイドラインの策定 ・システム評価の分析結果	第3回	令和3年3月4日	・情報セキュリティ対策推進計画の実施状況 ・在宅勤務に資するIT環境整備に係る実施状況	以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価とする。 <課題と対応> 令和元年度同様に全職員を対象とした研修におけるアンケートの結果を踏まえ、情報セキュリティ対策について、役職員に対する浸透のための不断の取組を引き続き行うとともに、研修教材の内容を更に充実させ、役職員が情報セキュリティをより適切に遵守できる環境を整備していく必要がある。 また、情報セキュリティ対策推進計画については、令和2年度の情報セキュリティ監査における指摘を踏まえたり、新たにリスク評価作業や最高情報セキュリティアドバイザーによる助言を取り入れたりすることで、更に質の高い計画を策定し、効果的に取組を実行する。	
回数	日付	主な内容													
第1回	令和2年9月24日	・情報セキュリティ対策推進計画（令和2年度～令和3年度短期スケジュール）の策定 ・緊急事態宣言を踏まえた勤務形態の多様化に対する情報セキュリティ対応 ・情報セキュリティ対策・対応（令和2年度）に係るリスク評価													
第2回	令和2年12月17日	・情報セキュリティ関連ガイドラインの策定 ・システム評価の分析結果													
第3回	令和3年3月4日	・情報セキュリティ対策推進計画の実施状況 ・在宅勤務に資するIT環境整備に係る実施状況													

4. その他参考情報
特になし

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調査 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I-1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等 保有するスポーツ施設において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、JSC が長年蓄積してきたノウハウを活用した管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供する必要があることから、施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。 また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。 ＜具体的な取組＞ ・サービスの向上を図るため、中期目標期間中に様々な施設利用者へ毎年度2回程度、サービス等の内容についてアンケート調査を行い、その結果から得られた情報を踏まえて必要な改善を実施し、その改善効果を把握する。 ・新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）」「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）等の政府方針を踏まえ、2020年東京大会後の運営	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項 JSC は、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSC が長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。 さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。 (1) 毎年度、保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。 (2) 毎年度2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ、必要な改善を計画的に実施することによりサービスの向上を図る。また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。 (3) 新国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、以下の業務を実施する。 ① 適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査を引き続き実施する。 ② 令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえ、改修の検討等を進める。	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項 JSC は、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSC が長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。 さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。 (1) 保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）をはじめ、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供する。 (2) 2020年東京大会の開催に伴う施設利用状況に応じて、年1回行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。 また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービス提供に活用する。 (3) 新国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）及び、令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、文部科学省を中心とした令和2年秋以降の民間事業化に係る事業スキームの構築に向け、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、2020年東京大会後速やかに必要となる図面等を開示した上でマーケットサウンディング等を行うとともに、令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえた改修の検討等を進める。

	の在り方の検討を行う。 ・スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、中期目標期間中に施設の早朝営業等の利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営を行う。 ・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成 30 年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。 ・国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上のための研修会の開催、指導参考資料の作成をするとともに、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発を含め、中期目標期間中に機能や役割について見直しを行う。	③ 2020 年東京大会後速やかに、必要となる図面等を開示した上でマーケットサウンディング等を行う。 ④ 令和 2 年秋以降に文部科学省が中心となって構築される民間事業化に係る事業スキームを踏まえ、公募等の個々の手続きを進める。 (4) 毎年度実施するアンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について、費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討し、可能なものから実施する。 (5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について平成 30 年度中に検討し、結論を出すとともに、検討結果を踏まえて具体的な取組を進める。 (6) 平成 30 年度において、高校登山部顧問教員等を対象とした研修会の開催や指導者用テキスト等の資料を作成するとともに、毎年度、安全な登山の基礎的な知識や技術に関する啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。 (7) 国立登山研修所の主催事業を見直し、登山リーダー研修会等新たな枠組みによる登山指導者の育成を検討する。また、国立登山研修所の今後の機能や役割については、令和 3 年度末までに業務内容を検証し、国立登山研修所が実施すべき業務を整理するとともに、結果を踏まえた見直しの方向性について令和 4 年度末までに検証する。	(4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。 (5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、平成 30 年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえ、以下の具体的な取組を進める。 ① 令和元年度に設置した、外部有識者で構成する「資料の価値づけ及び収集方針策定ワーキンググループ」での検討を踏まえ、今後の博物館・図書館の資料の収集方針を策定する。 ② 博物館が所蔵する資料について、策定する資料の収集方針に沿って精選を行い、重要度の高い資料については優先的に目録情報の精緻化を進める。 ③ 図書館が所蔵する図書・雑誌について、策定する資料の収集方針に沿って選別を行い、継続して所蔵するものを整理するとともに、令和元年度に作成した目録情報の精緻化を進める。 (6) 国立登山研修所については、以下の取組により、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全登山に関する普及啓発及び登山指導者の養成に取り組む。 ① 高校登山部顧問教員等を対象とした研修会等において、平成 30 年度に作成した登山指導者用テキストを用いて指導者育成を図る。 また、安全な登山の基礎的な知識や技術に関するセミナーや啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。 ② 令和元年度の主催事業の結果を踏まえ、内容や期間を見直した研修会を開催するなど、引き続き、新たな枠組みによる登山指導者の育成を図るとともに、その効果を検証しつつ、今後の機能や役割を整理するための見直しの方向性について検討する。
Iー2 国際競技力向上のための取組	2. 国際競技力向上のための取組 「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定)や「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン)」(平成 28 年 10 月 3 日スポーツ庁長官決定)、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターについて、その機能の整備・充実を図りながら JOC、JPC 及び中央競技	2. 国際競技力向上のための取組に関する事項 JSC は、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターの機能の整備・充実を図るとともに、JOC、JPC 及び中央競技団体等と連携し、2020 年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上を図る。 (1) JOC 及び JPC 等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア(次世代)のトップアスリートの強化等を 4 年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、PDCA サイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニ	2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項 ハイパフォーマンススポーツセンター(以下「HPSC」という。)の機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。))及び中央競技団体等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上に寄与する。 (1) JOC 及び JPC 等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア(次世代)のトップアスリートの強化等を 4 年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、中長期の強化戦略への策定及び改善支援を行う。

	団体等と連携し、2020 年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。 ＜具体的な取組＞ ・JOC 及び JPC 等と連携し、各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を 4 年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。 ・JOC、JPC 及び JSP0 等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くなどオリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）・パラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。 ・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制としてハイパフォーマンススポーツセンターの機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。 ・事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。	タリング等による支援を行うなどにより課題等を明確にし、関係機関と情報共有を図り、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。 （2）JOC、JPC、JSP0 及び中央競技団体等と連携し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。 （3）JOC、JPC、各中央競技団体等と連携し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、支援の更なる充実に努める。 （4）ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析やアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）を一元的に管理するシステムの構築・活用により、効果的・効率的に強化活動を支援する。 （5）オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療・アスレティックリハビリテーション、障害等の予防に関する啓発等を行う。 （6）各地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、ハイパフォーマンススポーツセンターの機能を地域に展開するとともに、ハイパフォーマンススポーツセンターにおけるスポーツ医・科学・情報分野の人材育成機能を強化する。 （7）国内外の研究機関等との連携を強化し、国際競技力向上に資するスポー	また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。 （2）JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）及び中央競技団体等と連携し、以下のオリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。 ＜夏季競技＞ 2024 年パリ大会 等 ＜冬季競技＞ 2026 年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会 等 ・有望アスリート海外強化支援 ・次世代ターゲットスポーツの育成支援 ・アスリートパスウェイの戦略的支援 ・ハイパフォーマンス統括人材の育成支援 （3）JOC、JPC、各中央競技団体等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。 （4）国内外のスポーツ政策・施策の最新情報や競技大会結果などのハイパフォーマンスに関する情報を調査、収集、蓄積し、分析・評価を行い、各中央競技団体等に対して定期的・継続的に提供するほか、外国の関係機関等との連携を支援することにより、各中央競技団体の強化戦略プランの高度化と実効性の向上を支援する。 また、HPSC 内で保有するアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及び中央競技団体の利用を促進する。 （5）オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPSC の各種機能（スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等）を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等を行う。 また、JOC の医学サポート部会や JPC の強化委員会、中央競技団体等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。 （6）地域のスポーツ医・科学センターや大学、NTC 競技別強化拠点等の資源を有効活用し、HPSC の機能を地域に展開するとともに、HPSC におけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。また、地域と HPSC 間での情報共有システムの構築を推進する。 （7）2022 年北京大会、2024 年パリ大会を見据えて、国内外の研究機関等との
--	---	---	--

		ツ医・科学、情報等に関する研究及び競技用具の機能向上のための技術等の開発を行う。 また、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表などを通して研究成果の普及に努める。 (8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。	連携を強化しながら、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究（人文・社会科学研究を含む。）を推進する。さらに、競技用具の機能を向上させる技術等を開発するため、HPSC の機能や知見を活用し、中央競技団体、大学、企業等との連携によるプロジェクトを実施する。 なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進する。 (8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。
I－3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施 スポーツの振興を図るため、スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下、「スポーツ振興助成制度」という。）について、十分な財源の確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。 特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努めるとともに、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行う必要がある。 ＜具体的な取組＞ ・スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。 ・助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。 ・スポーツ振興助成制度については、その制度主旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。	3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項 スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下「スポーツ振興助成制度」という。）は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。 特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めることとする。 また、スポーツ振興くじの助成金の配分に当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うことにより、地域のスポーツ参画人口の増加に努める。 (1) スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 特約店やインターネット販売等の各チャネルの特長を活かした販売方法の工夫を行う。 ② 商品の開発に当たっては、魅力的なものとなるよう、十分な市場調査等を行う。 ③ 広告宣伝の効果を継続的に検証し、より効果的・効率的な広告宣伝を実施する。 (2) スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの見直しを行う。 ① アンケートやヒアリング等を通じて、地方公共団体、スポーツ団体からの地域スポーツの振興に関するニーズ等の把握に努める。 ② 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議結果を踏まえて評価を行う。	3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項 スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。 スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。 スポーツ振興くじについては、売上の目標を 970 億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る令和 2 事業年度事業計画によることとする。 (1) スポーツの振興基金による助成については、安定的・計画的な助成に資するとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。 ① ニーズ等の把握 助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努める。 ② 助成事業の評価 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。 (2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等につ

		(3) スポーツ振興助成制度の主旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、CM やウェブサイト等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。 (4) スポーツ振興投票等業務については、民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。	いて周知を図る。 (3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。 (4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。 (5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。
I－4 スポーツ・インテグリティの保護・強化	4. スポーツ・インテグリティの保護・強化 クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を実施する他、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」(平成 30 年 12 月 20 日スポーツ庁)を踏まえたスポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。 ＜具体的な取組＞ ・JADA 等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施することを通じて、ドーピング検査だけでは対処しきれないドーピング防止活動を推進する。 ・公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル（有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関）の運用を行う。 ・スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内のスポーツ・インテグリティに関する現況等を把握するとともに、このような情報を国内の関係機関及び団体に情報提供すること等を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図るための体	4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 スポーツにおけるドーピングの防止活動を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、特に 2020 年東京大会に向けて重点的に対応する他、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。 (1) ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為に対処するため、関係機関と連携を図り、インテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動。）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、JADA に情報提供を行う。 (2) インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。 (3) インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、競技団体職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA や関係団体と連携してスポーツ関係者に対する研修会の開催を通じた広報活動に取り組む。 (4) 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、連絡会議等における JADA や関係団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。	4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、特に 2020 年東京大会に向けて重点的に対応する他、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。 (1) ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。 ① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。 ② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。また、上記の活動を推進するため、インテリジェンス活動支援システム（仮称）を整備する。 ③ 2020 年東京大会に向けて、2020 年東京大会の開催が円滑になされるよう、関係者とインテリジェンス実施体制に向けた検討を行うとともに、国際検査機関及び国際パラリンピック委員会と情報の共有に関する取組を行う。 ④ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、スポーツ団体役職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA やスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会等を通じた広報活動に取り組む。 ⑤ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、JADA やスポーツ団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。

	制を構築する。 ・スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するためのモニタリングを継続的に実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 ・スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を令和２年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 ・令和元年度中に弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会の仕組みを創設し、令和２年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。 ・スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNSによる相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。	（５）法律家及び医師等のうちから適切な者を日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））委員として任命する。また、規律パネルが独立し、アンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、同パネルを着実に運用する。 （６）スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・情勢について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び同報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、連絡会議等を通じスポーツ庁、スポーツ団体及び関係機関に提供するための体制を構築し、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図ることに寄与する。 （７）スポーツ団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況を把握するためのアンケート調査等を定期的の実施し、その変化を観察・分析するためのモニタリングを実施する。 （８）モニタリングの結果をスポーツ団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 （９）スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイトと令和２年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 （１０）弁護士・公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会について、令和２年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。 （１１）スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNSによる相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。	⑥ 日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、規律パネルを着実に運用するとともに、令和３年に適用される国際基準に対応するために必要な取組について、検討を行う。 （２）スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集・活用及び中央競技団体のモニタリングについては、以下の取組を行う。 ① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・状況について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体等に提供する。 ② 中央競技団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニタリングするためのアンケート調査等を定期的の実施し、その変化を観察・分析する。 ③ モニタリングの結果を該当の中央競技団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 （３）スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイトと令和２年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 （４）弁護士、公認会計士等により構成される「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」の運用を開始し、中央競技団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じ、第三者調査に関する支援を行う。 （５）スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度に導入した SNS による相談窓口の積極的な活用を促進する。
I—5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	５．災害共済給付の実施と学校安全支援の充実 学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付業務から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校事故防止策の普及や安全教育の充実支援等を行う。 <具体的な取組> ・災害共済給付業務においては、引き続き、公	５．災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項 災害共済給付については、学校の管理下の災害に対し給付を行う公的制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。 また、学校安全支援については、給付業務から得られた事故情報を学校関係者へ分かりやすく提供を行うとともに、関係団体との新たな連携・協力の下、学校現場における事故防止の取組を支援する。	５ 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項 災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。 また、学校における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。 なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推

	正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行う。 ・学校安全支援業務においては、災害共済給付業務から得られた事故情報を学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、教職員まで行き渡るよう工夫するほか、学校安全に関する団体等の新たな連携・協力関係を構築することにより、学校における事故防止の取組を支援する。	(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。 ① 日々の審査に従事する審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための研修を充実させる。 ② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会へ付議するとともに、学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を実施する。 ③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。 (2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対して、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁・自治体との連携・協力の下、毎年度制度説明チラシ等の配布や説明会の開催等の加入促進の取組を行い、中期目標期間を通じて加入率を増加させる。 (3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件の内容を精査し、対応策を検討した上で、ホームページ、説明会、機関誌等を活用し、毎年度利用者への制度周知等を行い、中期目標期間を通じて差戻し件数を減少させることにより、利用者の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図る。 (4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例集」等を毎年度作成し、設置者へ送付するとともに、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供する。また、学校現場において事故防止のための対策に活用されることを促進するため、都道府県教育委員会等と連携し、教職員を対象とした研修会・講習会等を通じて周知するとともに、効果的な学校安全資料の活用方法の例示等を行う。	進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。 (1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。 ① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。 ② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。 ③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。 (2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、契約締結期限の延長により、年度途中の加入が可能となったことを周知する。また、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布などの協力依頼）を行うことにより、同施設の加入率を65%まで増加させる。 (3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件を削減するために、給付金請求時の留意点等について、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の周知等を行う。 また、利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、引き続き、公正かつ適切な給付を確保しつつ、学校の負担軽減にも繋がる改善策を検討する。これらのことにより、平成29年度の差戻し件数と比較して10%以上削減する。 (4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。 ① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」等を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。 ② 事故等のデータを学校における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホームページ等で提供する。 ③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、活用実態を踏まえ、学校安全資料の活用方法の例示等を行う。 ④ 学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得るとともに、個々の資料等の活用の実態を把握した上で、更なる活用促進策を検討する。
--	--	---	--

		(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、重大事故に繋がる要因分析等を行い、その結果を踏まえた事故防止の留意点を検討するため、医学・歯学、教育、学校安全等の外部有識者による「学校災害防止調査研究委員会」の活動を充実する。また、中期目標期間を通じて学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築し、上記の学校安全資料が、学校において効果的に活用できる方法を検討し周知することで、学校現場における事故防止の取組を支援する。	(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。 ① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。 また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。 ② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学や教育委員会を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。
I－6 国内外の情報の分析・提供等	6. 国内外の情報の分析・提供等 社会全体でスポーツを振興するために、スポーツ団体にとどまらず、様々な関係者と相互に連携・協働を推進するとともに、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開するため、国内外のネットワークや海外拠点を活用して収集・分析したスポーツに関する情報を政府、地方公共団体、スポーツ団体等へ提供することにより、国内外における我が国のスポーツ振興に役立てる。 ＜具体的な取組＞ ・海外スポーツ機関とのネットワーク及び海外拠点の活動等の充実を図り、スポーツを通じた国際交流による地域活性化、諸外国のスポーツ国際戦略、国際スポーツ界の最新動向等に関する情報の収集・分析を行う。 ・国内外の関係機関との連携・ネットワークの充実及びそれを活用した国際連携活動を行う。 ・スポーツ未実施者等のスポーツ参加促進等に資する国内外の最新取組に関する情報の収集・分析を行う。 ・地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進するため、地方公共団体等との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「JSN」という。））に基づく取組の充実を図る。 ・収集・分析した情報については、的確な分析等により情報の精選を行った上で、スポー	6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関、及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する国内外の最新の取組や動向等の情報を継続的に毎年度 100 件以上収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に有効な情報を提供することを通じて、我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進を図る。 業務の展開に当たっては、国内で開催される大規模国際スポーツイベントを踏まえつつ、中期目標期間を通じて各業務で着実に成果を創出できるよう、年度毎の優先度を設定して実施する。 (1) 組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を締結している諸外国の政府系スポーツ組織とのワークショップや当該機関関係者の日本訪問時などの機会を活用したミーティング等を通じて、諸外国のスポーツ政策や国際スポーツ戦略に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、公開情報では把握できない情報を収集し、分析する。 (2) スポーツに関連する国際機関によるプロジェクト等を通じて、スポーツを通じた地域活性化や国際社会の調和ある発展への貢献に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。 (3) JSC ロンドン事務所を活用して在英邦人機関との連携や欧州のスポーツ機関との情報交換を行うとともに、新たなスポーツ機関や関係者とのネットワークの構築を進める。また、今後の海外拠点の在り方について、令和 2 年度末までに検討する。 (4) スポーツ国際戦略のアジア展開プラットフォームとしてのアジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）に参画し、情報交換の場として有効に活用で	6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供する。 (1) 組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を活用したネットワークを構築するとともに、以下の取組により情報収集・分析を効果的に行う。 ① MOU 締結国との連携を通じて、公開情報では把握できないスポーツ政策や施策に関する情報収集・分析を行うとともに、JSC 内外からの要望に応じ、その機会を創出・提供する。 また、諸外国の政府系スポーツ機関等関係者の日本訪問時に、各種ミーティングを行い、情報収集を行う。 ② 各国の 2020 年東京大会に向けた来日機会を活用し、地方公共団体との連携による地域活性化を図るプロジェクトの構築に向けたベストプラクティスを創出するため、MOU 締結国と連携する。 (2) 国連機関、国際団体等と連携・連動しながら、「スポーツと持続可能な開発（SDGs）」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。 (3) 国際スポーツ界における新たなネットワークの構築に寄与する海外拠点の設置を推進するとともに、ロンドン事務所が構築した在英国日本国大使館をはじめとする在英邦人機関や欧州スポーツ機関のネットワークを活用することにより、スポーツを通じた国際連携を強化する。 (4) アジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）の委員長として、当該組織の戦略立案と、基盤整備・成長を牽引するとともに、アジアコングレスの開催等

	ツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体、及びスポーツ団体等に対して、メール配信や SNS の活用などの多様な方法により提供する。また、提供した情報が提供先でどの程度活用されているかを把握し、より一層の効果的な活用が可能となるよう戦略的な提供方法を検討する。	きるよう、アセアン諸国をはじめとするアジア各国のスポーツ機関と国内スポーツ機関との連携活動を支援する。 (5) 地方公共団体との連携協定 (JAPAN SPORT NETWORK) に基づく取組として、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、参加自治体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行うなど、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進する。 (6) 子供や女性、障害者、高齢者のスポーツ参加促進、及びスポーツ未実施者等のスポーツ参加促進、スポーツを通じた国際交流・国際貢献等に関する最新の情報をウェブサイト、学術誌等の公開情報及び国際機関とのメール等によるコミュニケーションにより収集し、その特徴や傾向を分析する。 (7) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び国際競技連盟が発行する機関誌等により国際スポーツ界における最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。 (8) 収集・分析した情報をデータベース化するとともに、スポーツ関係者や地方公共団体関係者を対象としたメーリングリスト及びフェイスブック等を活用し、最新情報を適時提供する。 (9) スポーツ庁との定期的な会議やスポーツ庁が設置する有識者会議、JSC が開催するセミナー等の中で収集・分析した情報を提供する。 (10) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているかをアンケート調査等により把握し、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の方法を検討する。	の機会を活用して、地方公共団体や国内スポーツ機関とアジア各国のスポーツ機関とのネットワーク構築及び連携活動の促進を支援する。 (5) 地方公共団体との連携協定 (JAPAN SPORT NETWORK (以下「JSN」という。)) に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行う。 (6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱落防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献、2020 年東京大会後に向けた持続的なスポーツ振興等に関わる情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。 情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、ソーシャルメディア等の公開情報を活用するほか、2020 年東京大会を契機とした諸会議等の機会も活用し、調査・情報収集を行う。 また、過去 2 カ年度において実施したスポーツ参加促進等に関わる真因 (インサイト) 調査の結果を踏まえ、地方公共団体等における施策の企画・立案・改善につながる情報提供を行う。 (7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析する。 各国の国際力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、データベース化するとともに、スポーツ庁等に分析結果を提供する。 (8) 上記 (1) から (7) までの活動を通して年間 100 件以上の情報を収集・分析する。収集・分析した情報は、メール等の媒体や 2020 年東京大会を契機とした諸会議等の機会を通じて、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体及びスポーツ団体等に対して適時提供する。 また、スポーツ庁との定期的なミーティング (国際スポーツラウンジ等) において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の推進に寄与することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会議や部会等で情報提供を行う。 (9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。
II 業務運営の効率化に関する事項	IV. 業務運営の効率化に関する事項 業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 2020 年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、JSC を取り巻く状況の変化に対応しつつ、業務の質の確保に留意し、業務運	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置 一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標に定められた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。

	般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度比 5%以上の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度比 5%以上の削減を図る。 ＜具体的な取組＞ ・毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、令和元年度までに他法人与共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。 ・「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）に準じ、業務の効率化等を図るため、令和元年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。 ・理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度 3 回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。 ・一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。 ・給与水準については、毎年度国家公務員の水準を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。 ・全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を令和 2 年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。 ・資産の適切かつ効率的な管理のために、毎年度 1 回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営が可能となる体制を整備する。	営や組織体制を見直すことにより、一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標期間の最終年度において、それぞれ平成 29 年度比 5%以上の削減を図る。 (1) 毎年度、既存業務の必要性・効率性・有効性について点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。 (2) 他法人与との消耗品等の共同調達をはじめ、間接業務の共同実施について、令和元年度末までに費用対効果や実現可能性等、様々な観点からの検討を行い、他法人与との調整等が整ったものから、順次実施することにより事務の効率化を図る。 (3) 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）に準じ、業務の効率化を図るため、令和元年度末までに法人全体に共通する業務について優先的に電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど、費用対効果をはじめとして実現可能性を検証し、その結果を踏まえて実施する。 (4) 理事長のガバナンス等に関する点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度 3 回実施し、内部統制の推進状況や課題と業務の取組状況について意見交換を行うとともに、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。 (5) 業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。 (6) 人件費（法律等により新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。 (7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮し、毎年度、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともにその検証結果や取組状況をホームページに公表する。 (8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。 (9) 全ての内部規程や業務マニュアルについて、業務が非効率となっているか又は実態に即していない内容となっているかという観点で令和 2 年度末までに内容を順次見直し、業務の効率化と適正化を図る。	(1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。 (2) 他法人与とコピー用紙の共同調達を実施する。また、その他の間接業務の共同実施については、平成 30 年度に実施した他の独立行政法人へのヒアリング等を踏まえた基礎情報に基づき、費用対効果や実現可能性等、様々な観点からの検討を行い、他法人与との調整等が整ったものから、順次実施する。 (3) 「働き方改革」に資する法人全体に共通する業務効率化を図ることを目的として、令和元年度の導入可否の判断を踏まえ、勤怠管理システム及び電子決裁・文書管理システムの運用に向けた準備を着実に進める。また、会議のペーパーレス化については、対象会議を限定した上で試行的に実施するとともに、ペーパーレス会議システムの導入検討を行う。 (4) 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年 3 回実施し、法令遵守事項をはじめとする内部統制の推進状況や課題、業務の取組状況等についての具体的な課題を議題に取り上げ、点検・必要な助言を受けるとともに適切に業務に反映させるための意見交換を行う。 また、その結果を法人の業務運営及び組織の見直しに活用するため、運営点検会議で出された意見、指摘については、内部統制委員会や役員会等において審議し、見直しに向けての取組を実施する。 (5) 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、2020 年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。 (6) 平成 30 年度に策定した人員計画を、社会情勢の動向も踏まえ引き続き必要に応じて見直し、人件費を効率的に執行する。 (7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮した上で、法人の給与水準を検証し、必要な場合は制度等の見直しを行い、適正化に取り組む。検証結果や取組状況については、ホームページに公表する。 (8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年 10 月 18 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。 また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。 (9) 業務の効率化と適正化を図るため、内部規程については、平成 30 年度に作成した「内部規程一覧」及び「効率的見直しのための 2 か年の作業計画」に基づき、不要な規程等の確認や廃止等について取り組む。また、業務マニ
--	---	--	---

		(10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営を行うための体制や規程等の見直しなどを進める。	ュアルについては、見直すべき対象を明確にした上で、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」が定める全社的な点検・更新期間等を通じて、順次更新作業を行う。 (10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため、固定資産及び物品管理部署を対象とした研修を実施する。
Ⅲ―1 Ⅲ―2 予算の適切な管理と効率的な執行等 自己収入の拡大	V. 財務内容の改善に関する事項 1. 予算の適切な管理と効率的な執行等 業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。 ＜具体的な取組＞ ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 ・運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。 ・予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。 ・資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 2. 自己収入の拡大 自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源を確保し、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図る。 ＜具体的な取組＞ ・スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。 ・インターネットを通じ広く寄付金を募るな	Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 予算の適切な管理と効率的な執行等 業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。 (1) 中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う体制を構築する。 (2) 運営費交付金を効率的に執行するため、適切な予算配分等を行う。また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。 (3) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 2. 自己収入の拡大 自己収入について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図るため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、多様な財源の確保に努める。 (1) スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。 (2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、他の独立行政法人の事例や費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、取組を実施する。 (3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、類似施設の情報収集及び効果・影響の検証等を踏まえて検討し、令和元年度末までに結論を出す。	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 1 予算の適切な管理と効率的な執行等 (1) 業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定するとともに、特に経営方針に適合した弾力的な運用にも配慮する。 また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年2回程度行うことなどにより、予算を計画的・効率的に執行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。 あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。 (2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 2 自己収入の拡大 自己収入について、中期目標を達成するため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に多様な財源を確保できるよう、平成30年度に作成した自己収入の拡大のためのロードマップに沿って以下の取組を行う。 (1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。 (2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、令和元年度にリニューアルした法人ウェブサイトの寄附募集ページの更なる活用や民間の寄附募集サイトを活用した方策を検討し、実施可能なものから順次実施する。 (3) 令和元年度に策定したネーミングライツの導入に関する方針を踏まえ、必要に応じて情報収集を行う。 (4) 令和元年度に行った上記検討結果も踏まえ、多様な財源を確保するため、外部組織と連携強化するなど、戦略的に法人を運営する体制の整備について検討する。

	と新たな寄附金の獲得方策を行う。 ・ネーミングライツの導入が行われていない施設について導入を検討する。		
IV－1 長期的視野に立った施設整備の実施	VI. その他業務運営に関する重要事項 1. 長期的視野に立った施設整備の実施 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、その計画に基づいた整備を行うとともに、バリアフリー改修など施設利用者のニーズを的確に踏まえた整備を行う。 ＜具体的な取組＞ ・新国立競技場については、関係関係会議の点検を受けながら、整備計画に基づき、着実な整備を推進する。 ・長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を令和2年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。 ・施設利用者のアンケート調査等から施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。	VII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 1. 長期的視野に立った施設整備の実施 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。 （別表－19を参照） ※上記は、中期計画上の記載であり、本資料には添付していない。 （1）新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」（平成27年12月22日新国立競技場整備計画再検討のための関係関係会議決定）に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポーツ体制の下、以下の取組を実施する。 ① 専門人材の配置等による体制の強化 ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施 ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上 ④ 関係関係会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告 （2）施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画として「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27年3月文部科学省）」に基づく「個別施設計画」を令和2年度末までに策定するとともに、計画的に施設整備を推進する体制を構築する。 （3）利用者本位の立場から施設整備を進めるため、毎年度、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。	VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 1 長期的視野に立った施設整備の実施 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。 （別表－13を参照） ※上記は、年度計画上の記載であり、本資料には添付していない。 （1）秩父宮ラグビー場については、東京都が「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等において目標としている神宮外苑地区のスポーツクラスターとしてのまちづくりの実現に向けて協力するため、関係者との調整を図りつつ、再開発事業の進捗を踏まえた施設計画の検討を行い、発注に向けた準備を進める。 （2）「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、施設の管理・運営を行う。 また、計画的に施設整備を推進する体制を構築し施設整備を推進するとともに、令和2年度末までに「個別施設計画」を策定する。 （3）利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、対応可能なものから整備する。
IV－2 内部統制の強化	2. 内部統制の強化 前中期目標期間において、新国立競技場の整備に端を発したガバナンス体制の不備及び会計検査院から不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や監査体制の強化など内部統制の強化の取組を推進する。	2. 内部統制の強化 前中期目標期間において、新国立競技場の整備に係るガバナンス体制の不備が見受けられたこと、及び会計検査院からの不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、法令等を遵守するとともに、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や内部統制システムの整備を進める。 （1）経営方針を明確化し、役職員が一体となって法人の目的を達成するため、毎年度、理事長による役職員向けの年度方針説明を行う。	2 内部統制の強化 内部統制については、情報公開法等国の法令に対するコンプライアンスに特に留意して業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、JSC内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。 （1）業務運営に係る経営方針を明確化するため、以下の取組を行う。 ① 年度初めに理事長による業務運営に係る方針の説明会を開催することにより経営方針の明確化と浸透を図るとともに、「バッドニュース・ファースト」の徹底などの組織の適正な運営を確保し、理事長の経営姿勢を浸透させるため、理事長が主催する職員との意見交換の場を設けるなど、

	<具体的な取組> ・内部統制に関する職員の認識を調査し、その結果から導き出された必要な対策を行うとともに、継続的な職員研修会等の意識改革の取組を行う。 ・監査計画に基づき監視、評価等を行うモニタリングの体制を構築することにより、PDCA サイクルの確立と徹底を図る。 ・内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。	(2) 内部統制に関する役職員の認識について、中期計画期間を通じて定期的にアンケート等により調査し、その結果を踏まえて検討された対策を講じていくとともに、研修等を通じて、内部統制の重要性について浸透を図る。 (3) 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で毎年度作成する年間の監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。これらモニタリングの取組を着実に実施することにより、PDCA サイクルの確立と徹底を図る。 (4) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)における内部統制の基本的要素を踏まえ、内部統制の強化に関する 5 年間を見据えたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを平成 30 年度中に作成し、内部統制委員会や運営点検会議においてその進捗状況を確認することにより、アクションプランに記載した事項を着実に実施する。	JSC の基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。 ② 「役員会に付議すべき事項」に基づき重要事項に関して役員会において審議・報告を行い、適切かつ迅速な意思決定を行う。 (2) 内部統制に関する課題を抽出するため、令和元年度に実施した職員の意識調査の結果に基づき、内部統制に対する職員への理解促進を図るとともに、その重要性についても浸透するよう、研修等を実施する。また、意識調査の内容や進め方について見直しを検討する。 (3) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。 ① 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和 2 年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。 また、令和元年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。 ② 業務運営上の課題及びリスクを明確にし、適切に対応するため、理事長を中心とする役員による定期的なミーティング等により業務の進捗等を適宜共有する。また、理事長を委員長とした自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、年度計画の達成状況について自己評価を行う。 (4) 平成 30 年度に作成した「内部統制強化に関する 5 年間を見据えた基本方針」やコンプライアンスのための取組をはじめとした令和元年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和 2 年度のアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認することなどにより、必要な改善に計画的に取り組む。 (5) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、令和 2 年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。
IV－3 適正な人員配置等	3. 適正な人員配置等 業務の効果的・効率的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、組織の機能向上のため、組織運営についても不断の見直しを行うこととする。 <具体的な取組> ・組織の肥大化を防ぐため、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた適切な人員配置を行う。 ・既存業務の点検や職員からのヒアリング等	3. 適正な人員配置等 質の高い業務運営を行い、JSC の目的を確実に達成するため、中期目標期間を通じて専門性のある業務を含め必要な人材の育成・確保に努めるとともに、人員の適正かつ柔軟な配置を行い、組織の機能を向上させる。 (1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うことと連動して、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた人員配置を行う。また、作成した人員計画を踏まえた採用や人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。	3 適正な人員配置等 JSC を取り巻く環境を踏まえつつ、変容する社会に対応し、スポーツ振興を通じた新たな価値の創出や社会的課題解決への貢献を行うため、中長期的な戦略を推進するとともに、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるよう、適正かつ柔軟な人員配置を行うため、以下の取組を行う。 (1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」に加え、この考え方を実現するための人員計画等必要な取組等を踏まえ、専門性の高い人材を確保する等、以下の取組を行う。 ① 今中期目標である「人件費 5%以上の削減」達成のため、計画的な採用を行うとともに、持続可能な組織のため、年齢、性別等の構成等のバランスを考慮する。また、研究・支援や施設の整備・管理・運営等の様々な業

	を通じて、業務量等を把握することにより、適正な人員配置や組織の見直しを行う。 ・人材確保・人材育成等に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。 ・男女共同参画の推進及び障害者雇用の推進のための措置を通じて、職場環境の充実を図る。	(2) 既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直しを行う。 (3) 業務成果の最大化を図るため、JSC 業務の理解、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の習得など、多様な研修を計画的に実施する。 (4) 男女共同参画及び障害者雇用の推進に取り組むとともに、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策の推進等の職場環境の充実を図る。	務に精通した人材を、人事交流、専門的分野を対象とした採用試験、内部登用試験等の多様な採用方法により確保する。 ② 今中期目標期間において、特に優先度の高いとされた業務を着実に推進するため、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。 (2) 業務の効果的、効率的な実施のため、関係部署が緊密な連携を図りながら、人事施策上の課題を検討する体制を構築する。また、超過勤務時間の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、必要に応じた組織体制及び人員計画の適正かつ柔軟な見直しを行う。 (3) 職員の能力や専門性、モチベーションを向上させるため、JSC を取り巻く環境や中長期的な戦略を踏まえつつ、「人事・人材育成の基本的な考え方」等に基づき、「評価」「研修」「異動」を一体的に運用する等効果的な人材育成を図る。 (4) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、障害者雇用、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策の推進等、次の取組を行うことにより職場環境の充実を図る。 ① 男女共同参画基本方針における役職員の採用・管理職等の登用に占める女性割合を踏まえ、計画的な男女共同参画のより一層の推進に努める。 ② 業務の効率性にも配慮し、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、社会環境の変化に応じた、テレワーク等の検討を推進する。 ③ 障害者の働きやすい職場環境を整備し、法定雇用率を遵守した採用を推進するとともに、その定着に努める。 ④ ハラスメント防止の取組として、職員の意識調査の結果も踏まえつつ、役職員の意識向上のための研修等を実施する。 ⑤ メンタルヘルスを含めた労働衛生、役職員の健康管理等の取組として、産業医と連携することによる相談・サポート体制の充実を図る。
IVー4 情報セキュリティ対策の強化	4. 情報セキュリティ対策の強化 「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 <具体的な取組> ・情報セキュリティポリシーを随時見直すとともに、全ての職員が情報セキュリティに関する理解度が深まるように周知徹底を行う。	4. 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、中期目標期間を通じて情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。 (1) 情報セキュリティレベルを高めるため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「独立行政法人日本スポーツ振興センター情報セキュリティ管理運用細則」）等の関係規程を適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書を平成 30 年度中に作成する。 (2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にイーラーニング形式のアンケート調査を実施し、理解度の確認と自己学習による理解の徹底を図るとともに研修内容の改善及び充実を図る。 (3) 情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、政府系機関主催	4 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。 (1) 情報セキュリティレベルを高めるための体制を強化し、政府が定める「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）及び「統一基準群」等を踏まえ、整備した情報セキュリティ関連規程（情報セキュリティ・インシデントが発生した際の対応手順書を含む。）の周知徹底を図り、情報セキュリティに関しての理解度の向上を図る。 (2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容の改善及び充実を図る。 (3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員を対象に、政府系機関主催

	う。 ・情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、職員の研修機会の充実を図る。 ・情報セキュリティ監査、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。	の研修会等を有効に活用することにより、職員の研修機会の充実を図る。 (4) 情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図るため、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、監査結果等を踏まえて改善策を検討し「情報セキュリティ対策推進計画」として取りまとめ、それに基づいた改善策を実施する。	の研修会等に職員を参加させるとともに、内部研修を実施し、専門性を高める。 (4) 令和元年度までに実施された外部機関によるセキュリティマネジメント監査等で指摘された事項等を踏まえて策定した「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、改善策を実行する。 また、当該改善策の実施状況等に関する情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、更なる改善に資する事項を次年度の「情報セキュリティ対策推進計画」等に反映させることなどにより、情報セキュリティ対策の改善を促進する。
--	---	---	--